

大垣市

第二次障害者計画・第3期障害福祉計画



▲大垣市立かわなみ作業所通所者作品

平成24年3月
大垣市

🌱 は じ め に 🌱



誰もが住み良いと感じられるまちづくりとは、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して普通に暮らすことができるノーマライゼーションの理念に基づくインクルーシブな共生社会の実現にほかなりません。

しかしながら、いまだ、障がいのある人に対する「活動」や「参加」への様々な制限や制約は数多く存在しています。

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である。」という国連の提唱は、障がいがあるということを人間の多様な姿の一つと捉えるとともに、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合うという多様性を尊重する社会の重要性を意味しているといえます。

こうした状況や新たな課題を踏まえ、このたび障がいのある人の生活全般に関する福祉施策を推進するための指針として、「大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画は「障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる、市民協働による自立支援社会づくり」を基本理念とし、すべての市民が参画して、人権が尊重され、すべての人が自身の可能性の発揮できる地域社会を目指すとともに、今後も本計画に基づき、障がいのある人の福祉施策の充実を図り、人にやさしい支え合い・助けあいが息づくまちづくりを進めていきます。

市民の皆様には、本計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議を賜りました「大垣市障害者計画・障害福祉画策定・評価委員会」の委員の皆様はじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成24年3月

大垣市長 小川 敏

—大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画—

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の経緯と背景	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	5
4	計画策定のプロセス	6

第2章 障がいのある人の状況

1	障がいのある人の状況	11
2	療育・保育・就学等の状況	23
3	雇用・就業等の状況	27
4	障害福祉サービスの利用状況	28
5	入所・通所施設等の状況	36
6	人的資源	38

第3章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1	アンケートから見えてきた現状と課題	39
2	各関係団体等ヒアリングのまとめ	50

第4章 基本的な視点

1	基本理念	63
2	施策目標	64

第5章 市民協働による自立支援社会実現に向けて

施策体系図	68
施策目標1 日常の自立した暮らしを支援するために	71
施策目標2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために	78
施策目標3 多角的な支援による社会参加促進のために	87
施策目標4 ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために	96
施策目標5 市民協働による福祉の推進を確かなものにするために	102

第6章

第3期障害福祉計画

1	総合的な自立支援システムの構築	112
2	第2期まで（平成23年度末）の実績の推移	113
3	障害者自立支援法の改正内容	114
4	平成26年度までの重点課題と数値目標	115
5	障害福祉サービス提供の実績と必要な見込み量及び見込み量確保のための方策	118
6	地域生活支援事業	127

資料編

資料1	大垣市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿	132
資料2	大垣市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	133
資料3	大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画策定の経過	135
資料4	障がいのある人の権利に関する条約	136

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯と背景

1 わが国における障がい者施策の取組み

わが国の障がい者施策は、昭和45年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的推進を図ることが示され、その後、昭和58年には、わが国における最初の障がい者施策に関する長期計画が策定されました。

その後、平成5年に、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、平成16年6月には、「障害者基本法」が改正され、目的規定において障がいのある人の自立や社会参加の支援等が示され、障がいを理由とする差別等の禁止、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化等が規定されました。

この平成16年における「障害者基本法」の改正以降、わが国の障がい者施策は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の実現に向けた取組みがなされてきました。

しかし、現在においてもなお、地域から孤立し“家族依存中心”の生活を強いられている実態、精神疾患や特定疾患、難病患者、発達障がい者（児）などの制度のはざまにあって“福祉のすきま”に置かれている実態などがいまだ存在しているという現実があります。

2 障害者制度の抜本的改革に向けた動き

(1) 平成21年12月、内閣に「障害者制度改革推進本部」が設置され、同本部の下に「障害者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」という。）が設置されました。

推進会議は、平成22年1月から審議を開始し、「障害者基本法」の抜本的な改正による「障害者の権利と支援に関する基本法」（仮称）の制定、障がいのある人にかかわる総合的な福祉法制となる「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた具体的な検討に着手しており、平成24年の通常国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指しています。さらに、推進会議の下に「差別禁止部会」を設け、「障害者差別禁止法」（仮称）の制定に向けた検討を開始し、平成24年度末を目途にその結論を得ることとしています。

(2) 平成22年5月24日には、推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（素案）がとりまとめられ、成案が、同年6月29日に閣議決定されたのを受け、障害者基本法の抜本改正に向け、分野別課題の具体的な検討に着手し、その後、「制度改革の重要方針に関する第二次意見」が取りまとめられました。

(3) これらの経緯を踏まえ、現行の国の「障害者基本計画」(平成15年度～平成24年度)の期間内において、「障害者権利条約」の締結に向けて、関連する各種国内法の整備を始めとする障がいのある人にかかわる制度の集中的な改革がすすめられ、平成25年度以降において、新たな障がい者制度の枠組みが整うこととなります。

以上のことから、「大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画」の策定においては、国の障がい者制度の抜本的改革に向けた新たな動きや、障がいのある人の捉え方、障がいの範囲、合理的配慮の解釈範囲、差別の定義等にかかわる事柄、ならびに新たな障害福祉サービス体系の枠組みを的確にとらえ、地域課題に対応した、新たな時代潮流を見通した策定が必要となります。

3 計画策定の経緯と新たな課題への対応

本市においては、「すべての市民が、共に支えあいながら、暮らすことができるまちづくり」をめざし、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、共に支えあう社会を実現するため、福祉、保健、教育、雇用、住宅、まちづくりなど、市民協働のもと、幅広い分野にわたる障がい者福祉施策を積極的に推進してきました。

しかし、この間、施設等から地域への移行が進められていますが、これら地域生活に移行する人たちを支える仕組みや、受け入れ態勢が整わないために、特に、精神に障がいのある人の社会的入院の解消や、障がいのある人の自立を支える施設の整備が十分図られておらず、地域での支援体制も十分に整っていないのが現状です。

また、地域に密着した生活支援の関連施策や相談支援機能、成年後見制度や権利擁護施策の充実等についても、十分な運用には至っていないのが実情です。

さらに、制度のはざまにあって“福祉のすきま”に置かれている発達障がいのある人(子どもたち)や、障がい者手帳を持たない人等が、個別の福祉サービスを受けられないという状況があり、今後、国の抜本的な障がい者制度改革と相まって、多様な支援のあり方等を検討していくことが喫緊の課題となっています。

また、地域社会の関係性の希薄化が進む中、支援者(家族や身近な介助者や養護者)に対する負担の軽減策も十分ではなく、障がいのある人や何らかの支援を要する人に対し、地震などの自然災害、地域社会における安全、安心の確立もまた、大きな課題となっています。

さらに、障がいのある人に対する人権侵害や、偏見が今もなお存在し、地域住民との相互理解や福祉のまちづくりをはじめとするこころのバリアフリー社会の浸透など、さらなる対応が迫られています。

4 障がいのある人の定義

本計画において、「障がい者」、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条によるところの「身体障害、知的障害、又は精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」をいいます。



▲大垣市立かわなみ作業所通所者作品

2 計画の位置づけ

- (1) 「大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画」策定においては、現行の「障害者基本法」に定める「障害者計画」と、現行の「障害者自立支援法」に定める「障害福祉計画」を一体のものとしてとらえ、平成23年7月29日の参議院本会議で可決、成立した「障害者基本法の一部を改正する法律」(8月5日公布日施行。以下「改正障害者基本法」という。)及び衆参両院による同法付帯決議ならびに、現在、検討されている障がい者制度の抜本的な見直しの内容を踏まえたものとして、障がい者福祉施策の基本的な指針とその実施すべき方策を示した総合的かつ中長期的な計画とします。
- (2) また、「大垣市第3期障害福祉計画」策定においては、障害者自立支援法の廃止と、平成25年(2013年)8月に予定されている「障害者総合福祉法(仮称)」の制定及び施行までの“つなぎ”として、平成22年12月3日、参議院本会議において可決、成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)の内容を踏まえるとともに、大垣市独自の地域生活支援事業等の障がい者福祉施策に焦点をあて、再構築していきます。
- (3) 地域で育む地域福祉の推進の観点から、障がいのある人に対する支援活動や障がい者福祉施策の推進に関するガイドラインとします。
- (4) 本計画に基づく事業の実施にあたっては、「大垣市総合計画」を上位計画とする、関連計画との整合性を図るとともに、市独自の障がい者福祉施策に焦点をあて、再構築していきます。

図 1-1 計画の位置

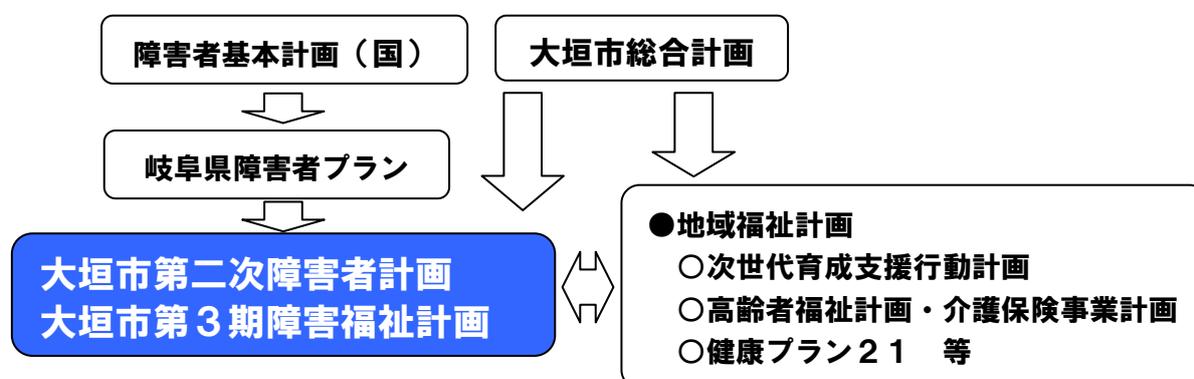


表 1-1 障害者計画と障害福祉計画の根拠法令と位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成23年10月1日一部改正施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 国の障害者基本計画及び岐阜県障害者プランを基本とするとともに、大垣市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画 中長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障害福祉サービス等ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の障害者基本計画および岐阜県障害者プランを基本とした、大垣市総合計画の部門計画	障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標の設定

3 計画期間

「大垣市第二次障害者計画」は、平成24年度から平成28年度までの5か年を計画期間とし、また、「大垣市第3期障害福祉計画」は、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とします。(ただし、国は、平成25年8月までの障害者自立支援法の廃止及び障害者総合福祉法(仮称)の制定を目指していますので、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。)

また、障がい者福祉施策の実施状況及び社会状況等の変化に対応し、障がいのある人の意向等も踏まえ、適宜、評価ならびに見直しを行うものとします。

図 1-2 計画期間



※ (国)「障害者基本計画」(平成15年～平成24年)

※ (国)「重点施策実施5か年計画」(平成15年～平成19年)、(平成20年～平成24年：後期5か年計画)

4 計画策定のプロセス

1 障がいのある人を含む市民へのアンケート調査の実施

1. 調査の目的

今後の障がい福祉施策を進めるにあたり、障がいのある人やその家族が安心して生活できるまちづくり、地域づくりのため、様々な計画のもとに関係する福祉施策を、市民のみなさんと共に積極的に推進していくため、社会状況の変化と新たな課題に対応した、「障害者計画」ならびに「障害福祉計画」の策定にかかわる基礎的な資料とすることを目的として、障がいのある方の意向等を把握することを目的として実施しました。

※アンケート結果の概要は、第3章「障がいのある人の現状と課題」に掲載しています。

2. 調査の方法

1) 実施期間

平成23年7月26日～8月19日（調査基準日 平成23年7月1日）

2) 調査対象者

原則、市内に居住する障害者手帳の交付を受けている方を対象とし、郵送法による配布・回収を行いました。

3. 配布・回収状況

配布・回収の状況は下表のとおりです。

対象	発送数（人） A	回収数（人） B	回収率（%） $B/A*100$	有効回答数 （人）C	有効回答率 （%） $C/B*100$
障がいのある人	2,000	1,260	63.0	1,207	95.8
健常者	1,550	638	41.2	627	98.3

※基本属性及び回答記載のほとんどない場合及び集計締め切り後の回収調査票は、有効回答から除き、集計に含めていません。
（自由記入は記載しています。）

2 支援学級（情緒クラス）に通っている児童（保護者の方）へのアンケート調査の実施

1. 調査の目的

今後の障がい福祉施策を進めるにあたり、安心して生活できるまちづくりを推進するため、社会状況の変化と新たな課題に対応した、「障害者計画」ならびに「障害福祉計画」策定に係る基礎的な資料とすることを目的として、支援学級（情緒クラス）に通っている児童（保護者の方）の意向等を把握することを目的として実施しました。

※アンケート結果の概要は、第3章「障がいのある人の現状と課題」に掲載しています。

2. 調査の方法

1) 実施期間

平成23年7月12日～8月10日（調査基準日 平成23年7月1日）

2) 調査対象者

郵送法による配布・回収を行いました。

3. 配布・回収状況

配布・回収の状況は下表のとおりです。

対象	発送数（人） A	回収数（人） B	回収率（%） $B/A*100$	有効回答数 （人）C	有効回答率 （%） $C/B*100$
支援学級（情緒クラス） に通っている児童 （保護者の方）	53	27	50.9	27	100.0

3 各関係団体等へのヒアリング調査の実施

1. ヒアリング調査に協力いただいた各関係団体等のみなさん

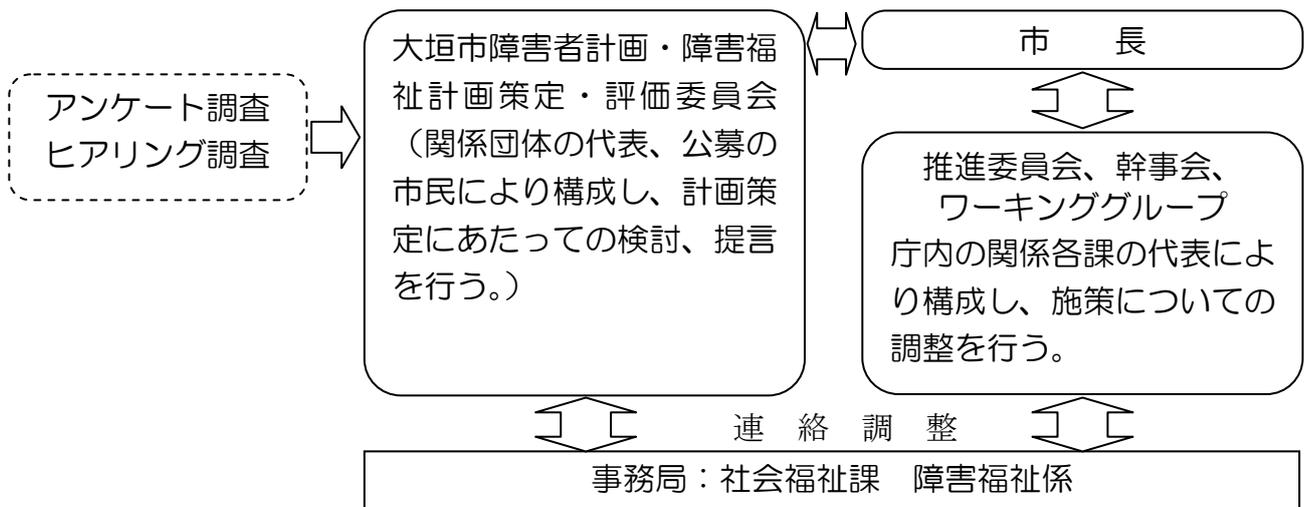
今後の障がい福祉施策を進めるにあたり、安心して生活できるまちづくりを推進するため、社会状況の変化と新たな課題に対応した、「障害者計画」ならびに「障害福祉計画」策定にかかわる基礎的な資料とすることを目的として、障がい者関係団体、障がい者関係施設、障がいのある人にかかわるボランティア団体等に対し、障がい者福祉に関する活動を行っていく上での課題や今後の活動の展望、障がい者の就労促進についての課題、提案、今後の団体の活動等の項目について、ヒアリングシートにより調査を実施しました。

1. 障がい者関係団体（13団体）	
✦	身体障害者福祉協会大垣支部
✦	大垣市手をつなぐ親の会
✦	大垣市肢体不自由児・者 障害児・者父母の会
✦	大垣視覚障害者福祉協会
✦	大垣聴覚障害者福祉協会
✦	ひまわり学園親の会
✦	かわなみ作業所父母の会
✦	大垣特別支援学校大垣地区 PTA
✦	大垣市柿の木荘保護者会
✦	岐阜県自閉症協会
✦	パン工房ドリーム保護者会
✦	重症心身障害児・者親の会
✦	西濃地域精神障害者家族会いぶき会
2. 障がい者関係施設（14団体）	
✦	西濃圏域障害者生活支援センター ゆう
✦	大垣市柿の木荘
✦	緑の丘
✦	大垣市立かわなみ作業所
✦	ハーモニー大垣
✦	かがやきネットワーク
✦	あゆみホーム
✦	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室
✦	ジーバケアサービス
✦	大東ホームヘルプサービス
✦	大垣市立ひまわり学園
✦	いぶき作業所
✦	工房さんぼみち
✦	大垣特別支援学校
3. ボランティア団体（5団体）	
✦	大垣点訳グループ愛盲会
✦	大垣手話サークル
✦	精神保健福祉ボランティア カモミールの会
✦	にじの会 ～NPO法人アスペエルデの会 岐阜支部～
✦	車椅子レクダンス普及会

4 計画の策定体制

学識経験者、保健・医療・福祉関係者および障がいのある人の代表者、公募の市民などにより組織される「大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会」及び市の内部組織である「推進委員会」「幹事会」「ワーキンググループ」を設置し、前計画の評価、本計画の施策内容、目標等について検討を重ねました。

図 1-3 計画の策定体制



○ 策定・評価委員会

(ア) 役割

計画の策定にあたり、学識経験者をはじめ、保健・医療・福祉関係者および障がいのある人の代表者、公募の市民などが各分野から提案を行い、計画案を市長へ提言する。

(イ) 委員 (26人)

学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、市民公募による者、その他市長が必要と認める者

○ 推進委員会

(ア) 所掌事務

計画の策定及び推進に関することや、計画等の策定及び推進における関係部課の総合調整、その他推進委員会が必要と認める事項について行う。

(イ) 委員 (19人)

副市長、教育長、技監、企画部長、総務部長、かがやきライフ推進部長、生活環境部長、福祉部長、子育て支援部長、経済部長、建設部長、水道部長、都市計画部長、上石津地域事務所長、墨俣地域事務所長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防長

○ 幹事会

(ア) 所掌事務

推進委員会を補助し、具体的な検討を行う。

(イ) 委員

関係各課の長等

○ ワーキンググループ

(ア) 所掌事務

計画等の策定にあたり、効率的に効果ある資料等の収集及び調査研究を行う。

(イ) 委員

関係各課担当者等

5 計画の推進、進行管理

- (1) 本計画の推進にあたっては、障がいのある人の意見を最大限尊重するとともに、計画の実施状況の把握、点検、評価及び計画の推進にあたっては、「大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会」及び自立支援協議会^(※1)、各関係部局が連携し、障がい者福祉施策に取り組めます。
- (2) 障害福祉サービスの確保・提供に係る方策においては、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、目標の達成状況を点検・評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを行います。
- (3) 障がいのある人の地域移行や就労支援など、計画を実効性あるものとするため、行政、当事者団体、社会福祉法人、事業者、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体等の民間団体などの関係機関との連携をより一層図っていきます。
- (4) 点検及び評価した結果については、広報及びホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

(※1) 自立支援協議会

自立支援協議会とは、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域の課題を整理しながら、障がい福祉基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。

第2章 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の状況

1 年齢区分人口の動向～進展する少子高齢化～

平成18年度と平成23年度の総人口の比較では、平成18年度の166,342人から1,693人減の164,649人と、近年減少の傾向にあります。また、18歳未満の人口も減少の傾向にあり、平成18年度の29,367人から1,162人減の28,205人となっています。

一方、65歳以上の人口は、平成18年度の33,156人から3,671人増の36,827人と、増加の傾向にあり、平成23年度の18歳未満人口割合が17.2%に対し、65歳人口割合が22.3%と、今後、さらに少子高齢化の進展が予想されています。

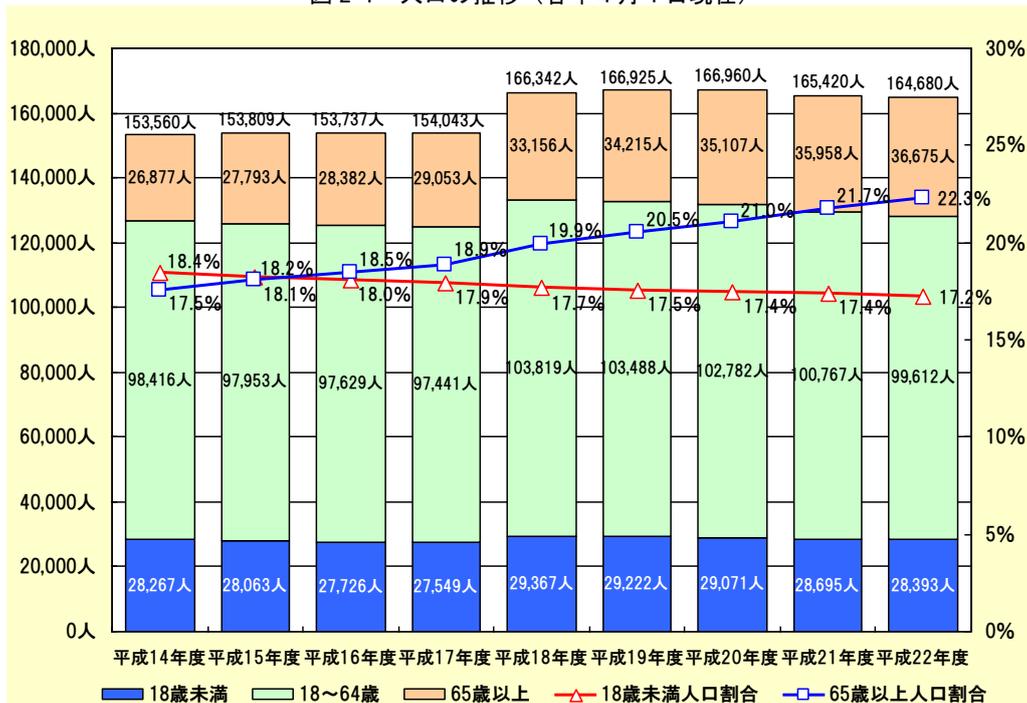
表 2-1 人口の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	153,560	153,809	153,737	154,043	166,342	166,925	166,960	165,420	164,680	164,649
18歳未満	28,267	28,063	27,726	27,549	29,367	29,222	29,071	28,695	28,393	28,205
18～64歳	98,416	97,953	97,629	97,441	103,819	103,488	102,782	100,767	99,612	99,617
65歳以上	26,877	27,793	28,382	29,053	33,156	34,215	35,107	35,958	36,675	36,827

資料：庁内資料

図 2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



※平成14年度～平成17年度：旧大垣市の住民基本台帳人口、平成18年度以降：旧上石津町・旧墨俣町を含む住民基本台帳人口

2 「身体障害者手帳」の交付状況

平成17年度と平成22年度の比較では、18歳未満では、平成17年度の130人から7人減の123人となっています。一方、18歳以上では、5,929人から420人増の6,479人となっています。今後も、高齢化の進展が予想されていることから、高齢者を中心に身体障害者手帳交付数の増加が見込まれます。

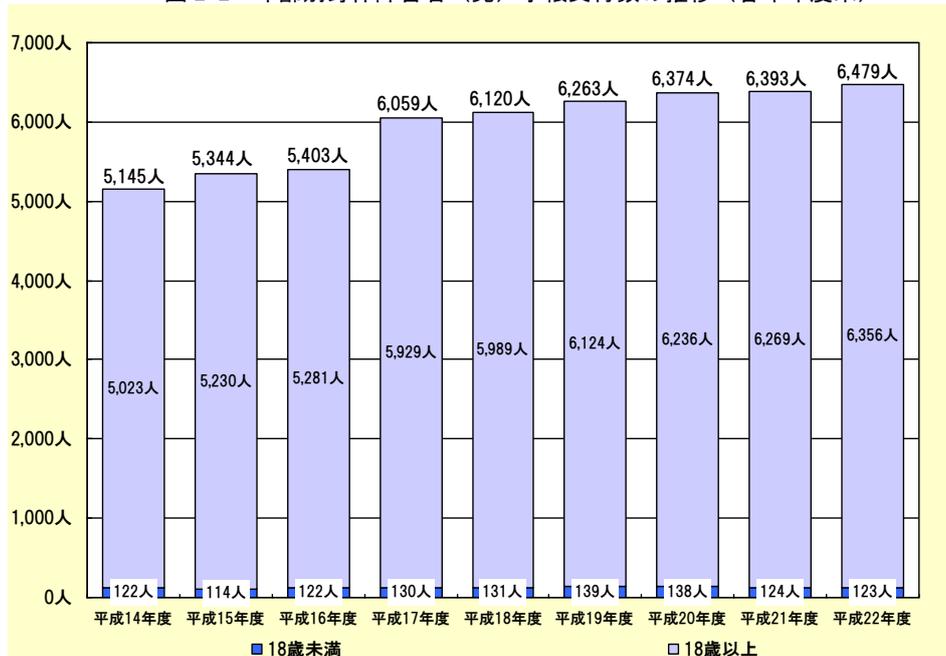
表2-2 年齢別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）

（単位：人）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	122	114	122	130	131	139	138	124	123
18歳以上	5,023	5,230	5,281	5,929	5,989	6,124	6,236	6,269	6,356
計	5,145	5,344	5,403	6,059	6,120	6,263	6,374	6,393	6,479

資料：庁内資料

図2-2 年齢別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）



平成17年度と平成22年度の障がいの種類別交付数の比較では、視覚障がい、平成17年度の411人から13人増の424人、聴覚・平衡機能障がい、平成17年度の510人から22人減の488人、音声・言語・そしゃく機能障がい、平成17年度の69人から3人増の72人、肢体不自由が、平成17年度の3,271人から97人増の3,368人、内部障がい、平成17年度の1,798人から329人増の2,127人となっています。

平成17年度と平成22年度の障がいの種類別交付数の割合の比較では、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由の割合が減少する一方で、内部障がいの割合が増加しています。

表 2-3 障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）

（単位：人）

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
視覚障がい	384 (13)	381 (10)	376 (11)	411 (12)	426 (13)	429 (13)	432 (14)	432 (14)	424 (12)
聴覚・平衡 機能障がい	487 (10)	497 (10)	472 (13)	510 (15)	508 (15)	500 (17)	498 (16)	489 (14)	488 (14)
音声・言語・ そしゃく 機能障がい	62 (1)	62 (0)	61 (0)	69 (0)	71 (1)	70 (0)	66 (0)	68 (0)	72 (0)
肢体不自由	2,797 (59)	2,887 (59)	2,908 (57)	3,271 (62)	3,281 (64)	3,350 (64)	3,413 (64)	3,344 (60)	3,368 (64)
内部障がい	1,415 (39)	1,517 (35)	1,586 (41)	1,798 (41)	1,834 (38)	1,914 (45)	1,965 (44)	2,060 (36)	2,127 (33)
計	5,145 (122)	5,344 (114)	5,403 (122)	6,059 (130)	6,120 (131)	6,263 (139)	6,374 (138)	6,393 (124)	6,479 (123)

資料：庁内資料：（ ）内の18歳未満の人数再掲

図 2-3 障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）

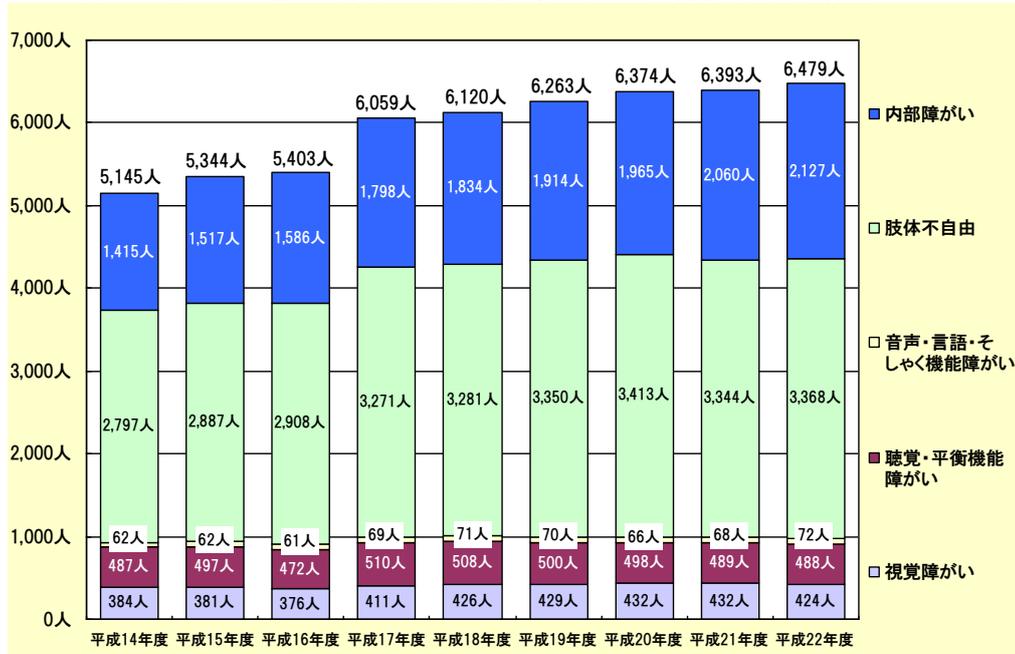
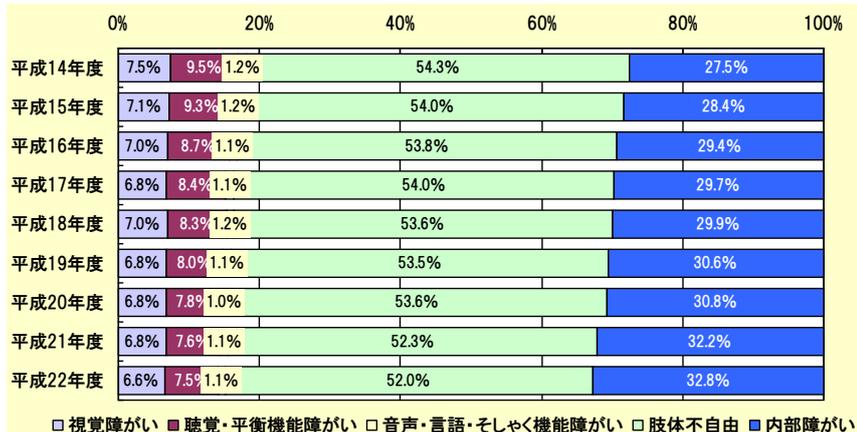


図 2-4 障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数割合の推移（各年年度末）



平成17年度と平成22年度の障がい等級別交付数の比較では、1級が、平成17年度の1,586人から267人増の1,853人、2級が、平成17年度の1,047人から41人増の1,088人、3級が平成17年度の1,451人から93人増の1,544人、4級が、平成17年度の1,145人から161人増の1,306人、5級が、平成17年度の422人から65人減の357人、6級が、平成17年度の408人から77人減の331人となっています。

表2-4 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）（単位：人）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	1,303 (43)	1,365 (41)	1,405 (40)	1,586 (43)	1,610 (44)	1,682 (54)	1,783 (57)	1,846 (52)	1,853 (51)
2級	875 (26)	923 (23)	940 (30)	1,047 (32)	1,072 (31)	1,093 (30)	1,065 (26)	1,067 (20)	1,088 (20)
3級	1,235 (38)	1,268 (35)	1,272 (35)	1,451 (35)	1,461 (34)	1,501 (35)	1,504 (34)	1,533 (31)	1,544 (32)
4級	963 (7)	1,016 (5)	1,034 (4)	1,145 (5)	1,160 (7)	1,178 (5)	1,232 (6)	1,247 (6)	1,306 (6)
5級	380 (4)	386 (5)	382 (5)	422 (7)	412 (6)	413 (6)	410 (7)	363 (7)	357 (8)
6級	389 (4)	386 (5)	370 (8)	408 (8)	405 (9)	396 (9)	380 (8)	337 (8)	331 (6)
計	5,145 (122)	5,344 (114)	5,403 (122)	6,059 (130)	6,120 (131)	6,263 (139)	6,374 (138)	6,393 (124)	6,479 (123)

資料：庁内資料（ ）内の18歳未満の人数再掲

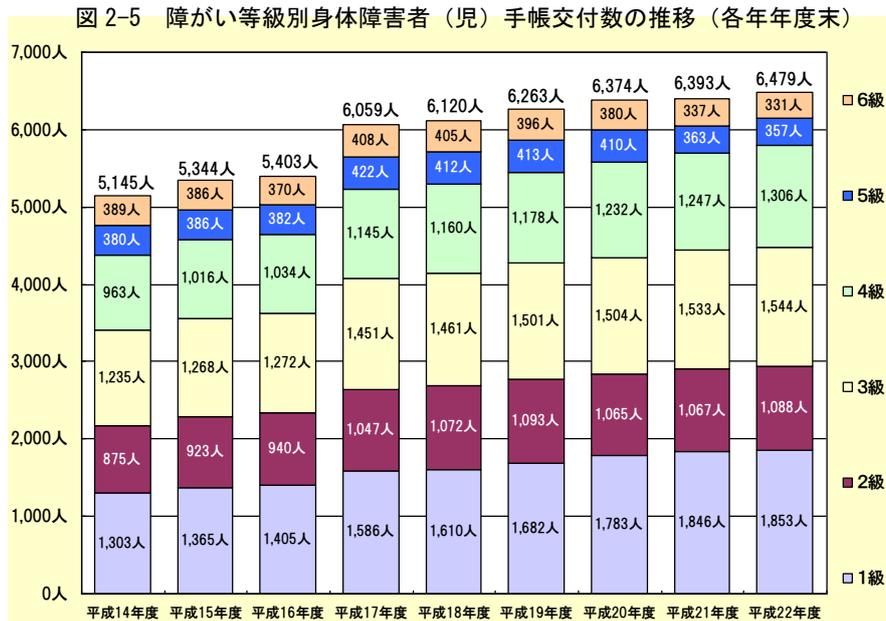
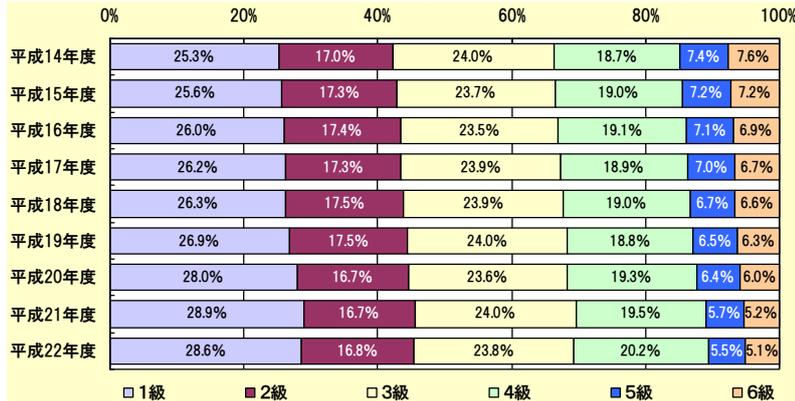


図2-6 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数割合の推移（各年年度末）



障がいの種類別・障がい等級別の交付数が最も多いのは、1級が、内部障がいの991人（53.5%）2級が、肢体不自由の810人（74.4%）、3級が、肢体不自由の794人（51.4%）、4級が、肢体不自由の688人（52.7%）、5級が、肢体不自由の312人（87.4%）、6級が、聴覚・平衡機能障がいの150人（45.3%）となっています。

表 2-5 障がいの種類別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（平成23年3月末）（単位：人）

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	184 (5)	50 (0)	2 (0)	626 (34)	991 (12)	1,853 (51)
2級	110 (1)	135 (4)	5 (0)	810 (12)	28 (3)	1,088 (20)
3級	17 (1)	61 (4)	43 (0)	794 (9)	629 (18)	1,544 (32)
4級	29 (1)	88 (1)	22 (0)	688 (4)	479 (0)	1,306 (6)
5級	41 (3)	4 (0)	0 (0)	312 (5)	0 (0)	357 (8)
6級	43 (1)	150 (5)	0 (0)	138 (0)	0 (0)	331 (6)
計	424 (12)	488 (14)	72 (0)	3,368 (64)	2,127 (33)	6,479 (123)

資料：庁内資料（ ）内の18歳未満の人数再掲

表 2-7 障がいの種類別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（平成23年3月末）

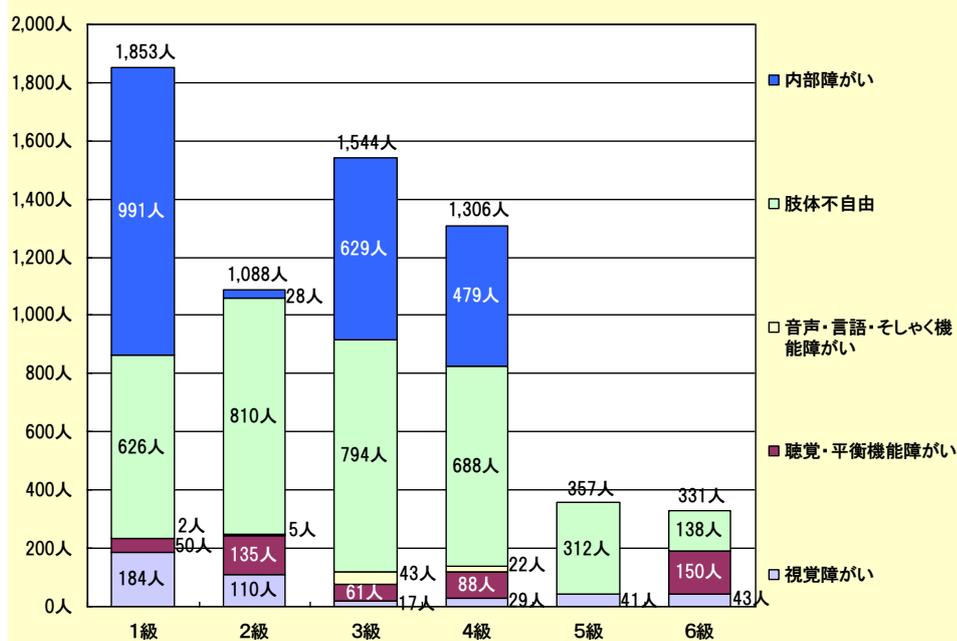
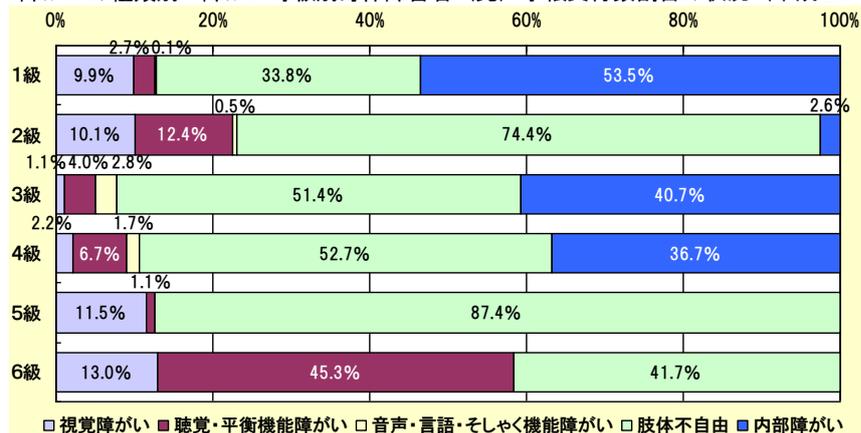


表 2-8 障がいの種類別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数割合の状況（平成23年3月末）



年齢別・障がい等級別の交付数では、18歳未満が、1級の51人（41.5%）が最も多く、次いで、3級の32人（26.0%）、2級の20人（16.3%）などとなっています。また、18歳以上では、1級が1,802人（28.4%）と最も多く、次いで、3級が1,512人（23.8%）などとなっています。

表 2-6 年齢別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（平成 22 年度末）（単位：人）

区 分	18 歳未満	18 歳以上	計
1 級	51	1,802	1,853
2 級	20	1,068	1,088
3 級	32	1,512	1,544
4 級	6	1,300	1,306
5 級	8	349	357
6 級	6	325	331
計	123	6,356	6,479

資料：庁内資料

図 2-9 年齢別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（平成 22 年度末）

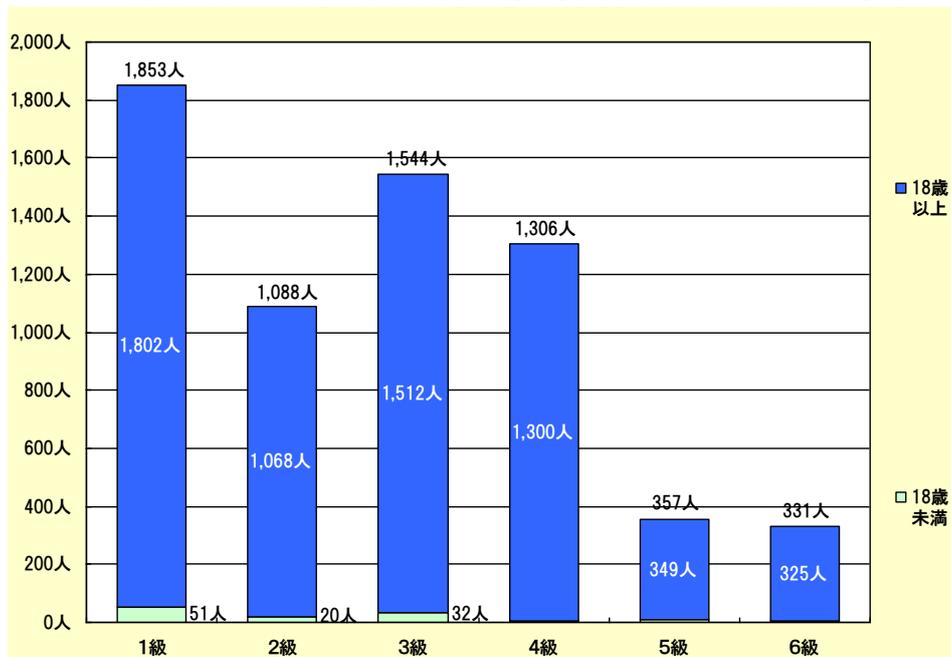
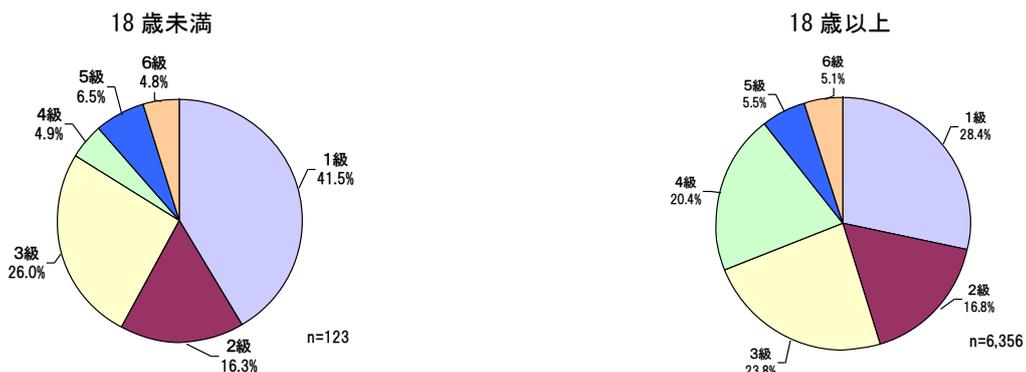


図 2-10 年齢別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数割合の状況（平成 22 年度末）



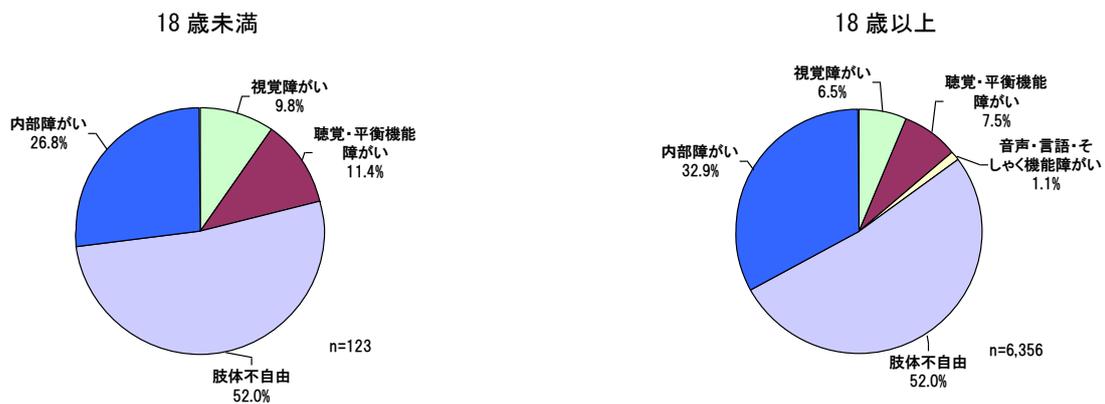
年齢別・障がいの種類別の交付数では、18歳未満が、肢体不自由の64人（52.0%）と最も多く、次いで、内部障がいの33人（26.8%）となっています。また、18歳以上では、肢体不自由の3,304人（52.0%）と最も多く、次いで、内部障がいの2,094人（32.9%）となっています。

表 2-7 年齢別・障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数の状況（平成 22 年度末）（単位：人）

区 分	18 歳未満	18 歳以上	計
視覚障がい	12	412	424
聴覚・平衡機能障がい	14	474	488
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	72	72
肢体不自由	64	3,304	3,368
上肢	24	1,337	1,361
下肢	7	1,316	1,323
体幹	29	644	673
運動機能	4	7	11
内部障がい	33	2,094	2,127
心臓機能	29	1,131	1,160
じん臓機能	1	427	428
呼吸器機能	3	161	164
ぼうこう・直腸・小腸機能	0	355	355
計	123	6,356	6,479

資料：庁内資料

図 2-11 年齢別・障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数割合の状況（平成 22 年度末）



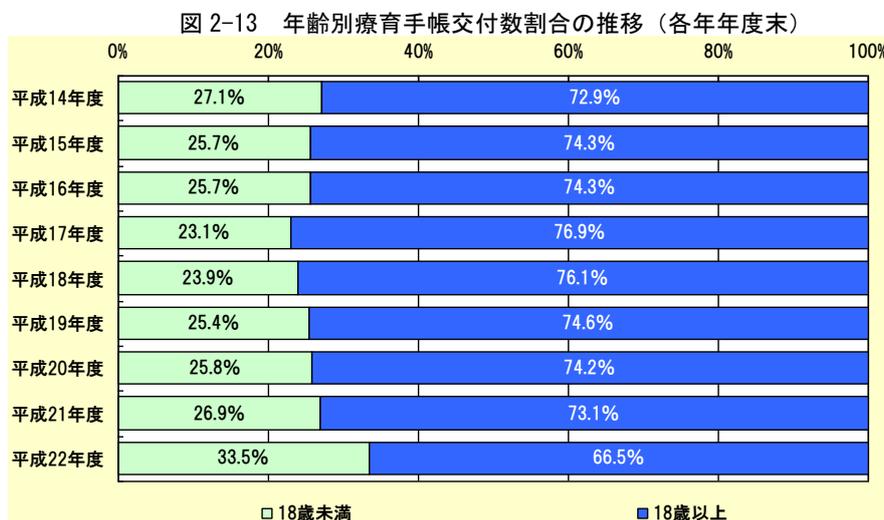
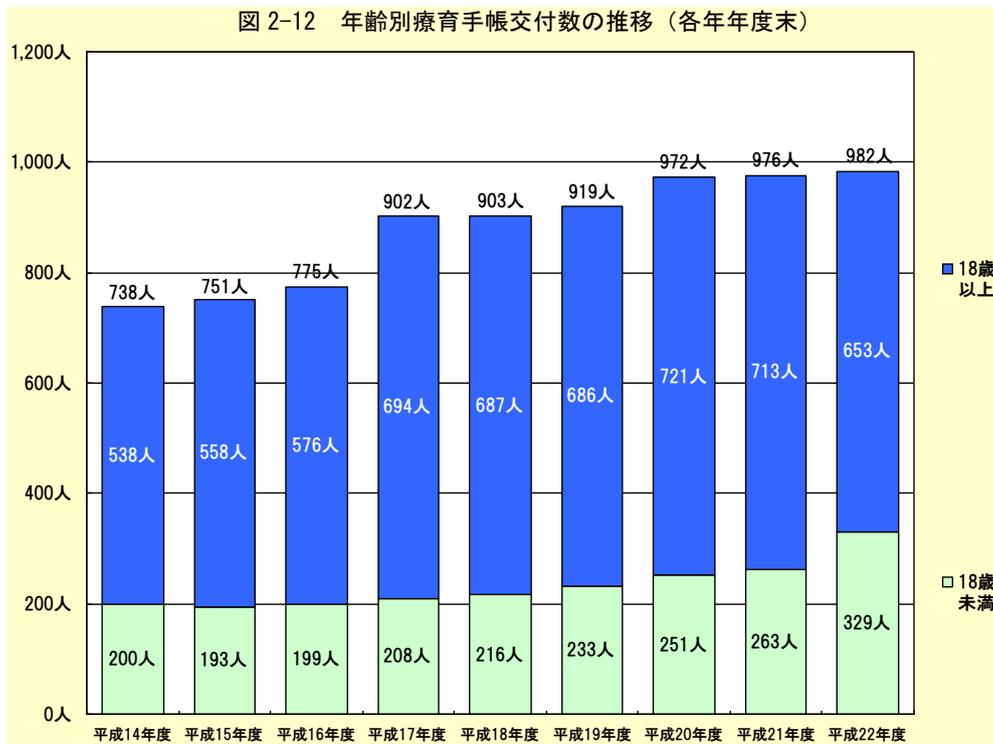
3 「療育手帳」の交付状況

平成17年度と平成22年度の年齢別交付数の比較では、18歳未満が、平成17年度の208人から121人増の329人となっています。また、18歳以上が、平成17年度の694人から41人減の653人となっています。近年わずかながら、18歳未満の交付数が増加の傾向にあります。

表2-8 年齢別療育手帳交付数の推移（各年年度末） （単位：人）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	200	193	199	208	216	233	251	263	329
18歳以上	538	558	576	694	687	686	721	713	653
計	738	751	775	902	903	919	972	976	982

資料：庁内資料



平成17年度と平成22年度の判定別療育手帳交付数の比較では、Aが、平成17年度の116人から15人減の101人、A1が、平成17年度の156人から23人増の179人、A2が、平成17年度の209人から16人増の225人、B1が、平成17年度の243人から55人増の298人、B2が、平成17年度の178人から1人増の179人となっています。

表 2-9 判定別療育手帳交付数の推移（各年年度末）

（単位：人）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A	102 (0)	100 (0)	100 (0)	116 (0)	107 (0)	101 (0)	103 (0)	99 (0)	141 (0)
A1	112 (46)	116 (43)	116 (41)	156 (46)	148 (45)	153 (50)	159 (49)	160 (43)	174 (52)
A2	163 (50)	176 (56)	189 (62)	209 (63)	210 (60)	216 (63)	230 (66)	216 (61)	215 (77)
B1	216 (43)	216 (40)	219 (39)	243 (35)	252 (45)	260 (48)	281 (61)	278 (60)	295 (72)
B2	145 (61)	143 (54)	151 (57)	178 (64)	186 (66)	189 (72)	199 (75)	223 (99)	157 (128)
計	738 (200)	751 (193)	775 (199)	902 (208)	903 (216)	919 (233)	972 (251)	976 (263)	982 (329)

資料：庁内資料（ ）内の18歳未満の人数再掲

図 2-14 判定別療育手帳交付数の推移（各年年度末）

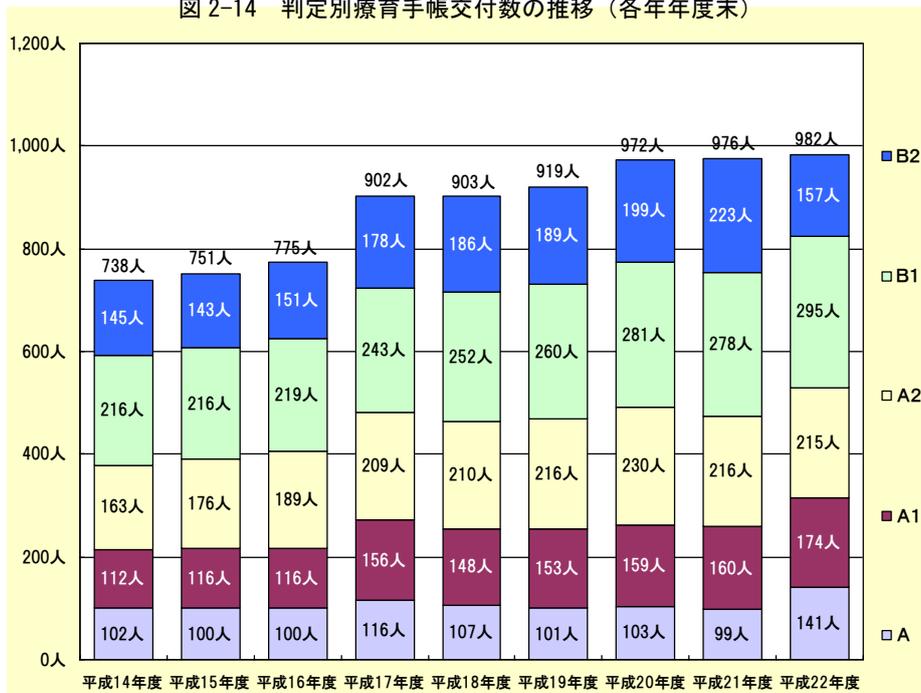
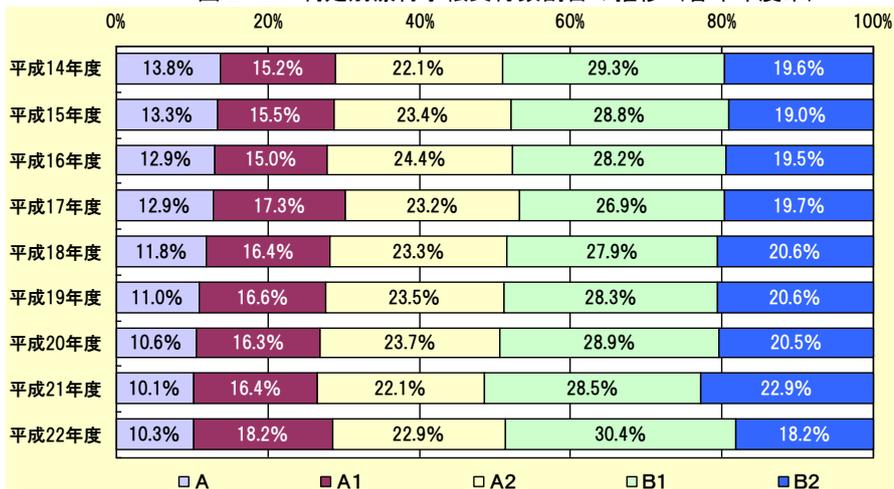


図 2-15 判定別療育手帳交付数割合の推移（各年年度末）



4 「精神障害者保健福祉手帳」の交付状況

平成17年度と平成22年度の判定別療育手帳交付数の比較では、1級が平成17年度の56人から144人増の200人、2級が平成17年度の171人から224人増の395人、3級が平成17年度の86人から1人減の85人となっています。また、平成22年度の障がい等級別交付者数割合では、2級が58.1%と最も多く、次いで、1級が29.4%、3級が12.5%となっています。

表 2-10 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（各年年度末）（単位：人）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	53	53	46	56	96	155	167	170	200
2級	124	140	161	171	168	324	360	348	395
3級	41	62	78	86	29	88	97	76	85
計	218	255	285	313	293	567	624	594	680

資料：庁内資料

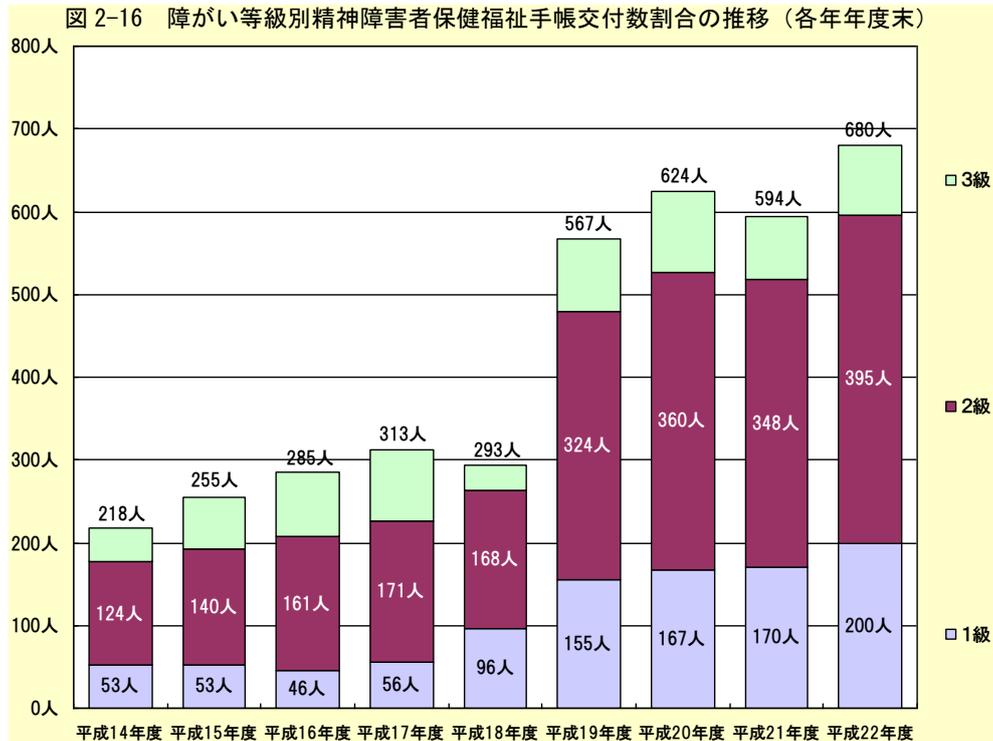
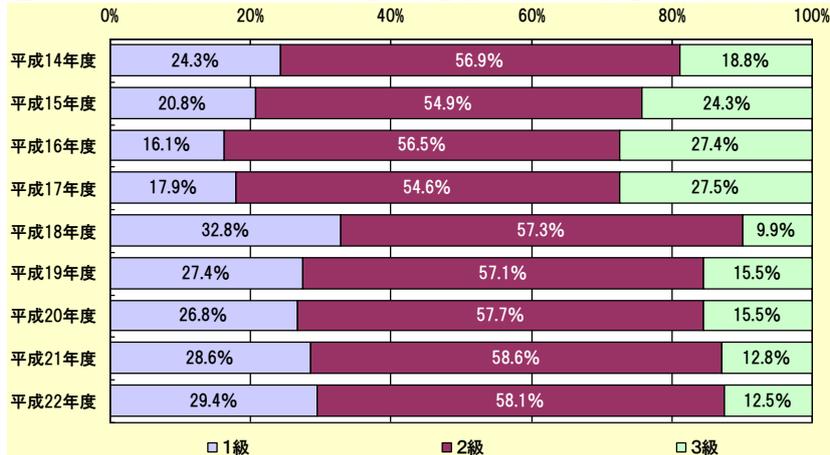


図 2-17 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数割合の推移（各年年度末）



5 精神障がい疾患の患者等の状況

平成16年度と平成21年度の大垣市の精神障がい疾患の患者数の比較では、平成16年の1,178人から75人減の1,103人となっています。

表 2-11 精神障がい疾患の患者数の推移

(単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
大 垣 市	1,178	1,260	1,174	1,049	1,024	1,103
保健所管内合計	2,970	3,071	2,774	2,429	2,410	2,590

資料：保健所（各年度末）



▲大垣市柿の木荘利用者作品

6 特定疾患のある人の状況

表 2-12 特定疾患医療費の受給者数

(単位：人)

疾患名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 ベーチエット病	11	12	10	10
2 多発性硬化症	9	10	8	9
3 重症筋無力症	19	21	24	29
4 全身性エリマトーデス	52	51	51	51
5 スモン	2	2	2	1
6 再生不良性貧血	8	8	8	12
7 サルコイドーシス	26	27	30	35
8 筋萎縮性側索硬化症	7	9	13	11
9 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	80	91	89	101
10 特発性血小板減少性紫斑病	35	34	22	27
11 結節性動脈周囲炎	7	9	11	11
12 潰瘍性大腸炎	124	125	144	159
13 大動脈炎症候群	8	9	8	8
14 ビュルガー病	6	5	5	5
15 天疱瘡	9	9	9	7
16 脊髄小脳変性症	10	13	13	16
17 クローン病	28	28	28	30
18 劇症肝炎	-	-	-	-
19 悪性関節リウマチ	3	3	3	2
20 パーキンソン関連疾患	66	68	77	76
21 アミロイドーシス	-	-	-	1
22 後縦靭帯骨化症	18	17	26	30
23 ハンチントン舞踏病	1	1	1	1
24 ウィリス動脈輪閉塞症	19	20	17	14
25 ウェゲーナー肉芽腫症	-	1	2	3
26 特発性拡張性心筋症	12	18	19	19
27 多系統萎縮	7	6	8	10
28 表皮水疱症	-	-	-	-
29 膿疱性乾癬	9	8	10	10
30 広範脊柱管狭窄症	2	2	1	1
31 原発性胆汁性肝硬変	21	23	22	22
32 重症急性膵炎	3	-	1	-
33 特発性大腿骨頭壊死症	13	11	14	13
34 混合性結合組織病	7	7	5	6
35 原発性免疫不全症候群	1	-	-	-
36 特発性間質性肺炎	2	2	5	10
37 網膜色素変性症	18	17	15	16
38 プリオン病	-	-	-	3
39 原発性肺高血圧症	-	-	-	-
40 神経線維腫症	2	3	6	5
41 亜急性硬化性全脳炎	1	1	1	1
42 バット・キアリ症候群	1	1	1	-
43 特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	1	1	2	2
44 ライソゾーム病	1	1	2	2
45 副腎白質ジストロフィー	-	-	-	-
46 家族性高コレステロール血症	-	-	-	-
47 脊髄性筋萎縮症	-	-	-	-
48 球脊髄性筋萎縮症	-	-	-	-
49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	-	-	-	3
50 肥大型心筋症	-	-	-	-
51 拘束型心筋症	-	-	-	-
52 ミトコンドリア病	-	-	-	4
53 リンパ脈管腫症	-	-	-	-
54 重症多形滲出紅斑(急性期)	-	-	-	-
55 黄色靭帯骨下症	-	-	-	-
56 PRL分泌異常症	-	-	-	-
ゴナドトロピン分泌異常症	-	-	-	-
ADH分泌異常症	-	-	-	1
下垂体性TSH分泌異常症	-	-	-	-
クッシング病	-	-	-	1
先端巨大症	-	-	-	-
下垂体機能低下症	-	-	-	1

資料：保健所（各年度末）

2 療育・保育・就学等の状況

1 小学校就学前の障がい児の教育

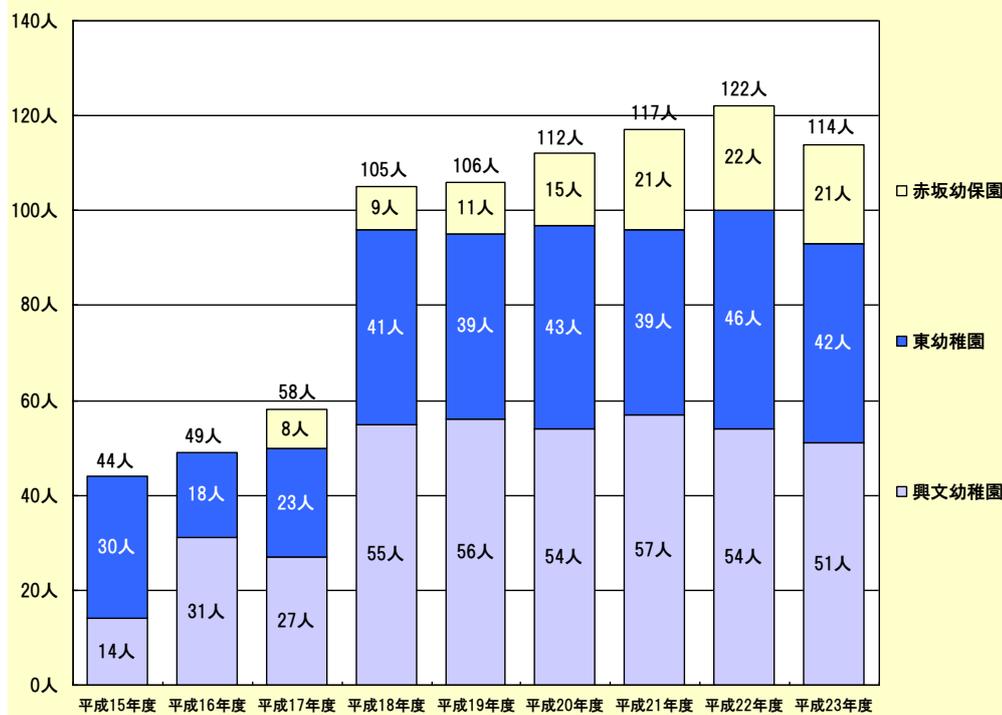
平成 18 年度と平成 23 年度の通級園児数の比較では、全体で平成 18 年の 105 人から 9 人増の 114 人となっています。

表 2-13 幼稚園ことばの教室の通級園児数の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

施設名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
幼稚園									
ことばの教室									
興文幼稚園	14	31	27	55	56	54	57	54	51
東幼稚園	30	18	23	41	39	43	39	46	42
赤坂幼児園	0	0	8	9	11	15	21	22	21
計	44	49	58	105	106	112	117	122	114

資料：庁内資料

図 2-18 幼稚園ことばの教室の通級園児数の推移



2 交流保育の実施状況

平成 18 年度と平成 23 年度の幼保園数の比較では、平成 18 年度の 2 園から 3 園増の 5 園となっています。

表 2-14 幼保園数の推移

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
幼保園	-	-	2	2	2	3	5	5	5

資料：庁内資料

3 市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

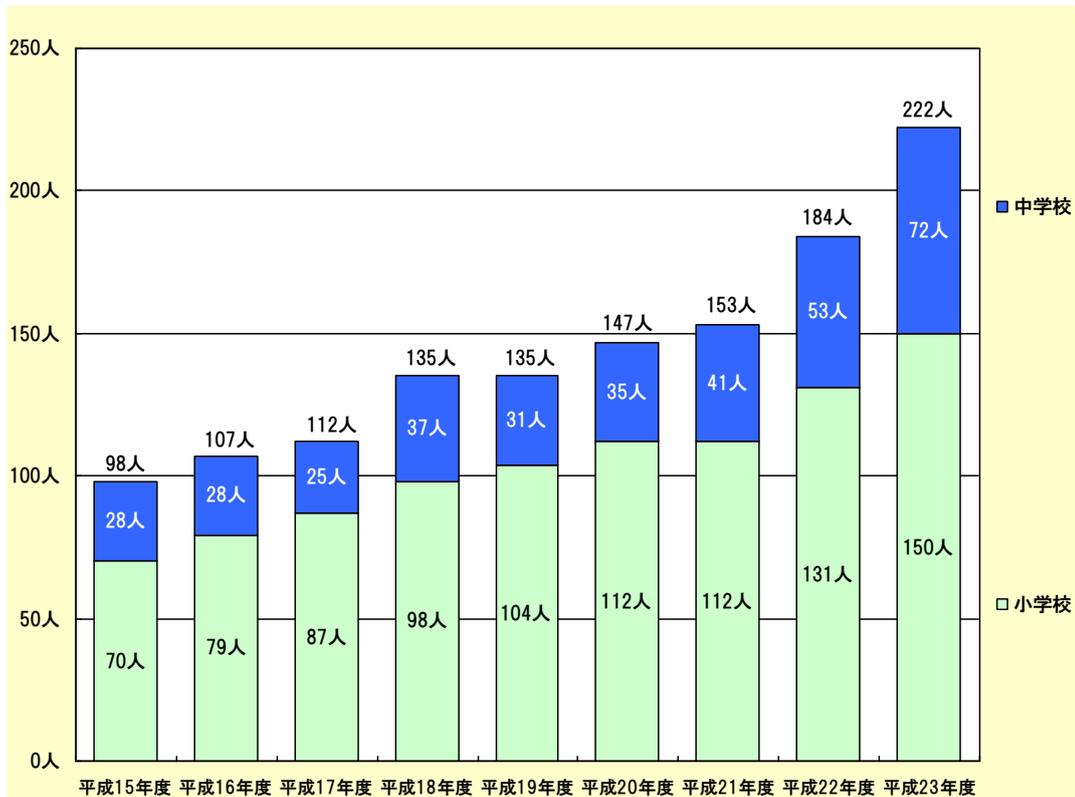
平成18年度と平成23年度の特別支援学級の在学者数の比較では、小学校では、平成18年度の104人から46人増の150人となっています。また、中学校では、平成18年度の37人から36人増の73人となっています。

表 2-15 大垣市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移（各年4月1日現在）

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	学校数(校)	8	8	8	10	10	10	11	13	13
	学級数(学級)	19	20	20	22	23	23	23	27	30
	在学者数(人)	70	79	87	98	104	112	112	131	150
中学校	学校数(校)	5	5	5	6	6	6	6	7	9
	学級数(学級)	9	11	10	13	10	12	12	15	19
	在学者数(人)	28	28	25	37	31	35	41	53	72

資料：庁内資料

図 2-19 大垣市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移（各年4月1日現在）



平成 23 年度 4 月 1 日現在の特別支援学級の在学者数は、小学校では、知的障がい
が 105 人と最も多く、次いで、情緒障がい 37 人、肢体不自由が 6 人、病弱が 2 人
となっています。また、中学校では、知的障がい 53 人と最も多く、次いで、情緒
障がい 16 人、病弱が 2 人、肢体不自由が 1 人となっています。

表 2-16 大垣市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	学級数	在学者数									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	29	20	23	13	15	14	20	18	18	17	158
情緒障がい	15	2	7	10	6	6	6	5	5	6	53
肢体不自由	2	1	1	1	0	1	2	0	0	1	7
病 弱	2	0	1	0	1	0	0	0	1	1	4
計	48	23	32	24	22	21	28	23	24	25	222

資料：庁内資料

4 特別支援学校の就学状況

平成 23 年度の大垣市の特別支援学校の在学者数は、小学部が 47 人、中学部が 34 人、高等部が 73 人となっています。

表 2-17 特別支援学校の就学状況（平成 23 年度）

（単位：人）

種 別	学校名	所在地	大垣市の在学者数			
			小学部	中学部	高等部	計
盲学校	岐阜盲学校	岐阜市	2	1	4	7
聾学校	岐阜聾学校	岐阜市	3	1	2	6
特 別 支 援 学 校	大垣特別支援学校	大垣市	39	31	62	132
	海津特別支援学校	海津市	3	0	4	7
	岐阜本巣特別支援学校	岐阜市	0	1	1	2
計			47	34	73	154

平成 22 年度と平成 23 年度の特別支援学校等の大垣市の在学者数の比較では、全体で 143 人から 11 人増の 154 人となっています。

表 2-18 特別支援学校等の大垣市の在学者数 (単位：人)

種別	学校名		平成 22 年度	平成 23 年度
盲学校	岐阜盲学校	小学部	1	2
		中学部	2	1
		高等部	3	4
		計	6	7
聾学校	岐阜聾学校	小学部	3	3
		中学部	2	1
		高等部	2	2
		計	7	6
特別支援学校	大垣特別支援学校	小学部	34	39
		中学部	26	31
		高等部	62	62
		計	124	132
	海津特別支援学校	小学部	1	3
		中学部	1	0
		高等部	2	4
		計	4	7
	岐阜本巣特別支援学校	小学部	0	0
		中学部	1	1
		高等部	3	1
		計	4	2
小学部計			39	47
中学部計			32	34
高等部計			72	73
合計			143	154

3 雇用・就業等の状況

平成 22 年度の大垣公共職業安定所管内における障がい者の新規求職申込者件数は 433 件となっています。なお、紹介件数、就職件数ともに年々増加しています。

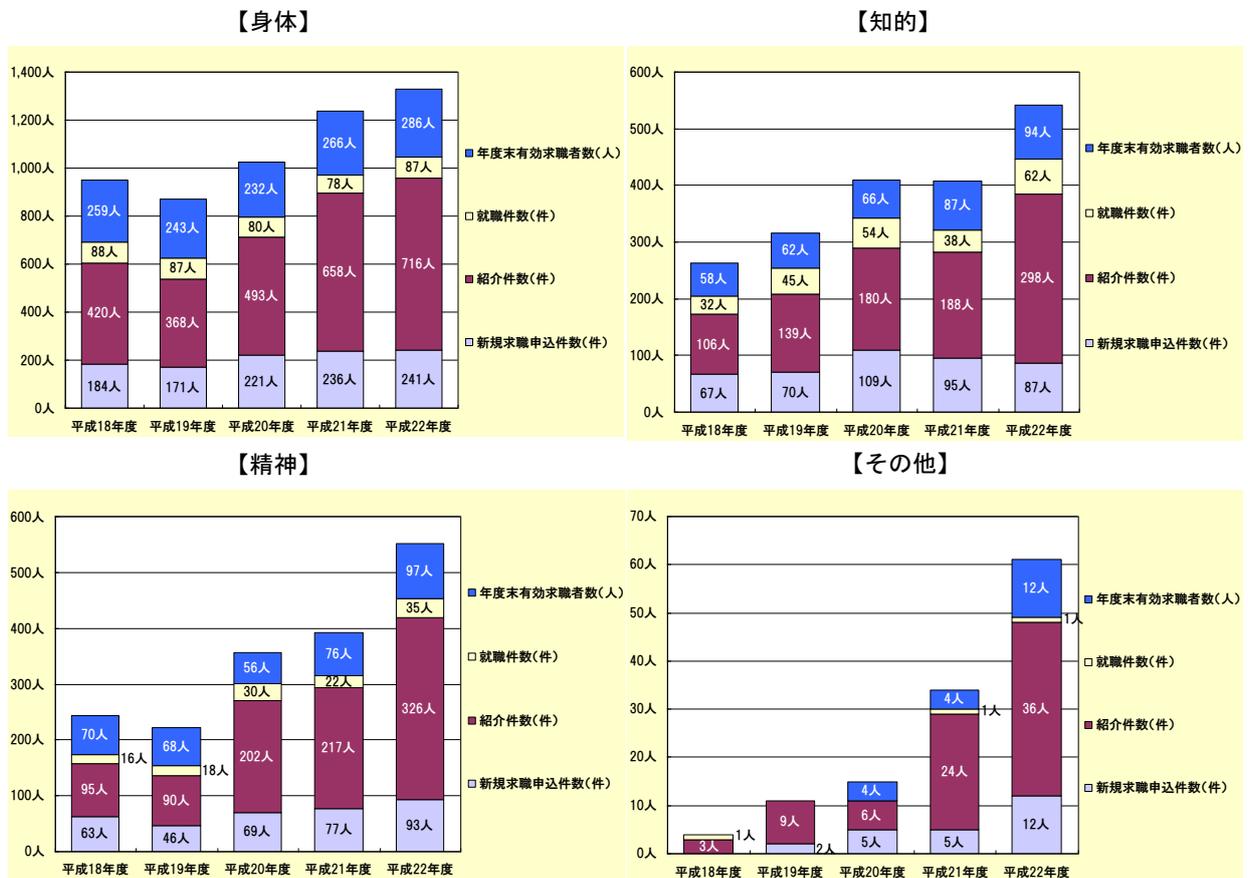
表 2-19 大垣公共職業安定所に登録している障がい者数の推移

区分	平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度				平成 21 年度				平成 22 年度			
	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他
新規求職申込件数(件)	184	67	63	0	171	70	46	2	221	109	69	5	236	95	77	5	241	87	93	12
紹介件数(件)	420	106	95	3	368	139	90	9	493	180	202	6	658	188	217	24	716	298	326	36
就職件数(件)	88	32	16	1	87	45	18	0	80	54	30	0	78	38	22	1	87	62	35	1
年度末有効求職者数(人)	259	58	70	0	243	62	68	0	232	66	56	4	266	87	76	4	286	94	97	12

※大垣公共職業安定所の管轄：大垣市・海津市・不破郡・養老郡・安八郡・揖斐郡

資料：大垣公共職業安定所

図 2-20 障がい種別毎の区分別推移（各年 4 月 1 日現在）



4 障害福祉サービスの利用状況

1 公的サービスの現状

(ア) 在宅生活支援サービス

○訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣

介護保険対象者以外の在宅障がい者（児）を対象に、ホームヘルパーが家庭訪問して、日常生活上のお世話をしたり、外出が困難な方で家族に付き添い介助のできる方がいない場合、ヘルパーが外出の介護を行っています。

表 2-20 ホームヘルプサービスの利用状況の推移（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用人数(人)	118	171	163	171	110	76	73	107
年間延派遣時間 (時間)	13,248	21,805	24,238	17,783	8,964	9,012	10,958	14,054
1人当り平均派遣 時間(時間)	112.3	127.5	148.7	104.0	81.5	118.6	150.0	131.3

※ 平成18年度から自立支援法の施行されたことにより、平成18年度については、自立支援法施行前の支援費制度の経過措置分と自立支援法による自立支援給付を合わせた数、平成19年度以降は自立支援給付の数となっています。資料：庁内資料

○日帰り介護（デイサービス）

介護保険対象者以外の在宅障がい者（児）を対象に、障がい者（児）の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創造的行動、機能訓練等のサービスを提供しています。

表 2-21 デイサービスの利用状況の推移（身体障がい者）

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用人数(人)	11	14	15	6	6	6	4	3
年間利用延日数 (日)	731	852	1,124	167	323	409	260	233
1人当り平均利用 日数(日)	66	61	75	28	54	68	65	78

資料：庁内資料

表 2-22 デイサービスの利用状況の推移（障がい児）

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用人数(人)	200	160	228	252	290	303	319	397
年間利用延日数 (日)	7,240	8,063	8,433	8,534	9,255	8,977	9,833	12,248
1人当り平均利用 日数(日)	36	50	37	34	32	30	31	31

※ 平成18年度から自立支援法の施行されたことにより、平成18年度については、自立支援法施行前の支援費制度の経過措置分と自立支援法による自立支援給付を合わせた数、平成19年度以降は自立支援給付の数となっています。資料：庁内資料

○短期入所（ショートステイ）

介護保険対象者以外の在宅障がい者（児）を対象に、介護を行う保護者等が疾病・出産・事故・親族の葬儀等により、その障がい者（児）を一時的に介護できない場合、県より事業所指定を受けた施設等に一時的に入所できます。

表 2-23 ショートステイの利用状況の推移

区 分		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
身体障がい者	年間利用人数（人）	8	12	15	12	10	10	10	14
	年間利用延回数（回）	294	377	594	826	264	283	430	372
	1人当り平均利用回数	37	31	40	69	26	28	43	27
知的障がい者	年間利用人数（人）	29	34	61	44	22	22	29	35
	年間利用延回数（回）	269	989	1,306	1,131	737	903	1,692	1,979
	1人当り平均利用回数	9	29	21	26	36	41	58	57
精神障がい者	年間利用人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
	年間利用延回数（回）	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人当り平均利用回数	—	—	—	—	—	—	—	—
障がい児	年間利用人数（人）	42	52	68	46	11	10	2	2
	年間利用延回数（回）	565	745	824	435	154	125	18	11
	1人当り平均利用回数	13	14	12	9	14	13	9	6

※ 平成18年度から自立支援法の施行されたことにより、平成18年度については、自立支援法施行前の支援費制度の経過措置分と自立支援法による自立支援給付を合わせた数、平成19年度以降は自立支援給付の数となっています。

資料：庁内資料

○ 訪問入浴サービス

介護保険対象者以外の在宅障がい者（児）（身体障害者手帳の1級、2級）を対象に、自宅の浴室での入浴が困難またはデイサービスを利用することができない場合に、移動入浴車で入浴のお世話をしています。

表 2-24 移動入浴車の利用状況の推移

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用 延人数（人）	5	4	4	4	5	4	4	5
年間利用 延回数（回）	148	90	172	283	282	265	343	399
1人当り平均 利用回数（回）	30	23	43	71	56	66	86	80

資料：庁内資料

○ 生活環境料金の助成

在宅障がい者（児）（身体障害者手帳の1級、2級、3級または療育手帳のA、A1、A2、B1）を対象に、在宅において生活している障がい者（児）の福祉の増進を図るため、水道料金関係の一部を助成する制度となっています。

表 2-25 生活環境料金の助成の利用状況の推移

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間助成 延人数 (人)	3,248	3,384	3,511	3,423	3,718	3,799	3,821	3,957
年間助成額 (円)	31,066,710	32,330,750	34,391,190	34,140,820	39,116,630	40,169,130	41,642,968	30,372,399

資料：庁内資料

○ 障がい者情報収集等助成

在宅障がい者（児）（下肢または体幹障がいの1級、2級、視覚障がいの1級または聴覚障がいの1級、2級）を対象に、重度障がい者（児）の情報収集、意志の伝達用の電話及び情報通信機器の利用料金の一部を助成する制度となっています。

表 2-26 障がい者情報収集等助成の利用状況の推移

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間助成 延人数 (人)	161	176	190	120	135	145	151	150
年間助成額 (円)	995,000	1,143,000	1,264,000	1,442,000	1,477,000	1,587,000	1,612,572	1,602,598

資料：庁内資料

○ 障がい者補装具の交付・修理

身体障害者手帳交付者を対象に、身体上の障がいを補うための補装具の交付・修理を行っています。

表 2-27 障がい者補装具の交付・修理状況の推移

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利 用延件 数(件)	2,086	2,349	2,631	898	231	260	242	287
年間助 成 額 (円)	37,739,401	38,170,089	42,619,065	40,238,722	20,385,783	16,114,578	23,044,760	31,958,414

資料：庁内資料

○ 点字・声の広報等の発行

視覚障がい者等、文字による情報入手が困難な障がい者のために、録音による音訳・点字による点訳により、市広報及び市議会だよりを提供しています。

表 2-28 点字・声の広報の発行数の推移

区 分		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
点字 広報	世帯数 (世帯)	15	15	15	18	18	18	18	18
	発行数 (回)	24	24	24	24	24	24	24	24
声の 広報	世帯数 (世帯)	14	14	14	19	20	20	20	20
	発行数 (回)	24	24	24	24	24	24	24	24

資料：庁内資料

表 2-29 点字・声の市議会だよりの発行数の推移

区 分		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
点字市 議会だ より	世帯数 (世帯)	15	15	15	18	18	18	18	18
	発行数 (回)	4	4	4	4	4	4	4	4
声の市 議会だ より	世帯数 (世帯)	14	14	14	19	20	20	20	20
	発行数 (回)	4	4	4	4	4	4	4	4

資料：庁内資料

○ グループホーム・ケアホーム

グループホームは一定程度の自活能力があり、共同生活を送ることができる人のための施設です。支援者から暮らしのうえでの必要な支援を受けながら、利用者同士で食事を作ったり昼間は働きに出かけたりしています。

表 2-30 施設を利用している障害者数の推移

(単位：人)

区 分		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
グループホーム	身体 障がい者	—	—	—	—	1
	知的 障がい者	11	1	1	1	1
ケ ア ホ ー ム	身体 障がい者	—	—	—	—	1
	知的 障がい者	—	13	22	23	25

※ 平成 18 年度から自立支援法の施行されたことにより、平成 18 年度については、自立支援法施行前の支援費制度の経過措置分と自立支援法による自立支援給付を合わせた数、平成 19 年度以降は自立支援給付の数となっています。

資料：庁内資料

(イ) 移動・交通サービス

○ リフトタクシー料金助成

障がいや疾病のため、車いす・寝台等を使用している方が、リフトタクシーを利用した場合に、料金の一部を助成する制度となっています。

表 2-31 リフトタクシー料金助成の利用状況の推移

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用 延人数 (人)	920	1,109	1,096	1,105	1,291	1,129	1,204	1,309
年間助成額 (円)	2,473,407	2,981,377	2,674,532	3,019,688	3,309,934	2,799,552	2,860,454	3,368,346

資料：庁内資料

○ 障がい者社会参加（タクシー・ガソリン代）の助成

在宅障がい者（児）（下肢または体幹障がいの1級、2級、視覚障がいの1級、内部障がいの1級、療育手帳のA、A1、A2、精神障害者保健福祉手帳の1級または特定疾患医療受給者証交付者）を対象に、日頃、在宅になりがちな重度の障がい者（児）の方に、社会参加を進めるためにタクシー券またはガソリン代の一部を助成する制度となっています。

表 2-32 障がい者社会参加の助成の利用状況の推移

(単位：円)

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
ガソリン代 年間助成額	5,537,637	5,842,748	6,237,597	5,856,002	7,493,571	8,086,627	8,801,224	9,749,982
タクシー券 年間助成額	3,153,920	3,168,480	3,148,880	2,984,800	3,245,200	3,160,080	3,313,520	3,297,280

資料：庁内資料

○ 在宅知的障がい者交通費の助成

在宅障がい者（児）（療育手帳所持者）または療育手帳A、A1、A2、B1の付添い人を対象に、知的障がい者（児）及びその付添い人が通学、通所（通園）、通勤、通院のため鉄道またはバスを利用した場合に、交通費の一部を助成する制度となっています。

表 2-33 在宅知的障がい者交通費の助成の利用状況の推移

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用 延人数 (人)	28	43	39	17	17	12	11	12
年間助成額 (円)	432,029	643,728	749,048	648,600	706,393	545,923	443,431	473,223

資料：庁内資料

○ 精神障がい者小規模作業所等交通費助成

精神障がい者の方が、精神障がい者小規模作業所・社会適応訓練事業協力事業所・心身障がい者小規模授産事業施設等へ通うため公共交通機関を利用した場合、その費用の一部を助成する制度です。

表 2-34 精神障がい者小規模作業所等交通費助成の利用状況の推移

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
年間利用 実人数 (人)	1	1	2	1	1	1	1	1
年間助成 額(円)	11,540	25,970	99,760	11,715	28,960	27,200	4,000	2,800

資料：庁内資料

(ウ)保健・医療サービス

○ 更生医療の給付

18歳以上の障がい者を対象に、一般医療によって、すでに治ゆ（欠損治ゆ・変形治ゆなど、いわゆる不完全治ゆ）したと考えられている身体上の障がいに対し、日常生活や職業生活をしていくうえで必要な障がいを軽減、改善したり、日常生活能力等を回復させたりする医療を行う医療費の一部を助成するものです。

表 2-35 更生医療受給者数の推移（各年年度末）

（単位：人）

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
視覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	2	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく 機能障がい	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	3	3	10	4	4	2	4	2
心臓障がい	3	5	8	0	0	1	0	0
腎臓障がい	45	42	39	46	46	79	89	87
その他	0	6	6	5	5	3	4	6
合 計	51	56	63	57	55	85	97	95

資料：庁内資料

○ 重度心身障がい者（児）の医療費助成

身体障がい者及び知的障がい者の健康の保持増進に寄与し、障がい者福祉向上のために健康保険法に定める医療費の自己負担分を助成するものです。また、重度の障がいのある高齢者が、医療を受けたときに負担する一部負担金を助成するものです。

表 2-36 障がい者医療費の助成実績の推移

区 分		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
重度 (県制度)	受給者 数(人)	1,472	1,463	1,578	1,969	2,098	4,719	4,882	5,042
	年間受 診者件 数(件)	27,614	28,646	28,910	35,398	41,311	112,901	115,662	114,775
	助成額 (円)	308,535,259	316,076,748	306,592,883	382,540,000	452,833,000	825,324,000	837,766,000	883,517,000
重度 (市制度)	受給者 数(人)	284	308	343	333	291	757	793	849
	年間受 診者件 数(件)	4,858	5,318	5,890	6,549	6,237	15,588	18,389	18,647
	助成額 (円)	39,398,499	41,538,730	47,076,752	57,111,000	48,660,000	71,200,000	89,820,000	86,098,000
(県制度) 重度老人	受給者 数(人)	2,016	2,131	2,678	2,595	2,632	心身障害者医療費助成事業に統合		
	年間受 診者件 数(件)	49,092	51,239	55,624	64,745	68,815			
	助成額 (円)	245,203,147	256,763,732	273,124,090	301,988,000	30,499,000			

※平成18年10月からは、精神障がい者も助成の対象になっています。

資料：庁内資料

○ 自立支援医療費制度

精神科の病院等で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。

表 2-37 精神障がい者通院医療費公費負担制度の実績の推移

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
受給者数 (人)	1,024	1,033	1,245	1,458	1,150	1,116	1,483	1,302

※平成18年4月から精神障がい者通院医療費公費負担制度は自立支援医療費制度に変わりました。

資料：庁内資料

(エ)働く場

18歳以上の知的障がい者、心身障がい者、精神障がい者で、雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設となっています。

表 2-38 市内の自立支援法指定サービス施設の概要

名 称	入所通所の別	設置経営主体	定員	作業内容
大垣市立かわなみ作業所	通所	大垣市	90人	食品加工、軽作業、農作業
大垣市立かわなみ作業所分場	通所	大垣市	10人	軽作業
パン工房ドリーム	通所	社会福祉法人 芽生会	20人	食品加工
ハーモニー大垣	通所	社会福祉法人 西南陽光福祉会	30人	食品加工、軽作業
かがやきネットワーク	通所	社会福祉法人 ともえ会	12人	食品加工、軽作業
デイセンターあゆみの家（分場） ぐっどらんど	通所	社会福祉法人 あゆみの家	19人	食品加工、軽作業
デイセンターあゆみの家（分場） すまいるらんど	通所	社会福祉法人 あゆみの家	15人	食品加工、軽作業
いぶき作業所	通所	特定非営利活動法人 いぶき会	20人	軽作業
心牧園ココペリ	通所	特定非営利活動法人 心牧園	20人	食品、農作業、軽作業
工房さんぼみち	通所	宗教法人 新善光寺	20人	軽作業

資料：庁内資料

(オ)相談活動

障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行っています。

表 2-39 相談活動の実施状況の推移

(単位：件)

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
身体障がい者	6,119	5,373	6,021	3,786	913	868	956	850
知的障がい者	372	558	498	576	1,488	1,204	1,090	1,414
精神障がい者	—	—	—	1,247	5,177	5,092	4,070	2,137
合 計	6,491	5,931	6,519	5,609	7,578	7,164	6,116	4,401

資料：庁内資料（福祉行政報告例）

5 入所・通所施設等の状況

1 身体障がい者の入所・通所施設の利用状況

【新体系サービス】

表 2-40 入所・通所している身体障がい者数の推移（各年年度末）（単位：人）

施設区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動支援	236	423	369	624
共同生活介護	—	—	—	1
共同生活援助	—	—	—	1
施設入所支援	—	1	1	7

【旧法施設サービス】

表 2-41 入所・通所している身体障がい者数の推移（各年年度末）（単位：人）

区分	施設	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
施入 設所	療護施設	33	32	30	27
	授産施設	2	1	1	0
	計	35	33	31	27
施通 設所	授産施設	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

資料：庁内資料

2 知的障がい者の入所・通所施設の利用状況

【新体系サービス】

表 2-42 入所・通所している知的障がい者数の推移（各年年度末）（単位：人）

施設区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動支援	36	87	106	258
共同生活介護	13	22	23	25
共同生活援助	1	1	1	1
施設入所支援	8	30	36	73

【旧法施設サービス】

表 2-43 入所・通所している知的障がい者数の推移（各年年度末）（単位：人）

区分	施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所施設	更生施設	79	58	52	15
	授産施設	4	3	3	3
	計	83	61	55	18
通所施設	更生施設	45	52	42	38
	授産施設	130	134	140	44
	計	175	186	182	82
通勤寮		2	2	1	1
合計		260	249	238	101

資料：庁内資料

3 精神障がい者の入所・通所施設の利用状況

【新体系サービス】

表 2-44 入所・通所している精神障がい者数の状況（単位：人）

施設区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動支援	17	33	28	49
共同生活介護	0	0	0	0
共同生活援助	3	4	4	2
施設入所支援	0	0	0	0

4 その他の通所施設の利用状況

表 2-45 その他の通所施設（平成22年度）（単位：人）

種別	施設数	人数
地域活動支援センター（者）	4	45
重症心身障害児通園施設（児）	1	12
児童デイサービス（児）	1	397

6 人的資源

(ア) 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員

障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力、地域活動を推進しています。

表 2-46 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員の定数（単位：人）

区 分	民生委員・児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員	精神障がい者相談員
定 数	353	31	4	—

資料：庁内資料



▲大垣市立かわなみ作業所通所者作品

第3章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 アンケートから見えてきた現状と課題

1 障がいのある人（障害者手帳交付者等）

（1）“家族依存中心”の生活実態とひろがる将来への不安

【現状】

●本人自身の年齢

身体障がい者（児）では、“65歳以上”が、約7割を占め、そのうち「80歳以上」が最も多くなっています。また、知的障がい者（児）では、“30歳未満”が5割を占め、そのうち「20～29歳」が最も多く、さらに、精神障がい者（児）では、“30～59歳”が7割強を占め、そのうち「40～49歳」が最も多くなっています。

●主な支援者

身体障がい者（児）では、「配偶者」が5割と最も多く、次いで「子ども」などとなっています。また、知的障がい者（児）では、「親」が約7割を占め、さらに、精神障がい者（児）では、「親」が最も多く、次いで「配偶者」などとなっています。

●主な支援者年齢

身体障がい者（児）では、「70歳以上」が最も多く、次いで「60歳代」などとなっています。また、知的障がい者（児）では、「40歳代」と「50歳代」とともに最も多く、さらに、精神障がい者（児）では、「70歳以上」が最も多く、次いで、「60歳代」などとなっています。

●介助や手助けに必要な1週間の日数

“週に4日～6日以上”の割合では、身体障がい者（児）が4割強、知的障がい者（児）が約7割、精神障がい者（児）が5割強となっています。

●介助や手助けに必要な1日の延べ時間

「5時間以上」の割合では、身体障がい者（児）が1割強、知的障がい者（児）が4割弱、精神障がい者（児）が約2割となっています。

●主な支援者（介助者）が、急用等で介助できない場合の対応

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）ともに、「同居の家族に頼む」が最も多く、次いで、身体障がい者（児）では、「別居の家族・親族に頼む」、また、知的障がい者（児）と精神障がい者（児）では、ともに「施設や病院などに一時的に依頼する」などとなっています。

【課題】

- 主な支援者は、身体障がい者が「配偶者」または「子ども」、知的障がい者が「親」、精神障がい者が「親」または「配偶者」の割合が多くを占め、日常において、“家族依存中心”の生活実態がうかがえます。
- また、障がいのある本人のみならず、支援者（家族や身近な介助者）の高齢化、年金中心の厳しい暮らしの状況などが背景となって、「老後」や「親亡き後」など、将来への不安にもつながっていることがうかがえます。
- 知的障がい者（児）では、療育、通園・通学など、日常生活全般において「両親」、特に母親に多くを依存せざるを得ない状況がうかがえます。
- 主な支援者（家族や身近な介助者）の高齢化が顕著で、今後、家族のみに依存した支援が難しくなることから、生活介護や短期入所、日中一時支援、児童デイサービスを活用したレスパイト（適度な休息）支援や、居場所づくり、当事者団体によるピアサポート等による支援、さらに、支援者（家族や身近な介助者）へのアウトリーチ（身近に寄り添い、手を差し伸べる支援）としての身近な相談・支援体制の充実が求められます。
- 公的なサービス提供（フォーマルサービス）のみならず、NPO やボランティアグループ、地域のインフォーマルな人的資源のネットワークづくりをすすめるとともに、地域の福祉力を活かした支援体制づくりが求められます。

（2）求められる暮らしの場の確保と整備**【現状】****●住まいの状況**

全体では、「持ち家」が7割以上を占めています。一方、“施設で過ごしている（暮らしている）”（「入所施設」＋「グループホーム」を合わせた割合）割合では、精神障がい者（児）が最も多くなっています。

●住まいについて、主に望むこと

「特にない」が約4割と最も多く、次いで「障がい者の住んでいる住宅費の改造費を援助する」、「障がい者が住んでいる住宅の耐震化を促進する」などとなっています。

●主な生計の中心

全体では、「本人」が4割強と最も多く、次いで「親」などとなっています。障がい者区分別の「本人」の割合では、身体障がい者（児）が最も多く、「親」の割合では、知的障がい者（児）が最も多くなっています。

【課題】

- 地域において、自立した日常生活をおくるためには、経済的な支援をはじめ、個々の生活状況に則した福祉サービスの充実、地域住民の支援など、安心して過ごせる、総体としての暮らしの場の確保（整備）が必要です。
- 誰もが住み慣れた、身近な地域に入居できるグループホームやケアホームが整備されていることが、“親亡き後”などの不安の解消につながります。

（3）求められる社会参加促進に向けた外出支援の環境整備**【現状】****●外出の頻度**

身体障がい者（児）では、「週に数回」が最も多く、知的障がい者（児）と精神障がい者（児）では、ともに「ほぼ毎日」が最も多くなっています。一方、「月に数回」と「ほとんど外出しない」を合わせた割合では、全体の3割となっており、知的障がい者（児）と比較して、身体障がい者（児）と精神障がい者（児）で多くなっています。

●外出時の交通手段

「自家用車（乗せてもらう）」が最も多く、次いで、「自家用車（自ら運転）」、「徒歩」、「自転車」などとなっています。

●外出するうえで、主に困ること

「特に困ることはない」が4割弱と最も多く、次いで、「介助者などがいないと外出が困難である」、「電車・バスなどが使いにくい」などとなっています。

【課題】

- 社会参加を促進する意味から、外出時の支援体制の確保をはかるとともに、階段や道路、歩道等の生活環境のバリアフリー化をさらに推進する必要があります。
- 外出をしやすくするための支援について、『市内循環バスの運行』、『障がい者用駐車場の整備と確保』、『公共交通機関運賃の補助』、『駅や道路、歩道、階段のバリアフリー』、『付き添いしてくれる介助者や支援者の確保』、『気になる視線や周囲の理解』などの意見や要望があがっています。

(4) 利用者の立場にたった医療の充実

【現状】

●かかりつけ医や歯科医の有無

全体では、「かかりつけ医もかかり歯科医もいる」が6割を占め、次いで、「かかりつけ医はいるがかかりつけ歯科医はいない」などとなっています。

●医療機関での受診の頻度

“週に2～4回程度以上”の割合では、身体障がい者（児）が最も多く、次いで、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）となっています。

●医療機関にかかるときなど困ったこと

「特にない」が最も多く、次いで、「食事や生活のコントロールが難しい」、「医師や看護師に思っていることをうまく説明できない」、「病院などの待ち時間が待てない」などとなっています。

【課題】

- 個々の障がい特性、生活状況等に十分配慮した、医療・保健体制の充実が求められます。

(5) すすんでいない就労支援と雇用対策

【現状】

●就労の状況

“就労している”割合（「仕事をしている」＋「授産施設・作業所などに通所している」を合わせた割合）では、知的障がい者（児）が4割弱と最も多く、次いで、精神障がい者（児）、身体障がい者（児）となっています。一方、「いずれにも該当せず自宅にいる」割合では、身体障がい者（児）が約6割と最も多く、次いで、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）となっています。理由として、「高年齢のため」が最も多く、次いで、「仕事ができる健康状態にないため」、「障がいや病気の状況にあった仕事がないため」などとなっています。

●仕事の内容

身体障がい者（児）では、「勤務（正社員）」が最も多く、次いで、「自営業」などとなっています。また、知的障がい者（児）では、「施設での就労（授産施設・作業所など）」が最も多く、次いで、「勤務（パート・アルバイト）」などとなっています。さらに、精神障がい者（児）では、「勤務（パート・アルバイト）」が最も多く、次いで、「施設での就労（授産施設・作業所など）自営業」などとなっています。

● 1か月の収入

身体障がい者（児）では、「3～10万円未満」と「10～20万円未満」がともに最も多くなっています。また、知的障がい者（児）では、「5,000円未満」が最も多く、次いで、「3～10万円未満」などとなっています。さらに、精神障がい者（児）では、「3～10万円未満」が最も多く、次いで、「5,000円未満」などとなっています。

● 仕事での悩みや不満

「特にない」が約5割と最も多く、次いで、「障がいがない人と比べて給料が安い」、「障がいに対する配慮や意識が低い」などとなっています。

● 就労促進のための支援

全体では、「働きやすい職場環境づくりの指導」が最も多く、次いで、「特にない」、「就職先のあっ旋」、「就労に関する総合相談」、「就職後の支援」などとなっています。

【課題】

- 全体では、「いずれも該当せず自宅にいる」が4割以上と最も多くなっています。
- 仕事をしている人で、「会社などに勤めている（正社員及びパート、アルバイト、派遣社員）」割合では、身体障がい者が6割、知的障がい者が3割、精神障がい者が4割に対し、“福祉的就労”である施設での就労（授産施設・作業所など）の割合では、知的障がい者が6割以上、精神障がい者が3割以上となっています。また、1か月の収入が10万円未満では、身体障がい者が約4割に対し、知的障がい者と精神障がい者が8割以上となっています。
- 福祉施設（就労継続支援、就労移行支援、授産施設）と、職業安定所（ハローワーク）、障害者就労・生活支援センター等の関係機関とのより一層の連携が求められます。

（6）十分とはいえない社会参加活動の仕組みづくりと居場所（交流の場）の確保

【現状】

● 就学の状況について

“就学している”割合（「職業の訓練施設に通所している」＋「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」＋「障害児通園施設に通園している」を合わせた割合）では、知的障がい者（児）が最も多く、次いで、身体障がい者（児）、精神障がい者（児）となっています。

● 主に困っていること

「特にない」が最も多い一方、「放課後・学校休日に遊べる友達がいない」、「先生の理解が足りない」などとなっています。

●主な放課後の過ごし方について

「家で遊ぶ」が約8割を占めています。

●放課後、主に遊んだり時間を過ごしている人

「両親」が約7割と最も多く、次いで、「両親以外の家族」、「ひとりで過ごす」などとなっています。

【課題】

- 社会参加活動の面については、主な放課後の過ごし方として、ほぼ8割の人が、「家で遊ぶ」と回答し、主に遊んだり時間を過ごしている人は、「両親」が69.8%と最も多く、次いで、「両親以外の家族」が46.2%、「ひとりで過ごす」が28.3%で、地域の中で受入れ体制が十分に整っていない状況がうかがえます。
- 誰もが気軽に集まり交流できる場の確保や社会参加が図れる居場所（交流の場）づくりの必要性が高まっており、既存の社会資源の活用や地域活動支援センターの充実を図っていくことが求められます。

（7）急がれる災害等の緊急時における対策と地域の福祉力の向上

【現状】

●災害時における避難

「ひとりで避難できないと思う」割合では、知的障がい者（児）が6割以上と最も多く、身体障がい者（児）が4割以上、精神障がい者（児）が3割以上となっています。

●ひとりで避難できない理由

全体では、「介助者の手助けが必要」が約6割と最も多く、次いで、「避難所がわからない」、「緊急事態の発生に気づかない」などとなっています。また、障がい者区分別の「介助者の手助けが必要」な割合では、身体障がい者（児）が6割以上と最も多く、次いで、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）となっています。

●災害時の対策

「している」割合では、「住んでいる地域の緊急避難場所を確認している」が最も多く、次いで、「避難経路を確認している」などとなっています。

「していないが、今後はする」割合では、「避難経路が通れない場合など、次にとる行動について、話し合いや相談をしている」が最も多く、次いで、「速やかに避難できるように、ある程度必要な荷物を、すぐ持ち出せるように準備している」などとなっています。

●災害時要援護者台帳の認知度

全体では、「知らなかった。知っていれば登録したかった」が最も多く、次いで、「知らなかった。知っても登録する気はない」、「知っているが登録していない」などとなっています。障がい者区分別の「知らなかった。知っていれば登録したかった」割合では、知的障がい者（児）が最も多く、次いで、身体障がい者（児）、精神障がい者（児）となっています。

●緊急情報を知る最も効果の高い手段

「テレビ」が約7割と最も多く、次いで「ラジオ」、「携帯電話」などとなっています。

●地域での避難訓練の参加の有無

「訓練がいつ行なわれているか知らない」が5割以上と最も多く、次いで、「参加したいが、かえって迷惑をかけると思っている」、「訓練内容がわからないため、訓練についていけるか不安がある」などとなっています。

●災害等の緊急事態における行政に対する要望

全体では、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が最も多く、次いで、「障がい者対応の避難所を設置してほしい」、「安否確認のための見回りをしてほしい」、「避難所への誘導をしてほしい」となっています。

●災害等の緊急事態における困りごと

「どのように対応すべきか判断できない」が最も多く、次いで、「安全なところまですばやく避難できない」、「何が起きているのか把握できない」、「避難所で、投薬や治療を受けることが難しい」、「避難所に障がい者用トイレなど障がい者が生活できる環境が整っていない」などとなっています。

【課題】

- 災害対策について、『個々の障がいの特性に応じた福祉避難所の設置』、『障がいの特性に応じた情報提供と避難誘導』、『地域の身近な支援者の確保』、『薬や医療の必要性と確保』などの意見や要望が挙がっています。
- 要援護者台帳の登録については、周知を図るとともに、当事者の声を反映した災害時避難マニュアルの作成や障がい特性に配慮した福祉避難所の設置及び備品の整備等が求められます。

(8) 求められる利用者の視点たった福祉サービスの提供**【現状】****● 障害福祉サービスの利用意向**

身体障がい者(児)では、「短期入所(ショートステイ)」が約5割と最も多く、次いで、「療養介護」、「居宅介護(ホームヘルプ)」などとなっています。

知的障がい者(児)では、「短期入所(ショートステイ)」が5割以上と最も多く、次いで、「就労継続支援(雇用型・非雇用型)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「行動援護」などとなっています。

精神障がい者(児)では、「就労移行支援」が4割以上と最も多く、次いで、「就労継続支援(雇用型・非雇用型)」、「生活介護」などとなっています。

● その他福祉サービスの利用状況

身体障がい者(児)では、「障害者福祉年金」が7割以上と最も多く、次いで、「生活環境料金の助成」、「障害者社会参加助成」などとなっています。

知的障がい者(児)では、「障害者福祉年金」が6割以上と最も多く、次いで、「生活環境料金の助成」などとなっています。

精神障がい者(児)では、「障害者福祉年金」が7割以上と最も多く、次いで、「自立支援医療費制度(精神通院)」、「生活環境料金の助成」などとなっています。

【課題】

- 個々の障がい特性や生活実態、ライフステージなどに沿ったきめ細やかな利用者の目線にたった権利擁護を含む福祉サービスの充実が求められます。

2 支援学級（情緒クラス）に通っている児童（保護者の方）

(1) 支援者は、親(主に母親)が大半となっている。

- 家族の世帯状況（複数回答）は、「母親」が最も多く、次いで、「父親」、「兄弟」、「祖父母」となっています。
- 日常生活の援護を主にする人は、「同居の家族」が9割以上を占めています。
- 主な援護者が万一急病・事故・出産などのため、一時的に援護ができなくなった場合、全体では、「別居の家族・親戚に頼む」が5割以上と最も多く、次いで、「同居の家族に頼む」などとなっています。

(2) 約7割の方が日常生活の中で、偏見や差別などを感じている。

- 全体では、”ある”割合（「常にある」＋「時々ある」を合わせた割合）が約7割となっています。
- 外出するうえで、主に困ることは、「特に困ることはない」が最も多い一方で、「人の目が気にかかる」、「からかわれたりする」などとなっています。

(3) 9割以上の子どもたちは、放課後、家族と家で遊んで過ごしている。

- 放課後は主に「家で遊ぶ」が9割以上を占めています。また、主に遊んだり時間を過ごしている人は、「両親」が約7割と最も多く、次いで、「両親以外の家族」、「ひとりで過ごす」などとなっています。

(4) 災害などの緊急事態における地域力の向上

- 緊急情報を得る手段として、「テレビ」が最も多く、次いで、「携帯電話」、「ラジオ」などとなっています。
- 災害時に助けを求めるのは、「家族」が9割以上を占め、次いで、「警察・消防・行政」、「近所の人」、「友人」などとなっています。
- もし災害などの緊急事態が発生した場合、「ひとりでは避難できないと思う」が6割と最も多く、次いで、「わからない」、「ひとりで避難できると思う」となっています。
- 「ひとりでは避難できないと思う」「わからない」と答えた方の理由では、「援護者の手助けが必要」が最も多く、次いで、「その他」、「避難所がわからない」、「緊急事態の発生に気づかない」となっています。
- 災害などの緊急事態が発生した場合に市(行政)にもっともしてほしいことは、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が最も多く、次いで「避難所への誘導をしてほしい」「安否確認のための見回りをしてほしい」などの要望が挙がっています。

3 一般市民

(1) 障がいのある人との交流機会の促進と求められる支援の拡大

● 障がいのある人との接点

身近（地域・職場・学校など）に障がいのある方が「いる」が4割以上となっています。

● 障がいのある人との交流

身近（地域・職場・学校など）に障がいのある方が「いる」と回答した人で、「交流がある」が7割以上となっています。

● 交流の内容

「ときどき会話などをしている」が5割以上と最も多く、次いで、「日常的に会話などをしている」などとなっています。

● 日常生活の中で、障がいのある方に対してできる手助け

「車いすを押す」が約4割と最も多く、次いで、「話し相手をする」、「大きな荷物を運ぶ・出し入れする」、「急病などの緊急時の手助けをする」などとなっています。

● 災害時に障がいのある人への支援や協力

「安否確認・声をかける」が約7割と最も多く、次いで、「安全な場所への避難誘導」、「相談・話し相手」などとなっています。また、「協力は困難」、「わからない」と回答された人の理由として、「何をすれば良いのかわからない」が4割以上と最も多く、「障がいのある人と日ごろ付き合いがない」、「助けを求められないとできない」などとなっています。

● 外出（通勤や通学も含みます）するときに、特に困ると思われること

「介助者がいないと外出が困難」が約5割と最も多く、次いで、「必要なときに手助けが得られない」、「道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーに改善されていない」、「外出方法が限られる」、「歩道が完全に整備されていないため移動しにくい」などとなっています。

(2) より一層求められる障がいや障がい者への理解と配慮ある行動

●障がいのある方用の駐車スペースについて

一般市民では、「あまり守られていない」が約6割と最も多く、次いで、「概ね守られている」、「わからない」などとなっています。一方、自分自身では、「概ね守られている」が約9割を占めています。

●障がいのある方と一緒に働くことについて

全体では、「特に気にならない」が約6割と最も多く、次いで、「わからない」、「一緒に働くには不安がある」などとなっています。「一緒に働くには不安がある」と答えた方の不安として、『どのように接して良いのか、よくわからない。』、『障がいに対する正しい知識がないため、障がいの程度に値する仕事量、急病時の対応、他への理解の求め方等がわからない。』、『意思疎通が少し難しい場合がある。』、『仕事中は他の人の事が目に入らなくなるため、障がいのある方が困っていても、助けてあげることができないかもしれないため。』、『環境や設備がしっかり整っていればよいが、何か起きた時にどうやって対応していいかわからない。』などの意見が挙がっています。

(3) より一層求められる障がいや障がいのある方との相互理解

●障がいのある方への差別・偏見

「ある」が3割以上となっています。年齢別の「ある」割合では、30歳代が約6割と最も多く、次いで、20歳未満、40歳代などとなっています。

偏見や差別「ある」と答えた方の内容では、『公共の場、会社、その他で障がい者を支援しようという風潮もあるが、一方で奇異な目で見えてしまう。』、『あるというより、普段、障がいのある方との接点がほとんどないので、街中で出会った時にどう接すればいいかとまどう。普通に接するというのがどんなふうにすればいいのかが正直よく分からない。差別の気持ちはなくても、結果的に不快な思いをさせている様な気がします。』、『歩き方が他の子と比べて違っていたりするだけで（病気により）、指を指して小さな子を避難したりするのを見たことがあります。小さいうちから親、地域で教育していかないと、大人になってから差別、偏見が増大します。』などの意見が挙がっています。

2 各関係団体等ヒアリングのまとめ

1 各関係団体等のみなさんからの声

(1) 障がい者福祉に関する活動を行っていく上での課題や今後の活動の展望

1. 障がい者関係団体

- 行事のマナー化と役員や会員の減少と高齢化が進み、行事や活動の見直しの時期にきている。
- 障がい者の社会参加・社会復帰が進むような活動を展開していきたい。
- 今後、会の活動を多くの人に知ってもらい、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援を積極的に行っていきたい。
- 助成金収入が減っているため、活動が制限されている。
- 障がい者をもつ親が高齢化しており、今後、支援策を考えていく必要がある。
- 会員の世代間で、抱えている問題、親としての思い、ニーズも多様になり、共通の課題を皆で活動を展開していくのが大変になってきている。
- 作業所運営への協力、作業所の発展、利用者の福祉向上を目指し、授産活動への協力、今後の利用者（我が子）のための資金作りなど、計画をたててすすめていきたいと考えている。
- 利用者に個人的に性質、特性に差が大きく、個人の特性に応じた自立した生活ができるように、日常生活の支援・介護、機能訓練の提供を行なっていく。
- 利用者の意向、事情を踏まえた個別支援計画と計画にもとづいた支援指導を行っていきたい。
- 自閉症児者を家族に持ちながら、積極的に会の活動に参加する会員が少ない。
- 自閉症児者の生涯にわたる安定した生活を保障していくため、自閉症法（個別法）成立をめざすとともに、療育・医療拠点センターの開設に力を注ぎたい。
- ケアホームを建設したいと活動を始めたが、土地の面、資金面、すべてにおいてなかなかうまく展開してゆかない。
- 地域とのつながりを広げたいと取り組みをしてきているが、不十分である。
- 親の高齢化も課題となっている。
- 「働きたくてもうまく働けない」という精神障がいの方の将来について、収入が少なく、仕事も限られており、将来が不安であることから、安心して未来を託せるような社会施設、制度の確立を望みたい。
- 希望する利用者を受け入れることができる広い作業所や安心して暮らせる入所施設の建設を望んでいる。

2. 障がい者関係施設

- 障がいのある人や家族が慣れ親しんだ地域で安心して暮らし続けられることを支援するため、相談支援体制の推進が図られ、その充実が望まれている。

- 相談支援体制の充実の核となる相談支援専門員の量的拡大（増員）が必要になっている。
- 相談支援専門員が個別支援会議等を通して、質の高い障がい者ケアマネジメントを日常的に実施していけるようになれば、地域で暮らす障がいのある人たちのQOLは間違いなく向上するものと考ええる。
- 一人でも多くの市民に活動を知っていただき、理解していただきたいと思う。
- 「障がいがあるなしに関わらず、あるいはその能力の有無にとらわれず、すべての児童が地域社会で当然のことのように学校教育の場において包み込まれ、かつ必要な援助を保障された教育を受けること」という、ソーシャルインクルージョンの理念を進めていくことが必要ではないか。
- グループホームの立ち上げなど、まだまだ一般住民の方々の障がい者に対する理解が不十分であることを痛感している。法人、事業所の自助努力で行ってきた経緯があるが、このような説明の場において行政の方も一緒に同席していただくことも大切かと考える。
- 一般の賃貸住宅をグループホームとして借りているが、改正された消防法との関係もあり、住宅の確保にとっても苦慮しているのが現状である。
- 支援の場においてもホームヘルプの利用が制限されていたりと、現行制度の中で多くの課題がある。
- 障がい者のニーズに合ったサービスの提供をすることが望ましい。
- 利用者が希望するサービス内容が、障害福祉サービスによる支援可能な範囲を越えていることがある。
- 重度障がい者に対応できるヘルパーが少ない。
- 利用者の生活の全体像を理解した上で、その人のライフステージにあった支援のためには、利用者の支援をコーディネートする人が必要であると思われる。
- 困難事例だけではなく、全ての障がい者の支援に適切なケアマネジメントが必要であると思われる。
- 就労支援を抜本的に強化していく必要がある。
- 支援決定の仕組みの透明化、明確化が必要である。
- 療育を希望される方が年々増え、待機児童が出てくるおそれがある。今後、受け入れが難しくなることが予測される。そのため施設の設備的にも、部屋数の確保とともにスタッフの確保が必要である。
- 運動発達の問題を持つ児童には、理学療法士の派遣をしているが、学園のスタッフとしての雇用が望まれる。
- 就労支援の事業所として、障がい者の就労に結びつけるために、事業所作業をしっかりと行い、一人でも多くの利用者が就労できるよう関係機関と連携し、支援をしていくことが必要である。
- 作業の確保ならびに継続的作業の確立が今後の大きな課題であると同時に、利用者の就労支援に取り組んでいかななくてはならないと考えます。

3. ボランティア団体

- 視覚障がい者の外出について、ガイドサポートや交通機関などが大きな課題となっている。行きたい所へ気軽に行けるようなシステムが必要と考える。
- 福祉バスの座席にはシートベルトがなく改善をお願いしたい。
- 場所は問わず、夜のサークルなので午後 10 時まで使用できる場所の提供をお願いしたい。
- 「発達障がい」のような目に見えない障がいに関しては、まだまだ認知されていないように感じる。
- 「一市民一ボランティア」の理念に則り、誰でも発達障がいに関して基礎的な知識を持ち、サポートができるような体制が整うことを願っている。
- 善意に基づくボランティア活動から、さらに踏み込んだ専門性を学んだ活動と、そこから派生する業務を生業とできるようなシステム、ならびに支援を必要とする当事者とをつなぐ「専門性をもったプロ」のコーディネーターの育成が望まれる。

(2) 障がい者に関する市民の意識について、日ごろ感じるところ

1. 障がい者関係団体

- 障がい者が特別なものという意識は、市民の中でも薄らいできていると思われ、障がい者自身も、自分は特別という意識が薄らいできている。
- これからも、障がい者と市民が一体となって社会を構成していけるよう活動していきたい。
- 知的障がい者について、一般の方はまだ理解できていないと感じることが多い。
- 一般市民と知的障がい者が一緒に活動をする機会や、一般市民に理解してもらう集会等、啓発活動を積極的に行ってほしい。
- 児童の特別支援教育制度によって差別意識を作ってきている。
- 身体障がいに比べ、まだまだ知的障がい、発達障がいについて理解されていないことが多い。
- 家族や地域との結びつきを高めようとしても、協力や支援がもらえない。
- 障がいのある人やその家族も、家庭の中ばかりで、地域への交流が少なく、地域への積極的な働きかけが少ないように思う。
- 自閉症を含む発達障がいについて、特に、知的に重い人で行動障がいのある人に対する理解がない。
- 自閉症者に対する理解はまだまだ低いと感じます。
- 自立支援法の制定後、ますますサービスが使えない、重い人の受け入れ先も少なく、事業所は運営が困難なので契約が打ち切られている。
- 国が定めた報酬単価設定を支援費制度の時と同じレベルまで引き上げていただかなければ、重度の人はサービス利用できないままである。
- 中央と地方、都市部と中山間地域、社会資源の格差があり、事業所から離れた地域は契約すらできない。支援費制度のような内容にすべて改定してください。
- 精神障がいに対する偏見や差別は根深いものがある。近所の方々に自由に入出入りしてもらうことで理解を広げることが必要である。
- ハローワークの求人票で初めから「精神は除く」と記載されていることがあり、精神の求人はきわめて少ない。また、面接会で「精神」と告げるとそれだけで断られることがあり、就労では、いぜん差別されている。

2. 障がい者関係施設

- 以前に比べれば、障がい者への理解が深まっているように思われ、ボランティアなどを通して、障がいのある人たちへの支援の輪も広がっているように感じる。しかし、全体としては、まだ「無関心」の層が圧倒的に多いように思われます。
- 一般市民、地域住民の方々は、居住する地域に障がい者施設ができるとかあるいはグループホームなどができるとなると、実際には拒否的反応が表面化します。例えば、グループホーム（含むケアホーム）などの家屋を賃借しようと空物件などにあたって、障がい者が住むことを知ると多くは断られ、一つの家

屋を借り上げるために、その所有者だけでなく、近隣住民、自治会等の理解を得るため大変な労苦を伴っているというのが実情である。

- 国や地方自治体の障がい者施策が、障がいのある人たちの地域生活を推進している中、こうした地域住民、一般市民の障がい者理解、障がいのある人たちも地域社会を構成する一員であるという意識を、さらに深めていただく対策が求められているのではないかと感じる。
- 障がい者に対する理解はある一方で、コミュニケーション面での壁のようなものを感じることもある。事業者としてもっと障がいについて理解を深めてもらう必要性を感じる。
- 障がい者に対して市民の意識は随分変わってきた。障がいを持つことは、その人に何の責任もないことであり、堂々としていただきたい。
- 大半の人達は心より受け入れているし、そのように信じたい。
- インクルーシブな社会の構築が求められている中であって、障がい者の生活(暮らしの場・活動の場)も地域の中に移行して、一般住民と同じ基盤の上で生活できる事が求められている。
- 障がい者はもとより地域住民においても相互理解を深め合い、福祉社会を創り上げていく意味においても地域にあるGH・CHの存在意義は高いものと思っています。
- 障がい者(児)の外出介護等で、地域外の駅、スーパー等に行くと冷たい視線、避けて通られたりすることがあり、まだまだ障がい者に対する特別扱いがあると感じる。
- 外出介助をしていると道路の点字ブロックやかまぼこ状態が車イスを押していると低い方にタイヤが転がり逆方向にすると車が通行していたりで、危険に感じたことがある。
- 障がい者についての理解を促す為にも、地域社会に障がい者の施設を設立していただきたいと願っている。
- 近隣の関係性が薄くなってきているため、障がいを持っている人が近所にも気がつかないことが多い。
- 地域のつながりを持つことで、協力体制がとれる事もあるが、関心が薄れている傾向にある。

3. ボランティア団体

- その場に直面した時には、どう対処したらよいのか正直迷います。
- 子供の頃から障がいのある方々とふれ合う場があれば、自然に受け入れることができるのではないかと思います。
- 震災などの事態には地域の力が必要ですし、身近に感じられる地域づくりができればと思います。
- 災害時の対策について、障がいの有無にかかわらず相互扶助が根付き、障がいに対する理解が更に深まることを願うものです。

(3) 障害者自立支援法に基づく障がい福祉施策・サービスについての課題、提案、意見等**1. 障がい者関係団体**

- 高齢化による身体の衰えや病気等での身体障害者手帳を取得する人が増加してきている。
- 生まれながらに障がいを持って、社会参加していこうという若い障がい者を支援していくことが必要である。
- 障害者自立支援法成立後、新しく入所施設ができていないことを考えると、知的障がい者が親亡き後どう生活していくのか大変不安を感じる。
- 国・県・市町村等が一体となり、もっと助成する必要がある。
- 在宅の知的障がい者も地域で安心して暮らすためのサービスをもっと充実してほしい。障がい者がいつでもどんなサービスも利用できるような地域拡大のための施策が必要だと思う。
- 介護保険と自立支援法との制度上の相違点を考えてもらいたい。
- 市の施設での代読・代筆の要望に快く応じて欲しい。
- 移動手段の制限を広くして欲しい。
- 視障者も高齢化に伴い、通院者が多くなったので、サポートのボランティアを増員してほしい。
- 公共施設にそれぞれ手話通訳者を設置してほしい。
- 未就園児が通える施設が増えるとよい。
- 障害程度区分の方法、区分により使えるサービスを限定した点、三障がいの一つにしたことによる問題点など、サービスを利用する当事者の立場からは、ただ振り回されただけのように思う。
- 利用者の意思、意向、さまざまな事情を踏まえた個別支援計画の作成と計画に基づいたサービスの提供が必要である。
- 地域生活は一家族では支えきれない。入所施設が必要である。やむを得ず在宅で通所の場合、緊急時のショートステイ・日中一時預かりを受け入れる施設等を利用できるようにしていただきたい。
- 医療費の継続をお願いしたい。
- 放課後の児童の居場所を確保してほしい。
- 事業所が、十分なサービス提供できなくなってきたので、ますますサービスを利用できなくなっている。
- サービスの支給をしてもらっても、実際に使えないのが現状で、格差が生じる恐れがあると思われます。
- 障がい者は（も）主権者である。憲法 25 条の示す「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国民はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」に則り、当事者及びその家族の思いや意見が反映される仕組みが整えられねばならない。

- ▶ 「福祉サービス」という文言が出てくるが、これは何かをやってもらうというサービスではなく国民の権利の実現であり、公共の義務である。
- ▶ 生活については、働けなくても十分生活できる障害年金を保障すること。
- ▶ 安心して医療を受けられる制度を作ること。
- ▶ 現在、福祉サービス事業として民営化されているが、国、自治体はできるだけ良好な福祉事業ができるよう事業者の運営に助力すること。(土地、建物への援助など)。
- ▶ 3 障がいを一括で扱うことなく、それぞれの障がいの特性を鑑みた就労支援をすること。
- ▶ 障がいに対する偏見や差別をなくすために学習会や講演会、映画会などはもちろんのこと互いに触れ合える(顔見知りになり、名前を覚える)機会を小学校区で不断に作ること。

2. 障がい者関係施設

- ▶ 障害程度区分による利用制限などを撤廃し、支援の必要性(必要度)に基づいたサービス利用が可能となる制度設計に心がけていただきたい。
- ▶ 障害福祉サービス事業の課題について、日中活動支援事業は生活介護と就労系の事業に二分されたが、就労系の事業の人員配置と報酬単価が低く設定されてしまったため、仕事(作業)を中心とする旧授産施設系が新事業での運営が厳しくなってしまうという事態を招き、新事業移行時に生活介護等に移行するという傾向が多く見られる。
- ▶ 生活介護事業移行後は、仕事(作業)、つまり「働く」というモチベーションが下がってきている、という報告を各地で聞くようになりました。制度によって、障がい者支援の大きな柱が歪められてきているということがいえると思う。
- ▶ 重い障がいのあるある人たちのグループホーム(含むケアホーム)の必要性について、現行の共同生活介護・共同生活援助事業では、重い障がいのある人たち(例えば、重症心身障がい者、行動障がいのある知的障がい者)のグループホームは、設備整備の面でも、専門性を持った支援職員を配置するための人員体制の面でも、極めて不十分といわざるを得ません。
- ▶ 入所型の施設が整備されなくなった近年、こうした重い障がいのある人たちもグループホームでの居住支援が望まれるところですが、制度面の壁がその充実を阻害していると感じている。
- ▶ 障害程度区分によって、施設が受ける報酬額が違います。このことは、サービスの質の低下につながる者ではないかと心配します。市町村によって受けられるサービスに違いが出てきていることは、問題ではないかと思えます。選択できるだけのサービス量が確保されていないと重います。身体、知的、精神障がいを同じように扱うには無理があると思えます。
- ▶ 高齢障がい者への取組みを別で考えて欲しい。特に親亡き後どうするか、また身体的ケアも必要となった場合についても、先を見越した取組みや支援体制を

構築できるようなシステム作りが必要だと思われます。

- ▶ 障害者自立支援法は、確かに利用者、施設側に衝撃を与えたことは間違いない。この5年間は、どれだけ振り回されたかはかり知れない。利用者の1割負担があるために、これに関係者は尽力された。この部分は見直されるが、問題は施設側である。今まで障がい者施設についての法整備はいい加減な部分がありすぎたし、それに乗っかっている人達もそれに甘んじていた。もう少し慎重にことを成し遂げていただきたいし、専門的な人を時間をかけて育成してほしい。それから提案や意見をいただきたい。今の段階ではあまりに未熟すぎます。
- ▶ 現在、障がい者、精神、知的の方々へのサービスを行っているが、サービスの統一をしようとしても難しいところがある。精神、知的の方はケースワーカー、医師、看護師、その他の関係者、地域（民生委員、自治会長）との連携を密にしないと在宅での生活は困難に思う。
- ▶ 障がい者の受け入れ施設が少なく、デイサービスに行けない。
- ▶ 障がい児もデイサービスを利用したくても高齢者が優先になり、断られ、家族が希望する日に利用できず、施設の空きに合わせて利用している。
- ▶ 相談支援事業を徹底するべきかと思われる。ケアマネジメントは、各事業所に委託して、多くの利用者に正しいケアプラン、他機関との連携を取り、地域の中で活動できるようにしたい。
- ▶ 障害者自立支援法では、利用料の自己負担がある。乳幼児の療育を必要とする者へ負担があるという点で利用しづらさがある。
- ▶ それぞれの障がい特性にあった支援サービス提供できる施設になること。
- ▶ 柔軟かつ利用者本位であり、サービス事業所も利用者に対して手厚く支援し、運営も十分できることを望みます。

3. ボランティア団体

- ▶ 「発達障がい」が自立支援法に明確に位置づけられたとはいえ、その特性に応じた福祉サービスが少ない。
- ▶ ペアトレやレスパイトなどの家族支援サービス、「こだわり」や「不器用」「過敏性」などに上手く対処していく療育サービスなどが創設されるとよい。
- ▶ サービス提供事業者の地域格差や、利用できる居住範囲の指定などもあり、利用できるサービスが少なく、サービスを使いこなせていないのが実情である。

(4) 障害者自立支援法の見直しや障害者総合福祉法（仮称）の制定に対し期待すること**1. 障がい者関係団体**

- 障がいを持っているが、手帳を取得することができない学習障がいや発達障がい者に対する支援の在り方を明記して、実行していくべきである。
- 福祉サービスに対する障がい者の負担を応能負担の考え方で、無料ではなく、障がい者が生活していくのに負担がかからない程度の負担は課すべきと思う。
- 障害程度区分によってサービスの内容や量が変わるようなことがないようにしてほしい。
- 障害程度区分によるのではなく、個々の人の必要に応じたサービスを提供すべきである。知的障がい者の障害程度区分方法を見直すか廃止してほしい。
- 障害基礎年金が少なすぎるため、グループホーム等で暮らす人の生活が成り立たなくなっている。賃金も安いと困っている人がほとんどである。(家賃保証も少なすぎる)
- 障害基礎年金増額すべきである。(月額15万円はないと生活できない)
- 教育、福祉、医療それぞれがばらばらにサービスを考えるのではなく、障がい者の生活、人生をどう保障していくのかという視点で、(ゆりかごから墓場まで)内容を充実させていただきたいと思います。
- 施設福祉サービスの充実。
- 柿の木荘施設の見直し、施設機能の充実。
- 地域交流の促進。
- 利用者の生活安定と充実。
- 自閉症を含む発達障がい、精神障がいに法的明記されたことにより、基本的施策が具体的なものとして、地方公共団体の責務として、谷間におかれている自閉症、発達障がい児・者が現在より改善されるものであると期待しています。
- 障がいの種類によって判断力のない知的重度で自分の意思を言語で表現できない人達は不利益にあい、障がい差別がみられたが、それが、少しでもなくなることになればと願っている。

2. 障がい者関係施設

- 当面は新たな法律の理解が深められることと、それを実現していくための財源確保対策が進められることを期待している。
- 地域の支援体制の確立。制度の谷間に埋もれている人に対する支援を期待する。
- 自立支援法に於いて、利用者が主体となりサービスを選択できるようになったと思われるが、それが逆に施設を選択することを難しくしていることもある。障害程度区分にしばられ、選択の幅が狭くなったり、事業者側も今まで提供できたサービスが提供することが難しくなるようなこともある。
- 色々なサービスを組み合わせることができるのであれば、サービス提供の幅を広げる必要があると思われ、またその選択について相談・支援する体制を拡充させていく必要があると思われる。

- 障がい者にもわかりやすく使いやすい法にしてほしいと思う。
- 障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度に期待しているが、負担能力のある方の不満や意欲低下につながるようなことと思う。
- 将来にわたって発達の弱さや特性を持ち続けていく児童に対し、長期的な展望に立って、途切れの無い支援は大切である。
- 保健センター、幼稚園、保育園、ひまわり学園、学校、さらに就労まで、児童を取り巻く人々が連携しあいながら児童が健やかな発達が遂げられるよう支援していく事ができるような法の整備がされるとよい。
- 住んでいる場所で、サービスに不公平がないようにしてほしい。

3. ボランティア団体

- 身体障がいの方の支援がやはり優先されやすい状態なので、発達障がいを持つ人にうまく対応できない人や、体が動くゆえに困ってしまう状態像などに理解が欲しい。
- 「発達障がい」にちなんだ福祉サービスの拡充、「発達障がい」が適正に評価される障害程度区分のあり方、「発達障がい」独自の手帳制度の創設など。
- 個々の障がいやサポートの必要性に応じた、臨機応変に対応できるサービスの創設。

(5) 障がい者の就労促進についての課題、提案、今後の貴団体の活動等

1. 障がい者関係団体

- 就労支援センターやハローワークと連携を密にして、就労につながるよう活動していきたい。
- 一般就労におけるジョブコーチはもっと継続して障がい者をフォローする必要がある。ジョブコーチのフォロー期間が短すぎるためすぐにやめる人が多い。
- 相談機関をもっと多く設置すべきである。障がい者は今よりも多くのサポートがないと就労できない。(就業・生活支援センター等)。
- 知的障がい者が就労している企業・福祉施設にもっと助成すべきである。
- 知的障がい者を積極的に雇用している企業を見学したり、就労している人の生活をサポートしていくことが必要である。
- 地域密着型小規模多機能授産施設を介護保険制度に見られる地域密着型施設のような施設を提案する。
- 市職員募集の障がい者枠の対象者に弱視の方の職域も拡大してください。
- 障がいがあり、就労を希望されている方には、一人ひとりのニーズに則した情報を適切に提供していく必要がある。
- 利用者の就労促進について、生活活動、機能訓練が実施されているが、就労促進に結びついていないように思う。
- 就労促進には、親の考え方をあらためる必要がある。就労促進のため利用者の職業訓練、機能訓練の見直しが必要である。

- 幼児から高等部卒業まで、障がいの特性・状態程度をよく把握して、個別支援計画を立てて、教育と生活を支援する。高等部卒業学年の指導だけでは、就労は難しい。
- ジョブコーチと学校と主治医と福祉機関との連携を密にする。
- 精神に関しての就労促進は他の障がいに比べて遅れている。

2. 障がい者関係施設

- 「働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう福祉側から支援する」と法律には明記されていますが、障がい者就労の現実は厳しいものがある。
- 作業所での工賃は、自立には程遠い。
- 障がい者について受け入れ側企業等の理解が低いように感じる。(特に知的障がいについて)
- 受け入れ側のメリットについても広範囲に周知できる手段等あればと思う。
- 障がい者の一般企業への就労について、施設側は、それに対して積極的に協力しているとは思えない。企業に送り出せる能力ある利用者がいても、送り出したあとの保証がないのが問題なのかもしれない。
- 就労促進については、大垣駅前の商店街の活性化の為に、空き店舗において障がい者の就労促進ができないかと思う。
- 障がいがあっても働く場所があるという事は、とても大切で、この事が障がいをおっても意欲的に自力生活アップにつながると思うが、当事者は自らの能力の弱さを感じ、生活意欲すらなくす傾向がある。
- 就労促進のためにも、1次障がい、2次、3次障がいへと進まないように留意する必要がある。そのためにも途切れのない支援を、西濃圏域の学校教諭、幼稚園教諭、保育士、保健師、児童デイサービス職員等を対象にケース検討会や各種の講演会、指導方法研などを開催し、学習会を継続的に開催する。
- 就労支援については、西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣障がい者就業・生活支援センター、大垣ハローワーク等の関係機関と連携し、主にサポート事業により、就労を支援していく。
- 国や公共団体が物品等を発注したりする場合、障がい者雇用をしている企業を条件に加える等、障がい者を雇用することへのインセンティブを与えるというのではないか。

3. ボランティア団体

- 就労促進が望まれるが、体験や実習の場が少なく、何もかもダメになってからでないと支援してもらえない現状を何とかしたいが、今のところいい活動が浮かばなくて困っている。
- 障害者雇用促進法上の障がい者に「発達障がい」も含め、雇用率の算定対象とすること。
- ジョブトレーニングの場や機会がもっと増えるとありがたい。
- 就労支援だけでなく、就労後も気軽に相談できる(障がい者、事業主ともに)サービスがほしい。

(6) 大垣市の障がい者施策について、お気づきの点、意見、要望等**1. 障がい者関係団体**

- 日常生活用具の中には、現在の障がい者の希望にそぐわない用具がある。今後は用具を希望する障がい者に対して聞き取り調査や見直しをお願いしたい。
- 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童・生徒の放課後等デイサービスを行う事業所等が少なすぎるので、もっと放課後等デイサービスを提供する事業所を充実してほしい。
- 障がい者とその保護者の意見・要望を聴く機会をもっと多く設けてほしい。
- 障がい者施策が保護者等に伝わっていないことが多いので、もっと伝わり易い方法を考えてほしい。
- 福祉団体への助成金を増額してほしい。
- 市役所窓口における視覚障がい者に対する代読・代筆をお願いしたい。
- 視覚障がい者の貴重な社会貢献の場として、点字投票用紙の解読を任せてもらいたい。
- 施設への音声装置や点字表示・点字ブロック等を設置する前に、ぜひ障がい者の立場からの意見を聞いて参考にしてほしい。
- 大垣市民病院における手話通訳者設置。
- バス停をシステム（電子、アナウンス）の改善。
- 利用者の殆どが一人で避難できない。親も避難所がどこになっているのか、緊急時の情報を得るための手段を早急に求める。
- 福祉情報が障がい者団体などの機関誌、市の広報や回覧が主体であるので、国・県の動き等を知りたい。
- 自閉症・発達障がい、特に知的障がいが高く、行動障がいのある人で、施設対応の必要な人達が、今後増えていくので対応を考えていただきたい。
- 施設実習に住み込んで実習させるなど、職員研修を充実させていただきたい。
- 現在不況のため、工賃収入が少ない。市においても障がい特性を視野に入れた仕事をまわしていただけるとありがたい。
- 市の遊休地を利用できるようにしていただきたい。(新しい作業所建設の願いあり)。

2. 障がい者関係施設

- 今般の改正障害者自立支援法における相談支援体制の強化に見られるように、相談支援（ケアマネジメント）体制の拡充が不可欠であると考えている。相談支援事業の拡充により相談支援専門員が質の高い障がい者ケアマネジメントを実施できるようになれば、自立支援協議会の活性化、機能強化と相まって、障がいのある人たちやそのご家族が生まれ育ち、慣れ親しんだ地域で安心して暮らし続けていくことのできる社会の実現にさらに近づくことができると考える。
- 教育が必要な時期になれば、教育が受けられ、福祉サービスが必要な時期には安心して福祉サービスが利用できる環境を、生まれ育ったこの地を離れること

がなく、すむように整えてもらいたい。

- サービスを提供している施設、事業所がどこのサービスを利用しても、どの利用者に対しても同じ内容のサービスが受けられるようにして欲しい。
- 障がい者の在宅での生活を足を運んで見て欲しい。
- 障がい者が1年間通して使用できるスポーツセンターができればよいと思う。
- 温水プールのあるスポーツセンター（年中、障がい者や高齢者が使える）を強く希望する。
- 発達上の弱さや問題を持つ子どもの早期発見という面では、充実しつつあるが、その後の幼稚園から小学校、小学校から中学校、その後の就労へと結びついていくケースが少ない。
- 児童を取り巻く人々との協力体制づくりをし、フォーマルな部分だけでなく、インフォーマルな支援体制づくりが大切である。
- 事業所が行うことができる大垣市としての公的な作業をさせていただけたらと思う。作業の確保は当然事業所自身のことではあるが、公的な作業を請け負うことは、事業所にとっていろんな意味でありがたいことである。
- 障がい児の放課後等支援、スマイルブックの作成など、ここ2、3年でさまざまな取組みをされているが、今後も生涯を通じて途切れのない支援をしていく体制づくりを一層すすめていただきたい。
- 障がい児を持つご家庭において、家族全てに対する支援が必要なケースが多く見られ、配慮をお願いしたい。

3. ボランティア団体

- 市からの補助金がカットされてから、活動を減少せざるをえず、活動に支障を来している。
- 特に就労支援で、大垣には大きな企業があるので、特例子会社の設立を望む。
- 発達支援に関して、療育・教育・労働の調整役としての行政担当者の協議の拡充することが必要である。
- 専門知識取得の各種トレーニングを専門家に課すことと同時に支援の場の拡大（乳児期のみならず学童期での療育体制、義務教育小中学校の通級教室の開設、生涯にわたるライフサポート体制など）が必要である。
- 専門家の増員を希望する。

第4章 基本的な視点

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる、 市民協働による自立支援社会づくり

障がいのある人が社会の一員として、他の人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の考え方が、広く市民に浸透し、定着することを基本に置き、障がいのある人一人ひとりが決して社会的に孤立することなく、人間（ひと）と人間（ひと）との関係性、社会とのつながりの中で自らの固有の役割を高めていけるよう、「障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる、市民協働による自立支援社会づくり」の構築に向けて、すべての障がいのある人の地域での自立と社会参加の実現をめざします。

2 施策目標

「自立」とは、一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することです。

すべての障がいのある人が、地域社会において、こうした意味で自立した暮らしを実現し、就労や芸術文化活動など、様々な社会活動に参加することを一層進めるためには、地域社会における支援によって必要な条件を整備していくことが必要です。

個々の暮らしは、障がいの有無にかかわらず、日常の生活基盤である住まいと、社会的な役割を担う活動や参加の場、そして余暇活動などの場が重要な要素です。

こうした点を重視し、制度の下における地域生活支援の施策展開を見据え、次の施策目標を設定します。

施策目標 1 日常の自立した暮らしを支援するために

施策目標 2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために

施策目標 3 多元的な支援による社会参加促進のために

施策目標 4 ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために

施策目標 5 市民協働による福祉の推進を確かなものにするために

施策目標 1 日常の自立した暮らしを支援するために

- 障がい者福祉全体がサービス提供者中心の発想から利用者自らが必要なサービスを選択・決定し、事業者や施設と対等な立場に立って契約を結ぶためには、ケアマネジメントによる相談体制の整備が不可欠です。
- 行政の窓口だけではなく、身近な地域での社会資源を活用した相談窓口の設置を図ることが求められます。
- 主な支援者である家族や親も今後さらに歳をとり、高齢化していきます。こうした実情からしても、今後より一層、障がいのある人への福祉サービスを充実し、社会のしくみによって障がいのある人やその家族を支えていくことを基本としなければなりません。
- また、住まいは、地域で暮らし続けるための重要な基盤であり、社会参加への出発点です。自宅での暮らしのみならず、グループホームやケアホームでの共同生活、入所施設までも含めて暮らしの場と位置づけ、地域における自立した生活を支援する機能の充実を図っていくことが必要です。

施策目標 2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために

- 就労は基本的な権利です。自分の可能性に挑戦しながら、社会の構成員としての役割を担い、自立した生活を送ることにその意義が見出されます。自活できるだけの収入を安定的に得るのに必要な支援を行っていくことが基本です。
- 働くことにチャレンジし、働き続けるためには、身近な地域での就業面・生活面での一体的な支援が重要であり、各種雇用・就業に関する相談事業や地域の実情に応じた雇用施策が必要です。地域での就労支援ネットワークの構築を進め、社会参加を支援します。
- 個人の個性、適性、本人の就労への意欲などのニーズに応じたきめ細やかな支援が必要とされることを踏まえ、多様な就労形態を視野に入れた支援方策の確立をめざします。このため、自立支援協議会を中心として、広域的活動や地域活動をコーディネートする役割を担っていくことが必要となります。

施策目標 3 多元的な支援による社会参加促進のために

- 入所施設は衣食住から活動の場に至るまで、利用者の生活全般に関するサービスを一体的に提供してきました。その形態は効率的な反面、施設内において完結されるため、地域社会との関係が途絶えがちになり、閉鎖的といわれる一因ともなっています。今後、入所施設から地域生活への移行を進めるにあたっては、地域におけるサービス基盤の整備を図るとともに、一人ひとりが地域社会の中で暮らす可能性を高めていく機能を発揮していく必要があります。
- また、長期の入院生活は、病気による生活能力の衰えを固定化し、地域で普通に暮らしたいという思いを萎縮させる状態を招いています。長期入院者が、退院して地域生活へ移行するためには、地域におけるサービス基盤の整備とともに、退院に対する不安を軽減し、具体的な生活につないでいく医療・保健との連携が重要です。
- 精神に障がいのある人や発達障がい者、難病患者にとって、治療を担う医療機関や専門的相談を担う保健所と行政の連携が不可欠であることから、医療機関や保健所を中心に連携の構築を図るとともに、行政と当事者活動などとの協働の視点も組み入れた取組みを推進していきます。

施策目標 4 ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために

- 「バリアフリー」な社会とは、社会的、経済的、文化的なバリアのみならず、制度的、物理的、そして態度的なバリアのない社会をいい、人にやさしい建築物や道路・公共交通などのハード面におけるバリアフリーのみならず、情報のバリアにも視点をあて、わかりやすく利用しやすい情報の提供に努めるとともに、“こころのバリアフリー”に視点を置いた取組みをより一層推し進めていくことが必要です。
- 地域や学校といった場での交流の機会を大切にし、啓発の充実を図るとともに、「障がい者への理解と人権尊重に根ざした自立の支援」という基本的考え方を深めていけるよう、引き続き市民への啓発に積極的に取り組んでいきます。

施策目標 5 市民協働による福祉の推進を確かなものにするために

- 従来、地域における多様な福祉課題については、根源的な相互扶助の考え方によって地域住民自らが解決してきました。しかし、地域のつながりが希薄化し、核家族化など家族形態が変容する中で、支え合いや助け合いの機能の多くが、サービス事業者や行政による公的な福祉サービスとして外部化されています。
- 市民の生活の多様化・複雑化は、公共サービスの提供を行政のみに求める「公助」のあり方の見直しを迫っています。そこには、行政に依存しない公的なサービスのあり方を模索していかなければならないという課題が見出され、その課題こそが「自助」の強化や「互助」、「共助」の拡大という考え方であるということができます。身近な住み慣れた地域で、障がいがあっても、自分らしい生き方を全うし、また、安心して次世代を育むことのできる場の実現を地域住民や多様な担い手が主体となり、行政と協働しながら地域の福祉課題や生活課題を解決することが重要です。



▲大垣市立かわなみ作業所通所者作品

第5章 市民協働による自立支援社会実現に向けて

【施策体系図】

施策目標 1 日常の自立した暮らしを支援するために

【施策の方向】	【基本施策】
(1) よりきめ細やかな相談支援体制の充実	1.相談支援事業の充実 2.相談員の活用 3.地域に根ざした福祉体制の確立 4.自立支援協議会の充実 5.手話通訳者、要約筆記者・奉仕者の確保
(2) 自立に向けた生活支援サービスの充実	6.ケアマネジメント手法の導入 7.手帳取得によるサービスの利用促進 8.各種養成研修への参加促進 9.第三者評価事業の整備 10.高齢障がい者の適切なサービス利用 11.地域生活移行支援システムの確立
(3) 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保	12.生活の場の確保 13.民間住宅の積極的な利用促進

施策目標 2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために

【施策の方向】	【基本施策】
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	14.交流及び共同学習の推進 15.保育所の充実 16.発達障がい児への支援 17.特別支援教育体制の充実 18.専門機関など幅広いネットワークの確立 19.教職員などの指導力向上 20.障がいのある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進 21.就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進 22.生涯学習活動の充実
(2) 雇用環境の整備	23.一般企業への障がい者雇用の促進 24.新たな雇用の場の創出 25.市での採用 26.市発注の物品、役務提供の優先発注 27.働き続けることへの支援
(3) 自己実現に向けたより豊かな就労への支援	28.就職支援の充実 29.中間就労の場の確保 30.授産品販売店の設置推進 31.自営・起業・在宅就労の促進 32.既存資源の活用と福祉的利用の促進
(4) 自立を支える多様な活動の場の充実	33.日中活動の場の充実 34.放課後等の活動への支援

施策目標 3 多角的な支援による社会参加促進のために

【施策の方向】	【基本施策】
(1) コミュニケーション等サービスの充実	35.コミュニケーション支援の充実 36.司法手続きなどへの配慮
(2) 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援	37.障がい者団体等の活動 38.新規事業所への支援 39.移動支援の充実 40.障がいのある人への社会性生活力の向上に向けた社会参加への支援の充実
(3) 保健・医療・リハビリテーションサービスの充実	41.基本健康診査などの充実 42.健康づくりの推進 43.障がいの早期発見 44.母子保健や健康等相談の充実 45.こころの健康づくりの推進 46.難病に関する施策の推進 47.発達障がい児への支援(再掲) 48.障がい者医療の充実
(4) スポーツ・芸術文化活動の推進	49.文化活動への支援 50.スポーツ活動の支援 51.生涯学習活動の充実 52.ボランティアの活用 53.国際交流等の推進

施策目標 4 ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために

【施策の方向】	【基本施策】
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	54.歩道や公園等の整備 55.バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進 56.駅や周辺の整備 57.住宅改修の促進 58.学校施設のバリアフリー化の推進 59.選挙等における障壁への配慮
(2) 利用しやすくわかりやすい情報の提供	60.情報提供の充実 61.福祉マップの充実 62.消費生活の安全と充実
(3) 相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー	63.福祉教育の推進 64.交流及び共同学習の推進(再掲) 65.あらゆる場・機会を通じたこころのバリアフリーの推進

施策目標 5 市民協働による福祉の推進を確かなものにするために

【施策の方向】	【基本施策】
<p>(1) 人権教育・人権啓発と権利擁護の推進</p>	<p>66.広報等による啓発 67.成年後見制度の周知 68.苦情解決 69.日常生活自立支援事業の利用促進 70.人権相談などの充実 71.公共サービス従事者の理解促進 72.セーフティネットの整備 73.地域ケア体制の充実</p>
<p>(2) 地域ぐるみで取組む福祉の推進</p>	<p>74.地域交流の促進 75.地域福祉計画による計画の推進 76.地域ネットワークづくりの支援 77.障がい者虐待防止支援事業</p>
<p>(3) 福祉人材・ボランティアの養成と確保</p>	<p>78.NPO法人等市民活動への支援 79.ボランティアセンター機能の充実 80.ボランティアの養成 81.ボランティアの活用(再掲) 82.福祉人材の育成支援</p>
<p>(4) 災害等の緊急時における安心・安全の確立</p>	<p>83.防災ネットワークの整備 84.自主防災組織等の育成 85.情報連絡体制の確保 86.防犯・防災知識の普及、啓発 87.避難所の確保 88.緊急通報装置の整備 89.福祉避難施設の充実</p>

施策目標 1

日常の自立した暮らしを支援するために



● これまでの取組み ●

※実績：平成 22 年度

(1)よりきめ細やかな相談支援体制の充実

相談支援事業の充実

- 相談支援事業の実施
 - ・相談支援事業所 5か所（障害者生活支援センター、柿の木荘、ゆう、せせらぎ、グリーンヒル）
- 相談支援事業と連携し、「障害者自立支援協議会」を運営
 - 各部会のほか、全体会議を3月28日に開催。全体会議のなかで、相談支援事業の課題を確認し、情報を共有した

相談員の活用

- 市内の各地域に居住する障がい者の相談員が、障がい者の生活を理解し、必要に応じ、サービスや見守りにつなげるなど、関係機関と連携しながら、相談に応じた
 - (配置人数)
 - ・県身体障がい者相談員 23名
 - ・市身体障がい者相談員 8名
 - ・県知的障がい者相談員 4名
 - (相談件数)
 - ・身体障がい者相談員 1039件
 - ・知的障がい者相談員 86件

地域に根ざした福祉体制の確立

- 柿の木荘の活用
 - 柿の木荘において、知的障がい児者の在宅生活を支援する相談支援事業を実施し、相談員を配置。相談件数実績 802件
- ひまわり学園の活用
 - 発達障がい児療育地域支援センター（県受託事業）として次の事業を実施
 - ・保護者等からの療育相談の実施 月2回実施
 - ・発達とことばの相談会（5/16（日）、11/14（日））

(2)自立に向けた生活支援サービスの充実

ケアマネジメント手法の導入

- 相談支援事業において、ケアマネジメント手法を用いて支援を実施
 - ・実施方法
 - 相談支援事業者に配置した相談支援専門員が、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供

及び援助等を行う

- ・相談内容
福祉サービスの利用や日中活動に関する相談や、就労に関する相談等
- ・相談件数 4,401件

手帳取得によるサービスの利用促進

○手帳交付の際に、資料を配布するとともに、制度説明を実施

手帳交付者数

- ・身体障害者手帳 994件
- ・療育手帳 77件
- ・精神障害者保健福祉手帳 446件

○制度周知について、ホームページなどを活用

- ・市ホームページに障がい者福祉制度を掲載
- ・制度改正の都度、広報おおがきに掲載を実施

各種養成研修への参加促進

○サービス提供者の研修受講の促進

県等が主催する福祉サービスや相談支援に関する研修会について、サービス事業者に情報提供

第三者評価事業の整備

○第三者評価事業の推進

事業者による第三者評価制度の実施の促進について、事業者や市の福祉施設に、啓発文書を配布

(3) 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

生活の場の確保

○かわなみ作業所の父母の会が実施する、利用者の宿泊訓練事業に補助金を交付した。

(事業目的)

かわなみ作業所利用者の自立を促進するため、家族と離れて共同生活訓練をおこなう。

(実績)

32回 参加延人数 66人



■よりきめ細かな相談支援体制の充実

- ▶ 私の場合、視覚障がい、ある一定の所しか見えず、一人でバスや電車で移動することができません。必ず介助の手が必要で、出かける場所も限られたりします。人に頼る生活を余儀なくされてしまいます。自立したいのですが、相談する窓口など、よく分かりません。このアンケートを読んで、色々なサービスがあることを知りました。
- ▶ 重心の子供達はまだまだこれから学校をたくさん卒業してきます。その後、行き先なく、とても厳しい状況です。生まれてから卒業後の本人の把握、支援、相談ができる総合的な支援センターを望みます。（発達支援センターだけでは足りません。）
- ▶ 療育手帳を所持している場合、生活環境料金の助成、在宅知的障害者交通費助成とありましたが、詳しく教えてもらいたいです。窓口に行く時間がなかなか取れないので自宅の方まで、詳しい説明が書かれたものを送ってもらえるとうれしいです。
- ▶ 障がいを持つ人が、相談できる場所や情報の発信なども整備してもらいたい。

■自立に向けた生活支援サービスの充実

- ▶ 大垣市は障がい者の福祉について、いろいろと施策を取組んでいるが、まだその助成を受ける方法や、その助成を知らない人が多いと思う。民生委員や自治会長など地域の役員がもっとその施策や助成を知り、サービスを受けられるようPRすべきである。

■日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

- ▶ 障がい者が親なき後に安心して生活できる様にグループホームやケアホーム、入所施設などの充実を切に望みます。
- ▶ 私は重度の知的障がいを持つ子の保護者ですが、将来の不安はやはり親が高齢になった時、親亡き後の事です。現在も行動障がい等もあり、日頃の生活は厳しい状況ですが、親が面倒を見られなくなった時、安心して任せられる支援員、介護員やケアホームが圧倒的に不足します。入所施設はどれも定員を満たしており、またその生活環境は決して心地良いものではありません。重度の知的障がい者が安心して暮せるケアホームの建設、支援員の育成と確保をお願いしたいです。
- ▶ 障がいの子を持つ親は皆そうだと思いますが、自分達がいなくなった時（死んだ後）、子供が安全、安心な所で支援を受けながら暮らしていける事ができるのか、という事です。親が年を取り十分な介護もできなくなる事もあるので、入所施設を地元で作ってほしい。私達が生きている間は、精一杯頑張っています。自分達が死んだ後に、何も分からない子がどうなるのか、考えるだけで不安になります。

※ “市民の声” は、障がいのある人、健常者、支援学級（情緒クラス）に通っている児童（保護者の方）を対象としたアンケートに記載された主な自由記入の内容です。

● 課 題 ●

障がいのある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加するために、その生活を支える身近な地域における支援の仕組みづくりが必要です。

また、障がいのある幼児・児童・生徒については、その成長過程に応じた支援を地域において展開することが重要です。

今後は、身近な地域の中で小規模な施設や地域の関係機関、団体が核となり、グループホームのバックアップや福祉サービスの提供を行うなどの仕組みづくりに取り組む必要があります。

精神保健福祉分野では、在宅福祉の核となる法人が育っていないという課題もあり、その育成にも取り組むことが課題となっています。

また、障がいのある人の立場に立った相談支援体制の充実が必要で、そのための対等で公正な当事者の参画が重要となっています。

3 障がいの福祉サービスが一元化され、身近な地域で福祉サービスを受けることができるようになり、これまで地域に受け皿がないために、社会的入院を続けざるを得なかった障がいのある人等に対しても十分な対応を図ることが求められます。

1 よりきめ細やかな相談支援体制の充実

● 施策の方向性 ●

「この相談はどこに行けばよいのかわからない」、「相談しても十分満足はいく回答が得られない」、「専門的な相談が受けられない」などの声が依然多く、各関係機関との連携を密にし、相談支援体制の整備を図るとともに、従来の“待つ相談”から“アプローチする相談”、アウトリーチ（身近に寄り添い、手を差し伸べる）としての基幹相談センターを核とした相談支援体制の充実を図っていきます。

また、広報等による一方的な情報提供にとどまらず、自立支援協議会を活用した幅広い支援ネットワークの構築を図っています。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
1. 相談支援事業の充実	障がい者が障がい者福祉サービスやその他のサービスを利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送れることができるよう、地域の障がい者の福祉に関する様々な問題やニーズについて、障がい者や障がい者の介護者からの相談に応じて必要な情報やアドバイスを提供するなど、障がい者の権利の擁護のために必要な援助を行う相談支援事業の整備を社会福祉法人や医療法人、NPOなどとともに図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて取組みを進めます。
2. 相談員の活用	身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動を活発化させ、適切な情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員などの地域福祉活動を行う関係者との緊密な連携を図り、障がい者やその家族の不安解消を図ります。
3. 地域に根ざした福祉体制の確立	既存の障がい者施設を活用し、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、活用します。
4. 自立支援協議会の充実	障がい者関係団体、指定相談支援事業所、雇用・教育・医療等の関係機関、障害福祉サービス事業所等が協議する自立支援協議会の充実を図り、相談支援体制の整備に努めます。地域福祉の推進の核となるよう、市の進める障がい者施策との連携を図ります。
5. 手話通訳者・要約筆記者及び奉仕者の確保	聴覚に障がいのある人などコミュニケーション支援の必要な人が、様々な手続きなどにおいて、スムーズに対応できるよう手話通訳者、要約筆記者や手話奉仕員、要約筆記奉仕者等の確保に努めます。

2 自立に向けた生活支援サービスの充実

● 施策の方向性 ●

利用者の視点に立った福祉の社会化を推し進めるうえで、個々のニーズに則した過不足なき生活支援サービスの提供に努めます。

また、公的な福祉サービスの充実に加え、NPOなどの民間団体や市民ボランティアなどが行うサービスの創出に対する支援も図っていきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
6. ケアマネジメント手法の導入	障がい者の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向など一人ひとりのニーズに応じた数種のサービスを効果的に提供するため、計画相談支援事業によるケアマネジメント手法を導入し、障がい者の地域での生活を支援します。
7. 手帳取得によるサービスの利用促進	身体障害者手帳などの手帳取得により受けることができる障がい者への様々のサービスについて、手帳交付時やホームページ、広報などにより適切に申請等を促し、障がい者やその家族の負担を軽減します。
8. 各種養成研修への参加促進	障がい者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、障がい者福祉サービスや相談支援を提供する者の育成を目的とした各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の促進を図ります。
9. 第三者評価事業の整備	事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の実施を岐阜県と連携、推進し、障がい者福祉サービス事業者の質の向上を図ります。
10. 高齢障がい者の適切なサービス利用	身体に障がいのある人の多くが65歳以上の高齢者であるという実態にも目を向ける必要があります。高齢の障がいのある人が必要な介護保険サービスを十分に利用できるよう、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の対象とならない障がい固有のニーズに基づくサービスについては、適切な提供に努めます。
11. 地域生活移行支援システムの確立	精神に障がいのある方等の入所施設や病院からの地域生活への移行は、重要な課題です。地域移行・地域生活を可能とする地域の受け皿の整備のためには、医療面での支えや福祉・生活面での支えが必要です。医療機関や施設との連携を図るため、障がい者地域活動支援センターを中心に、地域生活移行支援のためのシステムの確立を目指します。

3 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

● 施策の方向性 ●

親などに負担をかけたくないとの思いや、親なき後の地域での自立生活を強く望んでいる人が少なくなく、こうした人に対する暮らしの場の整備は多様な形態が想定されます。

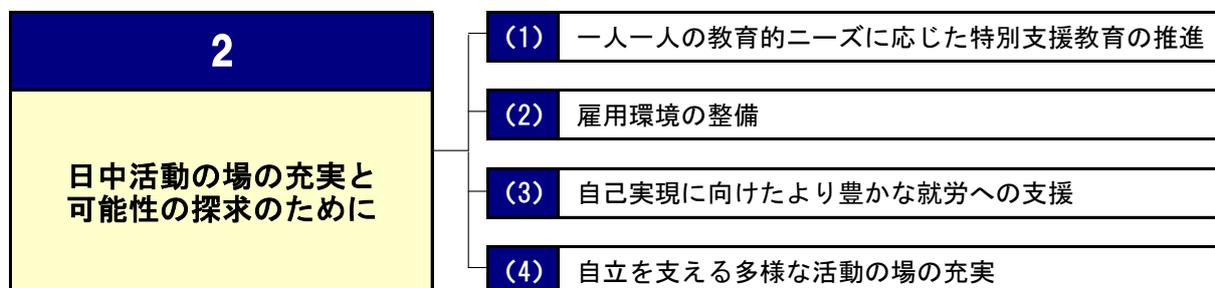
特に、グループホームやケアホームなどは、小集団での生活を通じて、その後の単身での暮らしや結婚しての自立生活への足がかりともなることから、今後、民間事業者等の参入をより積極的に働きかけるなど、最重点の課題として取り組んでいきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
12. 生活の場の確保	障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようケアホーム・グループホームといった生活の場の充実を図るため、グループホームなどを設置する社会福祉法人などの事業拡大を支援するとともに、公営住宅等の活用についても社会福祉法人などとの連携に努めます。 また、公営住宅の身体障がい者用住宅の確保に努めます。
13. 民間住宅の積極的な利用促進	賃貸住宅経営者や宅地建物取引業者等に対して啓発を行うなど、障がい者の入居に関する理解の促進を図り、自立生活に向けた住まいの確保を図ります。

施策目標 2

日中活動の場の充実と可能性の探求のために



● これまでの取組み ●

※実績：平成 22 年度

(1)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

交流及び共同学習の推進

- 特別支援学級と通常学級において、学校内の交流及び共同学習を推進
特別支援学級設置校全 20 校において実施
※共同学習 共に学ぶことができる授業などを一緒に活動する交流、生徒による発表会や演劇の鑑賞など
- 小中学校と大垣特別支援学校において、学校間の交流を推進
近隣の小中学校において、福祉教育として実施

保育所の充実

- 市内全保育園において、集団保育が可能な児童については、障がいの有る無しに関わらず、受け入れ実施 市内保育園 33 園（幼保園含む）
- 障がい児の育児を支援するため、保育所での個別指導を行なった。
個別指導（プレールーム）実施園 三城、日新、すもと、かさぎ保育園、赤坂幼保園の 5 園
また、個別指導担当保育士の障がい児保育の知識向上と技術習得のため、ひまわり学園とともに研修会を行なった。（7 回）
- 保育士の障がい児保育の理解促進・知識向上のため、大垣市保育研修計画に基づき研修会を行なった。（2 回）また、民間保育者合同の研究会においても特別支援の担当者会を実施（3 回）
- ひまわり学園職員に各保育園の巡回指導を実施し、保育士等の資質向上を図る。延べ指導回数 90 回

発達障がい児への支援

- 障害者自立支援協議会の開催
関係機関との連携を強化し、地域における相談支援体制を充実させるため、障害者自立支援協議会を開催
全体会 3/28 開催（就労・移動支援部会 2 回、療育・居住支援部会 2 回、退院・日中活動支援部会 2 回）
- 発達障がい児等の支援体制構築プロジェクトチームを 6 月に設置（定例会議を 10 回開催）
発達障がい児の早期発見等のため必要な措置を図った。

○就学のための教育相談

相談員 23 人（延）

○臨床心理士による個別知能検査の実施 52 人

○個別知能検査の実施

○巡回相談員 2 名

○特別支援教育相談員 1 名

○担当部署の設置

発達障がい児に対応し、身近で安心できる支援体制をつくるため、社会福祉課に発達障がい担当（4 名）を配置

特別支援教育体制の充実

特別支援教育支援員、介助員を配置し、障がいのある児童生徒に対する支援を実施。さらに、巡回相談員を幼保、小中に派遣し、保護者等の相談に応じた。

○介助員の配置 15 人

○支援員の配置 34 人

○巡回相談員 2 名

○特別支援教育相談員 1 名

専門機関など幅広いネットワークの確立

「大垣市特別支援教育推進協議会」を通じて、医療機関、特別支援学校、福祉機関など、ネットワークの充実を行う。

○特別支援教育推進協議会・委員 16 人

○適正就学指導委員会・委員 19 人

○適正就学指導小委員会・委員 42 人

教職員などの指導力向上

○LD、ADHD、高機能自閉症等などを含めたさまざまな障がいについて、教職員の指導力を向上するため、特別支援教育コーディネーター研修を年 3 回実施

・内容：講師（特別支援学校 教員）の研修により、個別指導計画の作成方法などの作業の確認をおこなった。

・参加者 小中の教職員（コーディネーター） 32 人

(2)雇用環境の整備

一般企業への障がい者雇用の促進

○障がい者の雇用促進及び支援の推進に関する事業を展開する「岐阜県雇用支援協会」に会費支出（協会の 22 年度活動内容）

- ・事業所の障がい者の雇用に関する相談・支援
- ・身体障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の周知・指導
- ・協会機関誌、情報誌の発行

○障がい者雇用の促進に係る活動を展開する「岐阜県雇用支援協会」に、運営費負担金（補助的交付金）を支出（雇用支援制度部分の支出）

新たな雇用の場の創出

○障がい者の雇用が困難な障害者に対し、就労継続支援サービス費や就労移行支援サービス費支給

○大垣市障害者自立支援協議会の就労・移動支援部会において、関係機関との連携により、障がい者の就労促進を検討 2 回開催

市での採用

一般行政職採用において、身体障がい者枠を設け、採用試験を実施。

平成 23 年 4 月 1 日採用

一般行政職（大卒）1 名

一般行政職（短高卒）1名

市発注の物品、役務提供の優先発注

○契約規則第24条第3号で「授産製品等の優先調達」を規定し、その実施に努めた実績（かわなみ作業所）

発注数：17件（前年比+2件）

発注金額：3,413,050円（前年比+314,000円）

(3)自己実現に向けたより豊かな就労への支援

就職支援の充実

- 関係機関・ジョブコーチ・就労支援コーディネーターと連携し、障がい者の雇用を支援する「西濃圏域障害者就業・生活支援センター」と連携
- 大垣市総合福祉会館内に「大垣市障がい者就労相談支援センター」を設置し、障がい者の就労相談等を行った。

中間就労の場の確保

- 市立かわなみ作業所において、公園清掃や市場清掃、古新聞リサイクル、廃品回収（牛乳パック、アルミ缶）などを受託実施。

授産品販売店の設置推進

- 市の建物内の販売
 - 大垣市役所売店、大垣市民病院売店、リサイクルプラザ、総合福祉会館、中川ふれあいセンター
- 市が関連する催事における販売
 - 元気ハツラツ市、墨俣福祉祭り、夏の福祉まつり、福祉ボランティアフェスティバル、東高校文化祭
- 授産製品販売促進のための会を設立（大垣市障害者授産製品等販売促進連絡会）、大垣女子短大等での販売を開始

(4)自立を支える多様な活動の場の充実

日中活動の場の充実

- 事業所、小規模作業所への支援
 - 作業所の授産製品販売への支援、小規模作業所への支援、児童デイサービスの利用手続き等の支援などにより、障がい者の日中活動の場の確保を図った
- 柿の木荘増築工事の施工
 - 重度知的障がい者の日中活動の場として、柿の木荘に作業棟を増築、通所を受け入れ、生活介護事業を実施



■一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- ▶ 発達障がいのある我が子は、健常の子たちと一緒に生きていかなければなりません。ですが、学校教育の時代からすでに差別との戦いで、本当の意味での学習はお任せの状態です。教育の面では、学齢期において、個々に対応した支援が受けられることが必要になってきます。そのために適正就学で出される書面の意味をしっかりと保護者に説明できるような形にさせていただきたいです。その子に応じた必要な教育を受けるためにはどうしたらいいのか？を考える場として、発達支援センターがありますが、西濃地域には機能していません。学校に対してちゃんと意見が言える立場の専門家集団として、立て直していただきたいです。今のままでは、年齢の低い子たちまでで支援が途切れてしまいます。小学校、中学校、そしてその先へと、年齢が上がればその大変さもどんどん膨らみます。
- ▶ 小、中学の障がい者教育については不十分だと思います。おそらく全国的に同様でしょう。教育委員会や学校の先生の言われる事と、現場授業はかけ離れています。ただプリントを渡してやらせるだけで、個別に納得がいくような指導はされていません。もう少し障がいに対する知識を持った教員を配置してほしい。
- ▶ 就学、就園を考えて、色々と悩む事があります。地域の小学校に特別支援学級がない、特別支援学校は人数が多い・・・耳にします。特別支援学校の講師の先生方のご苦勞を耳にする事もあります。子供達が生き生きと学ぶ事が出来る環境づくりに、より一層力を入れて頂きたいです。我が子にとってはまだ先の事ですが、働く事が出来る場が少ない事や、就労先での扱われ方も心配です。障がいのあるなしに関係なく、全ての人が輝いて生きる事が出来る社会にしていきたいものです。

■雇用環境の整備・自己実現に向けたより豊かな就労への支援

- ▶ 私は現在、仕事にも就け、少ないながらも収入を得ることができます。しかし、数年で定年となり、年金受給できるまでの間の収入を得るため（子供の進学等の費用）何らかの仕事に就きたいのですが、障がい者として就労ができる門戸は狭く、地域に貢献できるような仕事の斡旋も含め、就労支援策をお願いしたい。表面上は障がい者支援とか言いながら、間違いなく障がい者は不利になります。本当に理解がある企業はありません。
- ▶ 夫婦で精神科通院をしています。私はずっと働ける状態にないので、専業主婦をしています。結婚して4年ですが、夫はうつ病が原因で3回会社を首になりました。求職活動の時に、毎回「休まれたら困るから」という理由で不採用が続きます。会社側の言い分もわかりますが、精神障がい者に優しい会社ってあまりないんだなあ実感しています。精神障がい者雇用を積極的に行う会社が増える事を願っています。
- ▶ 障がい者を対象とした「求人情報」「ボランティア求人情報」を「広報おおぎ」に掲載してほしい。特別枠を作るなどして、毎回情報を提供してもらえるとありがたいのです。
- ▶ 外出して仕事ができる場所がほしい。家に閉じこもっているとさみしいです。体調がいい時、好きな時間に行ってできる所がほしい。社会参加したい。あまり役に立たないかもしれませんが、薬代や教育費にお金がかかっているので働きたいと思います。
- ▶ 就業場所がほしいです。市の雇用は身体障がい者のみで、知的障がい者にもっと枠を広げてほしい。文書の仕分け、清掃、保育園などの雑用など。働く意欲は満々ですが、今は不安定な立場なので、年金などの充実よりも働きたいです。それを1番望みます。

■自立を支える多様な活動の場の充実

- ▶ 大垣市が障がい者の方の働く場所（会社など）を設立すると良いと思います。作業所や授産所ではない、働く場所を作る必要があると思います。あと、そこで働く人の生活の場（グループホーム）等も必要だと思います。



- ▶ 相変わらずショート、日中一時を受けてくれる事業所が少なく、大垣市内では受入れ可能な所はないようです。是非、大垣市内、できれば家の近くで利用できればと思います。

● 課 題 ●

障がいのある人の身近な暮らしの場の整備と合わせ、日中活動の場の整備がなければ、あたりまえの暮らしの姿は完成しません。

年齢や障がいの状態、障がいのある人自身の志向などにより活動の内容や形態は異なりますが、それぞれが一人ひとりの自己実現に資するよう機能することが大切です。

また、その活動の場は障がいのある人の可能性を拓ける役割も担っています。

さらに、職業的な自立は、その人なりの自己実現の道筋の一つであり、誰もが意欲と能力に応じていきいきと働くことのできる職場環境及び地域社会を構築し、労働者としての権利を行使しうる主体として、障がいある人の多様な働き方を権利として確立することが求められます。

1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

● 施策の方向性 ●

インクルーシブ教育は、ノーマライゼーションの理念の下、すべての幼児・児童・生徒が「共に学び、共に育む」教育を基本とし、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活をおくることが出来るよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めていくことが原則です。

学校では、様々な個性が集い、各人の学びや交流等の活動の中で成長していくことが基本です。そのためには、保育園・幼稚園・小・中学校において、障がいのある幼児・児童・生徒が、地域でともに学べるよう教育条件等を整備します。

さらに、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活がおくれるよう、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
14. 交流及び共同学習の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性をはぐくみ、学習のねらいを達成できるような、学校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。
15. 保育所の充実	障がいのある児童の保護者の就労等を支援するため、また、子どもがお互いに刺激や影響を受けあいながらともに成長できるよう、障がいのある児童の受け入れ保育所を拡充するとともに、保育士の障がいに関する知識の向上を図り、個々の障がいに対応した保育の充実を図ります。
16. 発達障がい児への支援	自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいを有する障がい児について、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援など地域における生活支援を、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などと連携し整備を図ります。
17. 特別支援教育体制の充実	LD、ADHD、自閉症などの障がいをもつ児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。
18. 専門機関など幅広いネットワークの確立	「大垣市特別支援教育推進協議会」を通じて、医療機関、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)、福祉機関など、幅広いネットワークを育成し、各学校への支援に取り組めます。
19. 教職員などの指導力向上	LD、ADHD、自閉症等などを含めたさまざまな障がいについて、教職員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。
20. 障がいのある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進	子どもの発達段階に則し、人権尊重の視点に立ち、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 障がいのある児童・生徒については、自らの意見を表明することが困難なこともあり、学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実を図ります。

21. 就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進	障がいのある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとに教育活動を推進するとともに、本人・保護者などの意向も踏まえ、一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。
22. 生涯学習活動の充実	障がいのある人もない人と同じように生涯学習活動に参加できるよう配慮するとともに、市民やNPOによる学習講座の企画・運営を支援します。

2 雇用環境の整備

● 施策の方向性 ●

障がいのある人の雇用を促進するため、労働・福祉・教育等の関係機関が、それぞれの立場から障がいのある人及び企業に対する支援に取り組んでいますが、これら支援をより効果的なものとしていくためには、各支援機関が、より一層の連携・協力を深めていくことが不可欠です。

このため、障がいのある人が働くことにチャレンジし、働きつづけることができるよう、ハローワークをはじめ、各支援機関の緊密な連携・協力により、地域における雇用支援の充実、企業の自主的な取組みと合理的配慮の促進等を図っていきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
23. 一般企業への障がい者雇用の促進	市内の民間企業や事業主に対し、障がいへの理解を促し、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率の達成や、特例子会社の活用などについて、公共職業安定所や就労移行（継続）支援事業者と連携し働きかけます。 また、国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置、支援制度について広報やホームページなどを積極的に活用し、周知を図ります。
24. 新たな雇用の場の創出	一般企業での就労は難しいが比較的軽度な障がい者について、障がいに理解のある事業所などでの雇用を試みるなど、関係機関と連携し新たな雇用の場の創出を検討します。
25. 市での採用	市としては、障がい者に係る法定雇用率の早期達成を目指して市職員の計画的な採用を行います。
26. 市発注の物品、役務提供の優先発注	地方自治法に定める随意契約により優先的に調達します。
27. 働き続けることへの支援	職場環境に適応しスキルアップするための支援を図るため、大垣市障がい者就労支援センター等での就業相談・定着支援体制の整備を促進し、働き続けることへの支援を進めます。

3 自己実現に向けたより豊かな就労への支援

● 施策の方向性 ●

障がいのある人が差別されることなく働ける社会の実現に向け、「福祉から就労へ」の取り組みを進めます。

また、雇用、福祉、教育の各支援機関が地域レベルで連携し、ハローワークを核とした地域のネットワーク、事業者に対するサポート等を重視した就労支援策を推進します。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
28. 就職支援の充実	障がい者の就労については、個々の特性に応じた職業能力の開発や就労実習の場の利用拡大を、就労移行（継続）支援事業者、岐阜県障害者職業センター、公共職業安定所、商工会議所、民間企業などと連携し、支援します。また、職場定着を目的とするジョブコーチ・就労支援コーディネーターの活用を推進します。
29. 中間就労の場の確保	公園や公共施設などの清掃業務、リサイクル事業、公共施設内の喫茶店などでの一時的な中間就労の場の確保を、福祉団体や事業者とともに検討します。
30. 授産品販売店の設置推進	市関連の催事や地域イベント等において、授産品などの販売スペースの確保を図り、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。市役所内での販売スペースの設置を図ります。
31. 自営・起業・在宅就労の促進	障がいのある方の自営や起業、在宅での就労の機会を促進するため、情報の収集・提供を行うとともに、関係機関と連携し取り組みます。
32. 既存資源の活用と福祉的利用の促進	地域にある資源を福祉的に活用できるよう、障がいのある方のニーズを把握したうえで、状況に応じた情報の提供を図ります。

4 自立を支える多様な活動の場の充実

● 施策の方向性 ●

宿泊を必要とするショートステイだけでなく、日帰り、それも放課後や夏休みなどの長期休暇に利用するなど、多様な利用のされ方が目立ってきました。

日帰りの実態が全体のどの程度を占め、また宿泊を伴う必要がどの程度あるかを見極め、その実態に沿った放課後児童デイなどの整備に努めます。

また、柔軟で弾力的な運用による地域密着型小規模多機能型施設や高齢者施設などとの相互利用や空き店舗などを活用した地域の人たちとのゆったりとした活動の場や交流の場づくりなどの創出を図っていきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
33. 日中活動の場の充実	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する児童デイサービス事業所、創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的とした就労支援事業所など、障がい者の日中活動の場の拡充を図ります。
34. 放課後等の活動への支援	大垣特別支援学校の生徒を対象とした放課後等支援事業を実施するとともに、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進する放課後等デイサービスの取組みをすすめます。

施策目標 3

多元的な支援による社会参加促進のために



● これまでの取り組み ●

※実績：平成 22 年度

(1)コミュニケーション等サービスの充実

コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳者等の派遣の実施
手話通訳者等 147 人、手話奉仕員 3 人、要約筆記奉仕員 4 人
- 視聴覚障がい者のコミュニケーションの支援を充実していくため、各種養成講座を実施
手話、要約筆記、点訳、音訳（朗読）
- 設置手話通訳者については、日々の相談件数などから現状維持
現状 1 人

(2)社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

障がい者団体等の活動

- 障がい者団体へ育成強化補助金を交付
大垣市障害者団体連絡協議会ほか 計 8 団体

新規事業所への支援

- 空き店舗利用に対する補助実績（ただし、小規模通所事業所に限らない）
 - ・店舗改装費補助 9 件
 - ・店舗賃料補助 15 件
- 小規模多機能施設の特区についての調整
介護保険施設の利用について、障がい者のサービスが利用できるよう、当該施設職員も含め、自閉症の理解を図った。

移動支援の充実

- 障害者自立支援協議会にて検討
平成 22 年度から自立支援協議会に移動支援部会を設置、2 回開催
- 移動支援事業の実施
 - ・支給決定者数 149 人
 - ・うち利用者数 93 人
 - ・利用事業者数 14 か所
 - ・利用時間数 9,087 時間

○福祉有償運送運営協議会との連携

営利を目的としない法人が身体障がい者等の運送を行う福祉有償運送について、西濃圏域福祉有償運送市町共同運営協議会において、事業者登録や運送実績等を協議し、通常タクシーの約2分の1の料金の福祉タクシーサービスの充実を図った。

(実績) 更新 5 法人 (うち大垣市 2 法人)

(3)保健・医療・リハビリテーションサービスの充実**基本健康診査などの充実**

○生活習慣病等を早期に発見するため健診・検診を実施

受診者総数 23,077 人

○特定保健指導の実施

初回面接実施者数 343 人

○健康相談

実施回数 143 回

利用者数 728 人

○訪問指導 24 人

健康づくりの推進

○健康づくり意識の高揚

・市民の健康広場 10月17日 約1600人参加

・健康教育 602回 12,758人

・健康手帳の交付 229人

○市民の主体的な健康づくりを継続的に支援し、総合的に推進するため「大垣市地域保健計画」を策定した。

障がいの早期発見

○すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう、また障がいの早期発見のため妊婦・乳幼児健診を実施

・4か月児健診 48回 1,442人

・10か月児健診 48回 1,412人

・1歳6か月児健診 48回 1,394人

・3歳児健診 48回 1,358人

・妊婦健診 15,812人

○障がいの早期発見と適切な療育が受けられる支援体制の充実のため、ケース検討会に参加15回

○ひまわり学園において、障がい児の発達段階に応じて相談支援を実施し、保育園、幼稚園、小学校、療育機関が連携して療育活動を実施

(実施内容)

毎月2回実施(要予約) その他、「発達とことばの相談会」開催(5/16(日), 11/14(日))

母子保健や健康等相談の充実

○母と子の健康を守る事に役立てるための母子手帳の交付と保健指導の実施

1,519人

○出産・育児の不安を軽減し、家族の健康を支えるため訪問指導等による保健指導の実施

・家庭訪問 2,000件

・相談等保健指導 5,354件

・マタニティ教室など 42回 642人

こころの健康づくりの推進

○広報を活用するこころの病気などの知識の普及啓発

保健所実施の「こころの相談」の紹介、自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ知識の普及を実施

- 出前講座の実施
 - 「ストレス解消法」 2回
- 「こころの健康相談」
 - 相談 毎月1回実施 20人、電話相談（随時） 119件

難病に関する施策の推進

- 県難病団体連絡協議会と連携し、県委託事業の医療福祉相談会に協力
- 保健所と連携し、難病患者に対するホームヘルプサービス、社会参加助成などを実施
 - ・ホームヘルプサービス 0時間（申請なし）
 - ・タクシー料金又はガソリン代の助成 ガソリン187人、タクシー76人

発達障がい児への支援（再掲）

- 障害者自立支援協議会の開催
 - 関係機関との連携を強化し、地域における相談支援体制を充実させるため、障害者自立支援協議会を開催
 - 全体会 3/28開催（就労・移動支援部会 2回、療育・居住支援部会 2回、退院・日中活動支援部会 2回）
- 発達障がい児等の支援体制構築プロジェクトチームを6月に設置（定例会議を10回開催）

(4)スポーツ・芸術文化活動の推進

活動への支援

- 社会福祉法人等との連携
 - 社会福祉法人等が実施する文化活動等について、周知依頼に対して、社会福祉課の窓口チラシを設置するなど協力
- 各種文化活動教室の実施
 - （実績）
 - 手芸教室 24回、肢体不自由者パソコン教室 21回、絵手紙教室 12回、
 - 絵画教室 12回、視覚障がい者パソコン教室 10回、陶芸教室 3回

スポーツ活動の支援

- 県障害者スポーツ協会等との連携
 - 岐阜県障害者スポーツ協会等が実施するスポーツ活動等について、協会負担金の支出、行事周知等依頼に対してチラシを配付するなど連携
- スポーツ大会出場者を激励
 - 全国障害者スポーツ大会に出場者2名に激励金を交付
- スポーツ大会開催実績
 - ・ゲートボール大会 1回
 - ・グラウンドゴルフ大会 2回
 - ・ボウリング大会 2回
- スポーツ教室開催実績
 - ・車いすダンス教室 23日
 - ・ゲートボール教室 45日
 - ・グラウンドゴルフ教室 22日
 - ・フロアバレー教室 3日
 - ・障害者卓球教室 3日

生涯学習活動の充実

- 生涯学習の支援

- ・生涯学習のきっかけづくりの場として、「大垣市かがやき成人学校」を開催、市民や団体から講座の企画を募集し、創作、音楽、健康、食生活など、様々なジャンルの講座を展開
 - ・生涯学習の一環として、「かがやき体験講座」を開催
 - ・「生涯学習バンク」の実施
市民に登録情報やさまざまな生涯学習情報を提供し、生涯学習活動を推進
※大垣市生涯学習バンク・・・市民の生涯学習活動を支援するため、市内で生涯学習活動を行っている団体やサークルに関する情報を登録
 - ・大垣市かがやき学習団体交流会の実施
今後の生涯学習活動の一助とするため、生涯学習バンクの登録団体・サークルが交流
- <第5回> 日時：平成22年9月26日 日曜日 午前9時30分～12時
場所：大垣市スイトピアセンター 学習館3階 学習室3-1 参加者：20団体、33人
- <第6回> 日時：平成23年3月12日 土曜日 午前9時30分～12時15分
場所：大垣市スイトピアセンター 学習館6階 かがやき活動室6-2
参加者：25団体、33人

ボランティアの活用

○各種活動の福祉団体やボランティアの活用

障がい者のスポーツ活動や文化活動の講座の開催等について、身体障害者福祉協会、大垣市社会福祉協議会等を活用し周知を図るとともに、実施についてボランティアを積極的に活用



▲大垣市柿の木荘利用者作品



■コミュニケーション等サービスの充実

- ▶ 障がい者は外出することを不安に思い、家に閉じこもりがちになると思うので、ホームヘルパーや手話通訳者等を育成して、外出しやすい環境を作ってあげることが重要だと思います。

■社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

- ▶ 今は自分で運転して出かける事が出来るのですが、後4、5年で乗れなくなると思います。バスも回数が少ないので、困る事が多くなると思う。もう少し交通の便が良くなると有難いです。
- ▶ 通勤手段として介護タクシーが使える様になれば、就職などのチャンスが得られる可能性が増えると思います。車椅子での移動では、天候、交通手段等で問題が山積みで良い就職先が見つかって、通勤問題が発生して成立しませんでした。家族の送迎では毎日の事となると困難です。

■保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

- ▶ 難病には様々な規制や問題もあり、専門の医療センターがあればありがたい。
- ▶ 市民病院の小児発達に関する科を増設してほしい。
- ▶ 大垣市内に入院できる精神科が少ないので増やしてほしい。
- ▶ 精神障がいを良く理解でき、対応できる人が多く育つ事を望む。医師、ソーシャルワーカー、療法士等の訪問が受けられる様にしてほしい。
- ▶ 機能回復専用の施設を作してほしい。
- ▶ 子どもの特性を理解し、診療して下さる医療機関は少なく（市民病院でさえも診察を断られます）、親が必死で情報を集めてかかりつけ医を探している状況です。歯科については朝日大に障がい者歯科があり、安心して診ていただけますが、他の眼科、耳鼻科、内科等については、個人の病院で、他の患者さんに遠慮しながら診て頂く状態です。市民病院等に専門の診療科ができ、気兼ねなく安心して診察していただけることを願います。きっと病院に行くことができず、病気になっても我慢していらっしゃる方もいると思います。

■スポーツ・芸術文化活動の推進

- ▶ 休日1人でどこへも行けない。行く所がないので、友達と料理を教えてもらったり、レクエーション、お茶等を飲んで楽しめる場所を作って欲しい。
- ▶ 広報も健常の子たちは色々なイベントがありますが、障がいの子は参加できない、しにくいものばかりです。親もコミュニケーションがとれる場もあればいいと思います。

● 課 題 ●

日常生活は、暮らしの場としての住まいの確保や就労だけで構成されているわけではありません。

自ら行う学習やスポーツ、文化芸術活動などの様々な活動も大切な要素であり、こうした生活の質を高めていくことへの支援も重要です。

しかし、情報や移動手段、施設、そして指導者の不足など様々な制約があり、参加の意思を持ちながらも参加できない人が少なくありません。

生活のあらゆる面において、障がいのある人の参加を可能にする諸条件の整備による機会平等化の推進に努めることが求められます。

1 コミュニケーション等サービスの充実

● 施策の方向性 ●

社会参加を促進する意味からも、手話通訳者や要約筆記者などの人材の確保に努めるとともに、生涯学習での講座の開催等を通じ、市民ボランティアの養成に努めます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
35. コミュニケーション支援の充実	聴覚障害などのため、日常生活において意思の疎通を図ることに支障がある身体障がい者の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を充実します。また、市役所内においても、現在、手話通訳者を設置していますが、今後必要に応じ、設置を増やすことを検討します。
36. 司法手続などへの配慮	刑事事件等の当事者等になった場合の、権利の行使について、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保などへの配慮を、関係機関と連携し図るとともに、情報の提供に努めます。

2 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

● 施策の方向性 ●

長期の入所施設での生活や適切な支援が受けられなかったこと等によって、障がいのある人自身が、主体的に地域で暮らしていくために必要なサービスをうまく活用することができなかつたり、金銭管理や外出、他者とのコミュニケーションなど、社会生活を行う上での基本的なことで問題が生じて、さまざまな場面で行き詰ってしまうことが多いのが現状です。

そのため、障がいのある人の社会生活力^(※1)の向上と達成に向けた支援に取り組めます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
37. 障がい者団体等の活動	障がい者及びその家族などが組織する団体の活動、新たな団体の組織について支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。また、各障がい者団体等の代表と障がい者福祉関連全般について意見交換の場を設け、施策への反映などを図ります。
38. 新規事業所への支援	障がい者の生活の質の向上と社会への参加を目的としたNPOなどが運営する通所型の事業所の参入を促進するため、中心市街地の空き店舗などの活用を検討し、支援します。
39. 移動支援の充実	障がい者が余暇活動、社会参加または日常の生活において円滑に外出できるよう、障がい者の移動を支援する移動支援事業の充実をNPO法人などともに図ります。
40. 障がいのある人の社会生活力の向上に向けた社会参加への支援の充実	個々の障がいに即した生活訓練の実施や補装具等の支給、生活の質を高める補助犬の普及などに努めるほか、地域理解を深めるための啓発を図ります。

(※1) 社会生活力(social functioning ability, SFA)

様々な社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、一人ひとりにとって可能な最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力を意味します。すなわち、障がいのある人が、地域社会の中で利用できる社会資源を積極的に活用することにより、主体的に生活を切り開いていき、社会参加し、周りの人々の意識も変えて行くような力を意味しています。

3 保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

● 施策の方向性 ●

リハビリテーションの理念の根底にあるものは、障がいのある人もひとりの人間として、その人格の尊厳性をもつ存在であり、障がいのある人の自立は、社会全体の発展に寄与するものであるという立場に立つものです。その考え方の基調は、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方を希求するものであって、必ずしも身体的機能の回復や職業復帰、経済的自立のみに矮小化されるものではありません。

個々の障がいに対応したリハビリテーションと身近な地域で専門的な保健・医療が適切に受けられる体制づくりを医療機関はじめ関係機関と連携しながら図っていきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
41. 基本健康診査などの充実	生活習慣病などの疾病の早期発見、慢性化を予防するため、基本健康診査や各種がん検診などの健康診査体制の拡充に努め、受診率のより一層の向上を図るとともに、事前、事後指導の強化を医療機関、福祉機関と連携し図ります。
42. 健康づくりの推進	明るくいいきと暮らす市民を増やすため、市民に対する健康づくり意識の高揚に努めるとともに、地域や家庭における市民の主体的な健康づくりを市民と協働で広めます。
43. 障がいの早期発見	乳幼児健診の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援するとともに、障がいの早期発見により、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、保育園、学校などの連携により、継続的な支援体制の充実を図ります。
44. 母子保健や健康等相談の充実	すべての妊婦に母子健康手帳を交付し、保健指導の充実を図るとともに出産・育児の不安を軽減し、母子と家族の健康を支えるため、ハイリスク妊娠の妊婦に対する継続支援を実施します。また、妊婦や乳幼児の健康・育児に対し保健師や管理栄養士が家庭訪問するなどして、誰でも気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。
45. こころの健康づくりの推進	こころの健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知識の普及啓発を図るとともに、相談等のサポート体制の充実を、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業分野等と連携し推進します。
46. 難病に関する施策の推進	保健所をはじめとした関係機関との協力・連携を強化し、難病患者・家族に対する福祉サービスを充実します。
47. 発達障がい児への支援（再掲）	自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいを有する障がい児について、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援など地域における生活支援を、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などと連携し整備を図ります。
48. 障がい者医療の充実	障がい者の医療費を助成することにより、適切な医療の受診を促し、健康増進を図ります。

4 スポーツ・芸術文化活動の推進

● 施策の方向性 ●

スポーツや芸術文化活動は、生きがいや社会参加への大きな役割を果たしてきており、文化的な生活への参加と享受（自分のものとして取り入れ、楽しむこと）が権利であるという視点に基づき、その権利が担保されるために、文化施設、スポーツ施設のハード面及び指導者等の人材育成、ガイドヘルパーの確保などのソフト面の充実に努めます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
49. 活動への支援	障がい者が文化活動等を通して自己実現や社会参加の機会を広げることができるように、社会福祉法人や支援団体等が行う各種事業を支援します。
50. スポーツ活動の支援	幅広いスポーツ活動を通じた社会参加を促進するため、すべての障がい者がその特性と興味に応じて参加できる障がい者のスポーツ競技大会の開催・参加を支援します。また各種ボランティア関連団体との連携により、障がい者スポーツの振興を図ります。
51. 生涯学習活動の充実 (再掲)	障がいのある人もない人と同じように生涯学習活動に参加できるよう配慮するとともに、市民やNPOによる学習講座の企画・運営を支援します(再掲)。図書館においては、録音図書、点字図書や拡大図書、ビデオ、CDなどの視聴覚図書などを充実するとともに、郵送貸出の利用を促進し学習機会の充実に努めます。
52. ボランティアの活用	障がい者の社会参加促進に係る手話通訳者等の派遣を推進します。また、障がい者の健康づくり、スポーツ活動、文化活動などに、ボランティアや福祉団体の積極的活用を推進します。
53. 国際交流等の推進	障がい者が国際交流事業に参加する際や、障がい者団体等が行う国際交流事業に対して必要な支援を行います。

施策目標 4

ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために



● これまでの取組み ●

※実績：平成 22 年度

(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

歩道や公園等の整備

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消など
(整備実績)
 - ・藤江町ほか
 - 視覚障害者誘導ブロック設置・段差解消 5箇所
 - 側溝補修・舗装工
- 大垣公園 (公園全体のバリアフリー化)
- 犀川河川公園 (公園全体のバリアフリー化)
- 長松溜池公園 (多目的トイレ整備)
- さくら公園 (多目的トイレ整備)
- トイレ改修 宝和公園、寺内公園、綾野公園
- 視覚障がい者対応音声信号機については、自治会・障がい者団体の要望に基づき、公安委員会に要望

バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進

- 漫画を活用したユニバーサルデザインの意義をPRするパンフレット及び広報別冊(タブロイド版)を作成及びHPへの掲載を行った。
- 市民・事業者向けユニバーサルデザイン講習会を実施した。
- 公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究を行った。
- ユニバーサルデザイン・サインマニュアルを作成した。

駅や周辺の整備

- 大垣駅北口広場整備事業
 - 交通結節点機能の改善と、活力あふれる都心の整備事業の一環として、大垣駅北口広場を整備
 - ・電線共同溝工事ほか
- 大垣駅南北自由通路整備事業 (平成 22 年度完了)
 - 利便性の向上と大垣駅南北地域の交流促進を図るため、南北自由通路を整備
 - ・自由通路(コミュニケーター) (7月17日供用開始)

住宅改修の促進

- 住宅改修の助成
 - 在宅の重度身体障がい者及びその者と同居する低所得世帯に対し、既存住宅を身体障がい者に適す

るよう改善整備するための必要な経費の一部を助成し、在宅での自立した生活を促進した。

- ・日常生活用具費（住宅改修費）支給 5件

学校施設のバリアフリー化の推進

○小学校トイレ改修

身障者用トイレ設置 12ヶ所（南小6基（耐震関連）・西3基・安井2基・中川1基）

○中学校トイレ改修

身障者用トイレ設置 6ヶ所（興文1基・東1基・西1基・南1基・北1基・江並1基）

(2) 利用しやすくわかりやすい情報の提供

情報提供の充実

○広報紙で使用する標準の文字を平成22年8月1日号から約8.5%拡大するなど、さらに読みやすい紙面づくりに努めた。また、ホームページに文字の大きさ変更・文字の読み上げ・色調変更の機能を備え、誰もが閲覧しやすい画面づくりに努めた。広報紙11月15日号の4・5面に障がい者福祉制度の特集を掲載した。

○音声・点字による広報等作成

視覚障がい者の希望者に対し、音声・点字による広報紙、市議会だよりの作成

- ・音声の広報等 20世帯
- ・点字の広報等 18世帯

○障がい者福祉制度の周知

- ・市ホームページにおいて、制度を掲載
- ・社会福祉課窓口などで、チラシの配布

福祉マップの充実

○福祉マップ等の活用

福祉マップや県のホームページを活用し、障がい者団体とともに、障がい者からの問い合わせ等について、情報提供を図った

○バリアフリー整備状況の把握

市内の施設において、建築課からの情報提供により、岐阜県福祉のまちづくり条例に適合する施設の整備状況の把握し、問い合わせに応じた

(3) 相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

福祉教育の推進

○福祉教育の実施

大垣市社会福祉協議会が福祉協力校として指定した市内全校において、各校が「総合的な学習」の授業として、主体的に実施

※福祉協力校・・・保育園・幼稚園、小中学校、高等学校の児童生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、必要に応じ福祉施設等との連携を図り、体験学習などの福祉教育を実施する

○福祉教育部会の開催

各校教員が年2回集まり、福祉教育に関する授業研究及び資料提案をもとにした研究討議を実施

交流及び共同学習の推進（再掲）

○特別支援学級と通常学級において、学校内の交流及び共同学習を推進

特別支援学級設置校全20校において実施

※共同学習：共に学ぶことができる授業などを一緒に活動する交流、生徒による発表会や演劇の鑑賞など

○小中学校と大垣特別支援学校において、学校間の交流を推進

近隣の小中学校において、福祉教育として実施

市民の声

■バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

- ▶ 道路と歩道の段差をモルタルで斜めに塗ってあるが、急過ぎて危ない。もっと傾斜をゆるやかにすると怪我がなく安心。病院の駐車場は、常時、障がい者マークを貼ってあっても平気で当たり前の様に止める人がいる。実際に車イスでしか移動できない人が車を止める所がなく困っているのを見たことがあります。
- ▶ 人が集まる所には障がい者用のトイレが必要。ホテル、レストラン等。歩道の段差をなくしてほしい。車椅子が通れない。
- ▶ 障がい者向けの色々な施設が設置されている（例えばスロープなど）が、多くがわかりにくい隅の方に設けられて、かつ使いにくい状態であったり、遠まわりになったりしている。やはり中心が健常者となっている。

■利用しやすくわかりやすい情報の提供

- ▶ 障がい者への助成があり、有難く思っておりますが、これも知っていて申請した者だけに助成されている様で、市の方から一人一人に受けられる助成を教えてもらいたい。他の市町村に比べて、福祉に関する情報をほとんど提供してくれません。情報を知っている人のみ援助等が受けられますが、いろいろなサービス援助に関して市の方からの案内はなく、不満を持っている方がほとんどです。

■相互理解と交流を通じたところのバリアフリー

- ▶ 差別や偏見があるというより、普段、障がいのある方との接点がほとんどないので、街中で出会った時にどう接すればいいかとまどう。普通に接するというのがどんなふうになればいいのか正直よく分からない。差別の気持ちはなくても、結果的に不快な思いをさせている様な気がします。
- ▶ 障がいある人と接する時や気付いた時、まずどうしたらよいのか身構えてしまう時点で、隔たりがあるのではと感じてしまいます。障がいや障がい者に知識がなく、かつ身近でないから、その人達には日常のことも私には特別に感じてしまうのだと思います。障がいも一つの個性としてとらえる教育や情報が必要なのでは。

● 課題 ●

バリアフリー社会とは、社会的、経済的、文化的なバリア（障壁）のみならず、制度的、物理的、そして態度的なバリアのない社会を指すものと規定されており、ハード面の整備と合わせ、こころのバリアフリーに力点を置いた施策の展開が求められます。

また、ハード面と人々の心というソフト面に加えて、近年の情報化社会の進展を背景に情報のバリアフリーにも視点をあてていくことが求められています。

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

● 施策の方向性 ●

バリアフリーの理念は、社会の変化とともに、「障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去する。」という意味へと発展してきており、はじめから障がいのある人・高齢者なども含めて、できるだけ幅広い人々を想定し計画・実施することにより、バリアを最初から限りなく少なくしていこうとする考え方である「ユニバーサルデザイン」と共通しているといえます。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、障がい者施策にこの考え方を取り入れることに大きな意義がある一方で、障がいの有無や障がいの違いで使いにくくなる場合があります。

そのことから、ユニバーサルデザインの考え方を基本としつつも、バリアフリーの推進にあたっては、「多様性や差異の尊重」に対応できるよう努めます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
54. 歩道や公園等の整備	歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、都市公園のバリアフリー化や多目的トイレ設置など障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができるよう環境整備を推進します。
55. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	すべての市民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設の整備を推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入について、普及・啓発活動を行います。
56. 駅や周辺の整備	駅やその周辺施設については、関係機関と連携して、スロープやエレベーター、多目的トイレ等を整備し、障がい者等の公共交通機関への移動の円滑化を図ります。
57. 住宅改修の促進	個人住宅の改修について、自立した生活が送れるよう住宅改修助成事業の利用促進の充実を図ります。
58. 学校施設のバリアフリー化の推進	特別な教育的支援を必要とする障がいのある子どもが安心して就学できるよう、階段昇降機、トイレ、スロープ、階段への手すりの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。
59. 選挙等における障壁への配慮	障がい者の社会参加の促進と権利の擁護を図るため、選挙等において円滑に投票できるための投票所等の施設・設備における障壁の除去について必要な施策を図ります。

2 利用しやすくわかりやすい情報の提供

● 施策の方向性 ●

せっかくの有用な情報であっても、受け手にとって、わかりやすく利用しやすいものでなければ、無価値に等しいものとなってしまいます。

障がいの特性に応じた点訳や音声ガイド、拡大文字をはじめ、だれもが理解し、利用しやすい内容の情報提供に努めます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
60. 情報提供の充実	市の広報やホームページについて、大きな文字を使用するなどの工夫をして障がい者を含めた誰もが読みやすい、わかりやすい広報の充実を図ります。また、多種多様の障がい者福祉サービスについて、広報、ホームページ、リーフレットの配布などにより一層の周知を図ります。
61. 福祉マップの充実	市内の公共施設、店舗、医療機関施設などのバリアフリー整備状況の情報を提供するため、「福祉マップ」の充実を障がい者団体とともに図り、障がい者が安心して外出できるよう支援します。
62. 消費生活の安全と充実	障がい者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、消費生活相談室等と連携し、情報の提供に努めます。

3 相互理解と交流を通じたところのバリアフリー

● 施策の方向性 ●

これまでも、公共交通機関、公共施設、住宅・建築物の整備等のハード面の取組みが進められてきましたが、さらに利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供など、ソフト面と一体となった総合的な取組みを進めます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
63. 福祉教育の推進	児童生徒の発達段階や実態に応じ、訪問活動などの体験を通して障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深める学習を、教科や道徳、総合的な学習の時間などに位置付けて実施します。
64. 交流及び共同学習の推進（再掲）	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性をはぐくみ、学習のねらいを達成できるような、学校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。
65. あらゆる場・機会を通じたところのバリアフリーの推進	「障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる市民協働による自立支援社会づくり」の基本理念に基づき、地域や学校といった場での相互交流の機会を捉え、啓発の充実を図ります。

施策目標 5

市民協働による福祉の推進を確かなものにするために



● これまでの取組み ●

(1)人権教育・人権啓発と権利擁護の推進

広報等による啓発

- 広報おおがきに「障がい者特集」を掲載 平成 22 年 11 月 15 日号広報にて「障害者自立支援法」「発達障がい」「障害者福祉制度」等を紹介した。(同内容を市ホームページの「広報おおがき」欄にも掲載)
- 障がい者団体が障がい者に対する市民意識の高揚を図るために実施する行事を支援
身体障害者福祉大会 (10/31 開催)、身体障害者作品展 (10/30・31 開催)、
夏の福祉まつり (8/7 開催) に補助金交付などを実施
- ケーブルテレビにて手話付テレビ番組を放映
市政広報番組「水都ピア通信おおがき」を 7 月、12 月、3 月に放映 (計 55 回)

成年後見制度の周知

- 成年後見制度の周知
窓口パンフレットを配置するほか、相談支援事業の相談支援専門員を通じて、成年後見制度の利用を促進
- 障がい者の成年後見制度の市長申し立ての実施 実績 1 件
(病院から退所後に短期入所先の支援印から成年後見制度利用の依頼を受けていた知的障がい者 1 人について、親族調査の結果、4 親等以内に申し立てる親族がいないため、市長申し立てを行った。申し立て費用を負担)

苦情解決

- 県運営適正化委員会の周知
岐阜県運営適正化委員会が作成したパンフレットを社会福祉課窓口等に配置・配布し、福祉サービスに関する苦情相談窓口について周知

日常生活自立支援事業の利用促進

- 相談支援事業等の連携
市の相談窓口や市から委託している相談支援事業者にて、必要に応じて、日常生活自立支援事業について、情報提供を実施した。また、ケース検討会議等に、事業担当者出席してもらうなど、啓発等も含め、必要に応じて連携を図った。

人権相談などの充実（再掲）

- 人権相談などの充実
 - ・大垣、上石津 毎月開催
 - ・墨俣 奇数月開催
- 人権擁護委員協議会との連携・関係強化
- 人権尊重意識の高揚のための啓発活動
 - ・法務局、人権擁護委員協議会主催の街頭啓発（12月5日大垣アピタ アクアウォーク）
- 市広報紙、人権L e t t e r、HPによる相談日等の紹介

公共サービス従事者の理解促進

- 連携による理解の向上

障がい者の相談において、社会福祉課障害福祉係や設置手話通訳者が、必要に応じて、他の福祉担当所属等との連携を図り、障がいについての知識の向上を図った。
- 福祉部内外の計画の周知

大垣市障害者計画の評価作業を通じて、障がい者に対する支援等の理解の向上を図った。
- 各種研修の参加

障がい者団体等が主催する支援や障がい者理解に関する研修会について、積極的に参加する一方、サービス事業者に情報提供や出席依頼など実施

(2)地域ぐるみで取組む福祉の推進

地域交流の促進

- 障がい者団体の行事の支援をし、地域交流を促進
 - ・身体障害者福祉協会大垣支部主催の身体障害者福祉大会、夏の福祉まつり、身体障害者作品展の支援
- 障がい者施設が地域の行事を共同開催し、地域交流を促進
 - ・柿の木荘、かわなみ作業所が「川並地区センターまつり」を地域と共同開催
11月7日開催（かわなみ作業所グランド開放）
 - ・町民運動会や小学校、保育園等の行事に参加
かわなみ作業所が、町民運動会（4/18）、川並小学校、南保育園等の行事に積極的に参加
- 障がい者施設の地域開放
 - ・かわなみ作業所グランドの開放、ゲートボールの練習（毎週）

地域福祉計画による計画の推進

- 大垣市地域福祉計画の進行管理
 - ・関係事業の進捗状況の調査
 - ・大垣市地域福祉計画策定・評価委員会の開催 1回(11/10)

地域ネットワークづくりの支援

- 地域におけるネットワークづくりの支援

社会福祉協議会が実施するあんしん見守りネットワーク事業を、地域福祉計画に位置付け、支援

※あんしん見守りネットワーク事業・・・自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等による見守りネットワークづくり

(3)福祉人材・ボランティアの養成と確保

NPO法人等市民活動への支援

- 市民活動団体に対する市民活動に要する費用の助成
 - ・初めの一步助成 3件
 - ・市民活動団体助成 6件
 - ・市民活動団体設立助成 3件
- 市民活動の支援拠点施設（まちづくり市民活動支援センター）の管理運営

会議室利用者数 6,323人 来館者数 15,253人

- 市民活動情報を発信する「かがやきサイト」の運営
登録団体数 255 団体

ボランティアセンター機能の充実

- ボランティア市民活動支援センター活動支援
運営事業に補助金を交付し、ボランティア活動の啓発やボランティアセンター機能の充実を図った
- ※ボランティア市民活動支援センターの活動内容
ボランティアに関する幅広い分野からの相談・斡旋などを行った

ボランティアの養成

- 社会福祉協議会等と連携し、ホームページなどに、ボランティア活動の参加促進について掲載
- かわなみ作業所などで、学生のボランティアの受け入れを実施

ボランティアの活用（再掲）

- 各種活動の福祉団体やボランティアの活用
障がい者のスポーツ活動や文化活動の講座の開催等について、身体障害者福祉協会、大垣市社会福祉協議会等を活用し周知を図るとともに、実施についてボランティアを積極的に活用

(4)災害等の緊急時における安心・安全の確立

防災ネットワークの整備

- 災害時要援護者台帳登録事業の実施
(登録件数) 障がい者分 861名(H23.3.31現在)
・自治会、民生児童委員、大垣警察署、養老警察署、大垣消防組合、養老消防本部に台帳綴りを配布(7月)
- 災害時要援護者台帳登録事業の周知
事業内容や登録案内について、広報掲載(7月15日号・10月15日号)などで周知、新規の障がい者手帳交付時などにチラシを渡すなど、事業の周知を図った
- 地域住民の自主防災組織の育成強化
市地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成強化に努めた。
・自治会単位で災害発生時の応急活動を効果的に行うため、自主防災組織の設置を推進した。
・各自治会から自主防災計画書の提出を受付した。

自主防災組織等の育成

- 防災資機材整備費助成金交付
自主防災組織の育成強化を図るため、防災資機材の整備費を助成
(実績) 128自治会
- 社会福祉協議会との連携
大垣市と社会福祉協議会との間で、災害ボランティアセンターの設置等に関する協定に基づき、「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施した。
- 「大垣市防災ひとづくり塾」
災害に対する正しい知識や技術を持つ「大垣市防災リーダー」を養成。2期生として14歳～79歳までの43人が参加した。

情報連絡体制の確保

- 災害時要援護者台帳登録事業の実施
(登録件数)
障がい者分 861名(H23.3.31現在)
・自治会、民生児童委員、大垣警察署、養老警察署、大垣消防組合、養老消防本部に台帳綴りを配布(7月)

- 災害時要援護者台帳登録事業の周知
事業内容や登録案内について、広報掲載（7月15日号・10月15日号）などで周知。新規の障がい者手帳交付時などにチラシを渡すなど事業の周知を図った。
- 防災行政無線の整備
（実績） 53ヶ所（大垣地域）

防犯・防災知識の普及、啓発

- メール119番、安心ファクスの周知
聴覚障がい者等の119番通報の手段として、大垣消防組合が実施する「メール119番」及び「安心ファクス」について、新規障がい者手帳取得者に対する周知を実施
- 手話通訳者等の確保
災害時にコミュニケーション支援のボランティアとなり得る、手話奉仕員等の養成講座の開催を実施し、派遣できる奉仕員数の確保に努める
（平成22年度講座修了者）
手話 9人、点訳 8人、音訳 3人、
要約筆記 4人
- 福祉施設の避難訓練の実施
市の障がい者福祉施設の避難訓練を推進し、防災知識の普及を図った
- 防犯知識の普及
警察等と連携し、「安全・安心メール」などの周知により、防犯知識の普及に努めた
- 防災知識の普及
 - ・防災訓練の実施を通し、防災知識の普及に努めた（実績）
総合防災訓練の実施
自治会主催の防災訓練 72回
 - ・防災に関する出前講座を実施し、防災知識の普及に努めた（実績） 27回

避難所および備品の確保

- 社会福祉施設との連携
- 医療機関との連携
- 社会福祉施設授産品の購入
 - ・災害多人数用救急箱（東京都葛飾福祉工場）
 - ・災害用軍手（かわなみ作業所）

緊急通報装置の整備

- 緊急通報装置の整備
独居の重度身体障がい者に対して、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システムを貸与又は給付する。
 - ・設置台数 既設 1台



■人権教育・人権啓発と権利擁護の推進

- ▶ この間、お祭りの時に、車椅子に乗った人と目の見えない方が歩いていました。道に段差があり困っていました。周りの人は全く無視。ある人は「ジャマだ。早くどけ。」と言っている人もいました。私と子供達4人も手伝って、段差を乗り越えられました。心ない人がいて、とても残念に思います。
- ▶ 子供達が無意識に発言する言葉に感じたりするので、その都度、親として、大人として注意をしている。
- ▶ 知人のお子さんが自閉症ですが、学校でいじめに会っているようです。親の教育、学校での教育が必要だと感じます。
- ▶ 買物などで応対をする時や、列に並ぶ時などに、ぞんざいに扱われている気がする。同じ人間なのに、見た目やちょっとした違いで人に序列をつける周囲が、心ないと感じる。
- ▶ 理解力に問題はないのに、私（本人）ではなく付添いの家族に向けて話をされる事がある。障がいの個人差にまで気を配ってもらえないのかなと感じる。
- ▶ 町内の案内文などを出席できるはずがないのをわかってか、全くなかったりとか、自治会からも無視されているような感じで寂しい。

■地域ぐるみで取組む福祉の推進

- ▶ ノーマライゼーションの完全実現をめざすこと。地域社会で共に生き、共に育ち、共に老いることのできる社会の実現に向けた市政を望みます。
- ▶ 障がい者への関心を市民がもっと持つように、広報等で障がい者とのふれあいを身近（校区単位ぐらい）にできるようにしたいと思います。市単位より校区単位の方が触れ合えらると思います。
- ▶ 障がい者への差別をなくすには何より教育が大切だと思う。障がい者の方々の生活に触れる、不自由さを体験する、ご本人達の話聞くなどの活動を含みながら、正しい知識を年齢に合った教材で学ぶということを継続的に取組むべきである。学校任せ、先生任せではなく、市や県の単位でカリキュラムを作り、地域で取組むとよい。
- ▶ 私は身内に障がい者がいないので、自分の身内が障がい者になったらと考えてアンケートに答えました。障がい者がいない分、知らない事が沢山あります。力になりたいと思っても、見かけたら手伝えることしかできません。でも、地域でも障がいの方はいるかもしれませんが、全く情報がある訳でもないで、どんな障がいがあるのか、障がいによって、できること、できないことは何かを知れる機会があるといいと思います。私は子供4人いますが、心のない人間に子供達を育てたくないで、子供達も理解できる機会を作っていただいて、子供達と一緒にできることを考えていける場を話合える場があるといいと思います。

■福祉人材・ボランティアの養成と確保

- ▶ 障がい者対象としている施設、事業所の責任者、従事者の方について、利用者への指導、家族との対応など、障がいについての対応の心配りを十分お願いしたい。
- ▶ 自宅で最後まで暮らす。それが施設に入所されている方の多くが望んでいることではないでしょうか。そのようになれるように、地域での支援ができるような取組みが市役所、ボランティアの協力で将来できたらと考えます。



■災害等の緊急時における安心・安全の確立

- ▶ 災害時の事が今はとても心配です。知的障がいの重度で、大きな声を出したり、こだわりも強く、集団生活が困難のため避難生活の不安が強いです。
- ▶ この周辺で災害というと、まず水害を思います。その時は車や車椅子では避難所までは無理な事。また、避難しても小学校では階段、トイレ等、障がい者が生活するには無理だから、自宅の二階に居ましょうねと、近所の障がい者の方ともお話したこともあります。また、健常者の方よりは車椅子等においても、広い場所が必要になります。こういうことから、一概に避難所への避難とばかり言えないかと思います。
- ▶ 災害時要支援台帳に登録しているが、常日頃から各々の役員の活動が全くない（民生委員、自治会、社会福祉協議会等）。緊急時のための家庭訪問、声かけなどの活動があつていいのではと思う。各々の地域事情によるが、緊急時のための支援活動等、よろしく願いいたします。現在の状態では自己責任でと思われる。

● 課 題 ●

地域社会の変容や住民意識の多様化が進み、地域社会のつながりが弱まるなかで、地域社会に代わって公的な福祉サービスの整備が進められ、行政が担う領域は次第に広がってきました。その結果、入所施設からグループホームやケアホーム等を活用した地域生活への移行や一般就労への移行を進め、福祉、保健・医療、教育、労働など地域の関係者から構成される「自立支援協議会」を設置するなど、障がいのある人の総合的な支援体制の整備も図られることとなりました。

しかしその一方で、制度の谷間にあつて対応できない“福祉のすきま”にある人の問題や多様なニーズについて従来の公的な福祉サービスだけでは十分に対応できない問題や専門的な対応を必要とする問題に十分応えられないなど、制度へのアクセスの問題が顕在化してきました。

こうした中で、今後の福祉のあり方を考える際、公的な福祉サービスの充実をより一層の整備を図るとともに、地域における身近な福祉課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるための地域福祉の意義や役割、新しい福祉のあり方、地域福祉を推進するために求められる条件とは何かということを、市民・地域・事業者・行政の協働で推進していくことが緊要な課題として求められています。

「地域」は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの人が自分らしい生き方や暮らし方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあつても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることとなります。

また、災害等の緊急事態が発生した際に迅速な対応が図られるよう、日頃から隣近所で声かけや気づかいをするなど、地域における見守り活動を促進する必要がある、身近な地域において迅速に救援活動ができるよう、緊急連絡体制や自主防災体制の整備を図っていくことが求められます。

1 人権教育・人権啓発と権利擁護の推進

● 施策の方向性 ●

障がいのある人への差別や偏見があると感じている人もあり、また、障がいのある人の社会参加を阻害する要因にもなっていることから、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる場面において、お互いの個性や多様性を認め、相互に高めあっていけるよう、あらゆる機会を通じた人権教育・人権啓発を推進します。

また、近年、詐欺などの悪質な犯罪等に巻き込まれるケースも増えていることから、権利擁護施策の充実に努めていきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
66. 広報等による啓発	障がい者に対する総合的な理解を図るため、広報やホームページなどを活用し年に1回を目途に特集記事を掲載し、障がい理解を促進します。また、障がい者や障がい者団体などと連携し、様々な機会を通じて障がい及び障がい者に対する市民意識の高揚を図るとともに、聴覚障がい者に対して理解を深めてもらうため、ケーブルテレビなどでの手話の導入についても、積極的に取り組んでいきます。
67. 成年後見制度の周知	成年後見制度による支援を必要とする障がい者やその家族に対し、情報の提供に努めます。また、判断能力が不十分で適切に福祉サービスを利用することが困難な身寄りのない障がい者などについて、市長が積極的に法定後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行い、障がい者の権利擁護を図ります。
68. 苦情解決	福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、公正・中立な第三者機関として、苦情解決援助を行う岐阜県社会福祉協議会の運営適正化委員会について周知を図り、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。
69. 日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援する、日常生活自立支援事業の普及、啓発を、事業の実施主体者である大垣市社会福祉協議会と連携して図ります。
70. 人権相談などの充実	市民の正しい理解と認識を深め、障がいのある人の人権を尊重するため、不当な差別・人権侵害・虐待などの相談に対し、障がい者虐待防止センターなどの活用や人権擁護委員・関係機関との連携により、相談・支援体制の充実に努めます。
71. 公共サービス従事者の理解促進	障がい者が地域において安心して生活できるよう、市の福祉担当者、保健師をはじめ各種公共サービス従事者への障がいに関する知識・理解の向上を関係機関と連携し図ります。
72. セーフティネットの整備	障がいのある人一人ひとりに適切なサービス提供を図るとともに、相談支援事業者等と連携し、サービス利用に関する苦情等の解決を図ります。
73. 地域ケア体制の充実	精神に障がいのある人の社会的入院を解消するため、医療機関との連携の下に退院支援を行い、退院後の地域での暮らしを支える地域ケア体制の充実に努めます。

2 地域ぐるみで取組む福祉の推進

● 施策の方向性 ●

平成 12(2000)年に社会福祉事業法が社会福祉法と改正された時点で、今後の社会福祉の展開方向として地域福祉の推進が明確に規定され、その計画的な推進を図ることが求められています。

地域住民が地域の福祉課題の解決に目を向けた時、小地域ゆえに顔が見える福祉の展開が図れるよう、地域ぐるみの取組みを推進します。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
74. 地域交流の促進	障がい者と地域の交流を促進するため、障がい者団体、障がい者施設が地域住民とともに行う各種行事（バザーや夏祭り、運動会など）の開催を今後も積極的に支援するとともに、年に2回程を目標に市内の障がい者施設の地域交流を社会福祉法人や障がい者団体とともに推進します。
75. 地域福祉計画による計画の推進	身近な地域で住民相互による助け合いや支え合いのまちづくりを、市民、NPO、企業、大垣市社会福祉協議会とともに推進するため、大垣市地域福祉計画に基づく事業を積極的に展開し、進捗状況を管理します。
76. 地域ネットワークづくりの支援	市民の生活に密接に関係する地域単位において、地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどで構成される互いの協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。
77. 障がい者虐待防止支援事業	障がいのある人への虐待について、市と関係機関が連携を図り、虐待事案への対応に努めます。また、地域や施設等における虐待に対する意識を高めるための啓発に努めます。

3 福祉人材・ボランティアの養成と確保

● 施策の方向性 ●

近年、定年退職を迎えた人を中心に、社会貢献への意欲が高まりつつあり、ボランティア活動や地域活動への関心も高まっていることから、広報や公共の掲示板等など各種媒体を通じ、募集案内や活動内容などの周知を図っていきます。

一方で、専門知識をもった福祉人材の養成、確保を図るとともに、福祉を担う人材の質的な向上を目指します。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
78. NPO法人等市民活動への支援	市民の自発的な公益活動を推進し、団体運営や公益活動を広げるために年に数回講座開催などを実施し、NPOなどの市民活動を支援します。
79. ボランティアセンター機能の充実	福祉活動を実践している既存のボランティアやこれからボランティア活動を始めようとする市民を支援するため、ボランティア活動全般に関する啓発、募集や登録などの情報提供等を充実するとともに、個々のボランティアニーズに応じた、ボランティアのコーディネート体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。
80. ボランティアの養成	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座及び点訳奉仕者養成講座を開催し、ボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。また市民に対し、広報などを通じボランティア活動への参加を広く促すとともに、学生のボランティア活動への参加を推進します。
81. ボランティアの活用 (再掲)	障がい者の社会参加促進に係る手話通訳者等の派遣を推進します。また、障がい者の健康づくり、スポーツ活動、文化活動などに、ボランティアや福祉団体の積極的活用を推進します。
82. 福祉人材の育成支援	障がいのある方の求めるサービスは、一つではありません。個々の状況に応じたサービス提供が図れるよう、専門的な福祉人材の養成、研修機会の提供に努めます。

4 災害等の緊急時における安心・安全の確立

● 施策の方向性 ●

福祉避難所については、今後、庁内の関係部署や、障がい者通所施設を運営する社会福祉法人、医療関係機関等と調整を進めていきます。

要援護者台帳の登録については、個人プライバシーに配慮しつつ、その主旨を今後も周知徹底を図っていきます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
83. 防災ネットワークの整備	障がい者や高齢者などの災害弱者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織、地域住民が中心となる防災ネットワークの整備や地域における要援護者台帳の整備に対し、民生委員・児童委員、関係機関と連携し支援します。 また、市ホームページや広報、窓口等を通じ、災害時要援護者台帳の積極的な周知を行い、市民の皆さんの幅広い登録を図ります。
84. 自主防災組織等の育成	災害時には、地域や隣近所の協力助け合いが不可欠であるため、地域住民により組織される自主防災組織や防災ボランティアの育成を社会福祉協議会と連携し図ります。
85. 情報連絡体制の確保	障がい者に対する災害に関する緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障がい者、障がい者団体、ボランティア団体等との連携を図ります。
86. 防犯・防災知識の普及、啓発	広報やホームページなどを活用し、犯罪被害の未然防止のための防犯知識や災害発生時の安全な避難のための防災知識などの普及、啓発を図るとともに、一般市民へ障がい者への援助に関する知識の普及に努めます。また市が行う防災訓練への障がい者の積極的参加を推進します。
87. 避難所の確保	指定避難所での集団生活が困難な障がい者に対し、社会福祉施設との連携、協力により、指定避難所以外の避難場所を確保するとともに、福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備を医療機関と連携し図ります。
88. 緊急通報装置の整備	ひとり暮らしの重度障がいのある人に、何らかの緊急事態が発生した場合に、簡単な操作によって消防署などに通報を入れることが可能となる緊急通報システムの整備普及を図ります。
89. 福祉避難施設の充実	災害発生直後、できるだけ早い時期に適切な保健・医療・福祉サービスを提供できるような福祉避難所の確保に努めます。 また、要援護者の状況によっては、社会福祉施設等への一時入所等の措置が早急にできる体制づくりに努めます。

第6章 第3期障害福祉計画

1 総合的な自立支援システムの構築

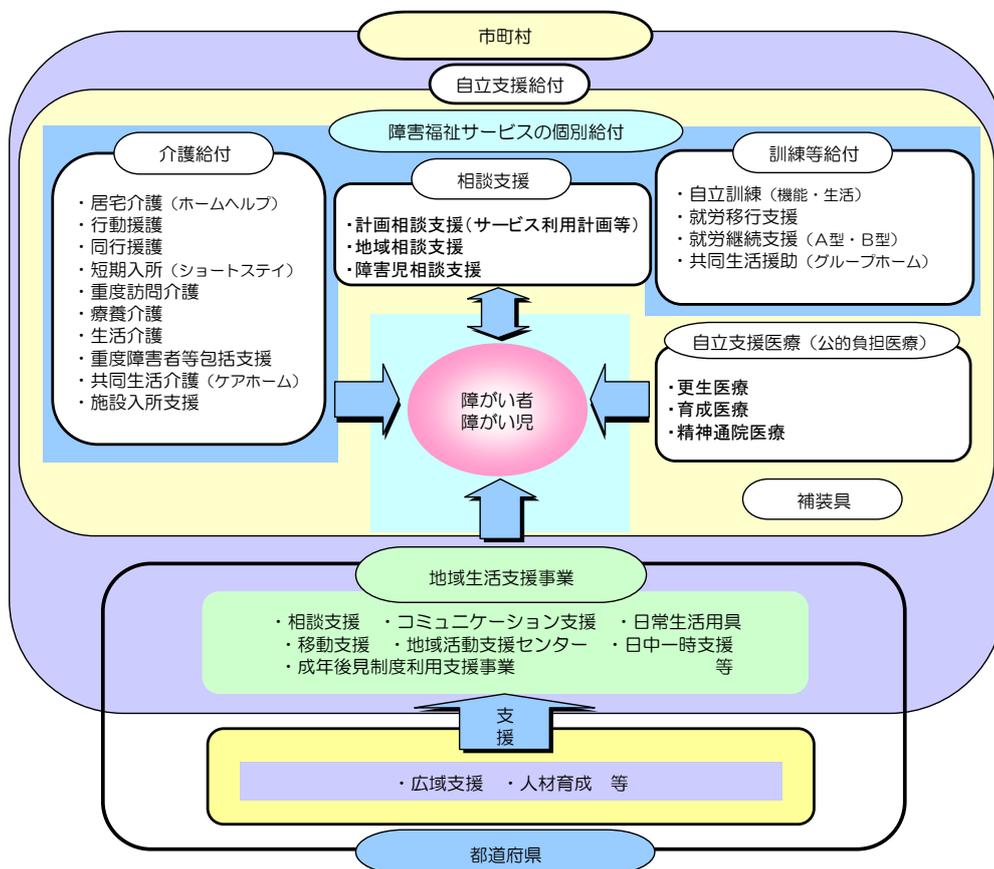
障害者自立支援法に基づくサービス体系は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」「職住分離」を進め、障がい者の希望により、複数のサービスを利用し、地域生活への移行を目指し、障がいの特性や程度などに応じて利用できるようになっています。これらのサービスは、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」には、在宅や施設の介護サービスを提供する「介護給付」、適性に応じた自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」があり、これらが組み合わせるよう利用できるように「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分類されます。その他に、個々の生き方や暮らしの状況に応じ相談や助言、ケアマネジメントを実施する「相談支援」があります。

障害福祉サービス及び相談支援は、国と地方公共団体が費用を負担する自立支援給付に位置づけられ、障がいの種別にかかわらず全国一律の共通したサービスが提供されます。

「地域生活支援事業」は、市町村及び都道府県が創意工夫によって利用者のニーズや状況に応じて柔軟に実施するもので、相談支援事業、成年後見制度利用促進事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業などがあります。

図 6-1 総合的な自立支援システムの構築



2 第2期まで（平成23年度末）の実績の推移

第1期及び第2期障害福祉計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度末を目標年度として、(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行、(2) 退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行、(3) 福祉施設から一般就労への移行の3つの目標値を設定しました。

なお、目標値の設定にあたっては国の基本指針を踏まえつつ、地域の実情に則して設定し、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神に障がいのある人など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ってきました。

【第2期までの基本指針に定める数値目標の実績】

数値目標		第2期 数値目標 (23年度末)	実績		備考	
			第2期			
			平成 21年度	平成 22年度		
(1)	施設入所者の 地域生活への 移行	平成17年10月1日現在の施設入所者	134			
		第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行。	14	2	5	現在の施設入所者のうち、施設入所からGH、CH等へ地域移行した人の数
		平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上を削減。	10	9	16	現在の施設入所者のうち、平成17年10月1日から平成23年度末までに削減した人の数
(2)	退院可能精神障がい者数	平成17年10月1日現在の退院可能精神障がい者数	45			
		平成23年度末の退院可能精神障がい者数を平成17年現在の人数から15%を削減	38	38	38	
(3)	福祉施設から一般就労への移行	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数	1			
		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。	4	3	8	福祉施設を退所し、一般就労した人の数

※入所施設：身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等

※地域生活への移行：入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をGH、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む。)

※福祉施設：(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(知的障害者施設)更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

※施設入所からグループホームやケアホーム等に移行した人数(ただし、新規入所者は除く)

3 障害者自立支援法の改正内容

障害者自立支援法の廃止と平成25年（2013年）8月に予定されている「障害者総合福祉法（仮称）」の施行までの“つなぎ”として「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が平成22年12月3日に参議院で可決、成立し、以下の内容を勘案し、今後の障害福祉サービスの確保方策及び目標の設定を行ないます。

（1）基本的考え方

障がいのある人が自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認するとともに、日常生活または社会生活において受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障がい者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障がいを理由とする差別のない社会づくりを目指し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指すものです。

（2）整備法の概要

① 趣旨	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行 ※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化） <p>（その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>

(1)(3)(6) :
公布日施行
(2)(4)(5) :
平成24年4月1日
までの政令で定める
日から施行

4 平成26年度※までの重点課題と数値目標

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成26年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

なお、目標値の設定にあたっては国の基本指針を踏まえつつ、地域の実情に則して設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神に障がいのある人など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ります。

※ただし、現在「障害者総合福祉法（仮称）」の平成25年8月までの実施を目指しており、本計画期間中に見直すこととなる可能性があります。

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成 26 年度末の段階において地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

- ・平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
 - ・平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

区 分	数 値			考 え 方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合 計	
現時点の施設入所者数 (A)	33人	101人	134人	現時点は平成 17 年 10 月 1 日の数とする
平成 26 年度末の施設入所者数 (B)	31人	89人	120人	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込 (A - B)	2人	12人	14人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数※	2人	39人	41人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した者の数

※入所施設：身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等

※地域生活への移行：入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を GH、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む。)

※福祉施設：(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(知的障害者施設)更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
(精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

※施設入所からグループホームやケアホーム等に移行した人数(ただし、新規入所者は除く)

2 入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神に障がいのある人(以下「退院可能精神障がい者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 26 年度末における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の退院可能な精神障がい者数	45人	平成 17 年 10 月 1 日現在の退院可能精神障がい者数
【目標値】減少数	35人	上記のうち、平成 26 年度末までに減少を目指す数

3 福祉施設利用者の一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。
- 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

(2) 就労支援事業の利用者数

- 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。
- 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の年間一般就労移行者数	6 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項目	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の施設利用者数※	4 9 3 人	平成 26 年度において福祉施設を利用している者の数
【目標値】平成 26 年度の就労移行支援事業利用者数	2 0 人	平成 26 年度において就労移行支援を利用している者の数
平成 26 年度の就労継続支援事業利用者数	1 7 8 人	平成 26 年度において就労継続支援事業を利用している者の数
【目標値】平成 26 年度の就労継続支援（A 型）事業利用者数	1 8 人	平成 26 年度において就労継続支援（A 型）事業を利用している者の数

※施設利用者数は、日中活動系サービス（児童デイ、療養、短期除く）利用者とした。

5

障害福祉サービス提供の実績と必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ホームヘルパーが家庭を訪問し、排泄・入浴・食事の介護サービスや、洗濯・掃除・日用品の買い物といったサービスを提供します。

② 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由のための常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービスを提供します。

③ 同行援護（平成23年10月1日より障害者自立支援法の一部改正に伴い創設）

- 視覚障がい、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行ないます。

④ 行動援護

- 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人または統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

- 常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

● 利用状況と課題 ●

サービス利用の伸びとともに、退院可能な精神に障がいのある人をはじめとする新たなサービス対象者の利用を想定しつつ、サービス提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行を支えていくことが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系サービス	サービス見込量(時間)	21,302	21,712	22,683
	実績値	20,872	25,627	29,092
	サービス利用者見込数(人)	73	76	107
	実績値	83	118	130
居宅介護	サービス見込量(時間)	9,300	9,600	9,900
	実績値	10,958	14,054	16,360
	サービス利用者見込数(人)	62	64	66
	実績値	73	107	97
重度訪問介護	サービス見込量(時間)	11,340	11,340	11,340
	実績値	8,822	9,821	10,404
	サービス利用者見込数(人)	5	5	5
	実績値	4	4	4
同行援護	サービス見込量(時間)	—	—	560
	実績値	—	—	440
	サービス利用者見込数(人)	—	—	28
	実績値	—	—	22
行動援護	サービス見込量(時間)	662	772	883
	実績値	1,092	1,752	1,888
	サービス利用者見込数(人)	6	7	8
	実績値	6	7	7
重度障害者等包括支援	サービス見込量(時間)	0	0	0
	実績値	0	0	0
	サービス利用者見込数(人)	0	0	0
	実績値	0	0	0

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値（同行援護は利用見込み数）

● 必要な量の見込み ●

(1 月あたり)

		平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,739	2,136	2,424	3,109	3,307	3,525
	人	83	118	130	143	156	170

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値（同行援護は利用見込み数）

● 見込み量確保の方策 ●

- 十分な訪問サービスが提供できるよう、事業者の育成、民間事業者における 24 時間のサービス提供への支援に努めます。
- 今まで利用されていた人の利用だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスがあります。

① 生活介護

- 常時介護を要する障害程度区分3以上（50歳以上は障害程度区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス。（機能訓練）
- 病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス。（生活訓練）

③ 就労移行支援

- 65歳未満の人のうち、企業等への就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な訓練等を行うサービスです。

④ 就労継続支援（A型）

- 65歳未満の人（利用開始時）のうち、就労移行支援事業を利用したが、企業等への雇用には結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人、企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人などに対して、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所における雇用契約に基づく就労を可能にするよう支援するサービスです。

⑤ 就労継続支援（B型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

⑥ 療養介護

- 常時介護を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

⑦ 児童デイサービス（※平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援に移行します）

- 障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活へ適応訓練等のサービスを実施します。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

- 障がい者（児）を在宅にて介護している保護者などが、一時的に介護することが困難な場合、障がい者（児）を障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスです。

● 利用状況と課題 ●

施設入所者や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行を支援するために、サービス利用の伸びを踏まえつつ、自立訓練等の提供体制を整備する必要があります。また、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行を支えていくことが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	サービス見込量(人日分)	632	1,984	2,337
	実績値	1,183	3,148	4,439
	サービス利用者見込数(人)	43	135	159
	実績値	68	159	222
自立訓練(機能訓練)	サービス見込量(人日分)	0	0	0
	実績値	0	0	0
	サービス利用者見込数(人)	0	0	0
	実績値	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	サービス見込量(人日分)	39	39	39
	実績値	45	39	38
	サービス利用者見込数(人)	3	3	3
	実績値	5	11	8
就労移行支援	サービス見込量(人日分)	51	187	187
	実績値	59	61	91
	サービス利用者見込数(人)	3	11	11
	実績値	3	8	6
就労継続支援A型	サービス見込量(人日分)	102	123	143
	実績値	164	185	237
	サービス利用者見込数(人)	5	6	7
	実績値	8	13	12
就労継続支援B型	サービス見込量(人日分)	533	741	741
	実績値	548	1,588	1,972
	サービス利用者見込数(人)	41	57	57
	実績値	39	129	121
療養介護	サービス見込量(人分)	2	2	2
	実績値	2	2	2
	サービス利用者見込数(人)	2	2	2
	実績値	2	2	2
児童デイサービス	サービス見込量(人日分)	721	725	729
	実績値	819	1,021	1,065
	サービス利用者見込数(人)	176	177	178
	実績値	319	397	400
短期入所(ショートステイ)	サービス見込量(人日分)	126	132	138
	実績値	180	206	173
	サービス利用者見込数(人)	20	21	22
	実績値	41	51	52

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	人	68	159	222	244	268	295
	人日分	1,183	3,148	4,439	4,883	5,371	5,908
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人	5	11	8	11	12	13
	人日分	45	39	38	42	46	51
就労移行支援	人	3	8	6	10	16	20
	人日分	59	61	91	100	110	121
就労継続支援 (A型)	人	8	13	12	14	16	18
	人日分	164	185	237	260	286	315
就労継続支援 (B型)	人	39	129	121	133	146	160
	人日分	548	1,588	1,972	2,169	2,386	2,624
療養介護	人分	2	2	1	18	19	19
(うち18歳以上の重症心身障害児施設 利用者で療養介護に移行する者)	人分	-	-	-	17	17	17
児童デイサービス	人	319	397	400	432 (12)	442 (12)	452 (12)
	人日分	819	1,009	1,065	1,172	1,289	1,418
短期入所 (ショートステイ)	人	41	51	52	58	60	62
	人日分	180	206	210	215	220	230

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

※生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の1人あたりの利用日数は、22日を想定

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

※児童デイサービスは、平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援センター、児童発達支援事業)に移行します

● 見込み量確保の方策 ●

- 日中活動系サービスの利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- 自立訓練等の利用者に対し、就労移行支援の利用を促します。
- また、就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対しても、就労継続支援の利用を促すとともに、就労継続支援の利用者が一般就労へつながるよう支援します。
- 市内の企業における障がいのある人の就労をさらに促進するとともに、障がい者団体や市民と連携し、働く場の確保に努めます。
- また、障がいのある人の企業等への就労機会の拡大のため、ハローワークとの連携を強化して、障がいのある人の雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- 一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう就労生活の支援を行います。
- 障害者支援施設(生活介護、短期入所等)における介護職員のたん吸引等の実施に向け、施設職員等の研修参加などを促進します。
- 障害児通所支援等の障がい児の支援については、法・制度の改正等に伴う施策の方向性について、行政や実施機関が協議し連携を図ります。

3 居住系サービス

居住系サービスには、「共同生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」等のサービスがあります。

① 共同生活介護（ケアホーム）

○ 日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域生活を営むうえで、一定の日常生活上の支援を必要とする人などに対して、ケアホーム（共同生活介護）については、家事などの日常生活上の支援に加え、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

② 共同生活援助（グループホーム）

○ 日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域生活を営むうえで、一定の日常生活上の支援を必要とする人などに対して、グループホーム（共同生活援助）については、家事などの日常生活上の支援を併せて提供します。

③ 施設入所支援

○ 障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

● 利用状況と課題 ●

施設入所者や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 共同生活介護	サービス見込量(人分)	22	26	26
	実績値	24	28	28
施設入所支援	サービス見込量(人分)	35	82	106
	実績値	93	125	126

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護(人)						
共同生活援助(人)	24	28	28	36	36	50
施設入所支援(人)	93	125	126	126	124	120

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

● 見込み量確保の方策 ●

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指します。
- グループホーム等の設置や小規模多機能型施設等の柔軟な運用形態の実現を目指します。
- グループホームやケアホーム等の誘致・整備を促進するため、地域住民の障がいのある人への理解を図るとともに、補助制度の活用を促進します。
- 障害者支援施設（生活介護、短期入所等）における介護職員のたん吸引等の実施に向け、施設職員等の研修参加などを促進します。



▲大垣市立かわなみ作業所通所者作品

4 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスの利用が見込まれる人や相談支援を利用するすべての障がい者または障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。（平成23年度までは、指定相談支援として実施）

また、地域相談支援では、障害者支援施設などに入所している障がい者又は入院している障がい者などが地域での生活に移行するための活動に関する相談（地域移行支援）や、居宅において単身などで生活する障がい者などに常時の連絡体制を確保する等（地域定着支援）の相談により必要な援助を行います。

● 利用状況と課題 ●

指定相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスですが、十分その機能が果たせていないのが実情です。

今後は、行政や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人を適切に把握するとともに、計画策定対象者を拡大してサービスを提供していくことが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
指定相談支援	サービス見込量(人分)	1	1	1
	実績値	1	3	3

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業 (か所)	5	5	5	7	9	10
基幹相談支援センター	—	—	—	0	1	1
計画相談支援(人)	1	3	3	70	120	210
地域移行支援(人)	—	—	—	20	40	50
地域定着支援(人)	—	—	—	20	40	50

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込数を合計した数値

※計画相談支援(人)は、平成 23 年度まで指定相談支援の人数とした

● 見込み量確保の方策 ●

- 行政と指定相談支援事業者など、関係機関との役割を明確にするとともに、相談支援体制における各関係機関の連携を強化していきます。
- 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者を活用します。
- 制度の改正に伴う新たなニーズや困難事例に対応できる専門的な相談支援体制の整備を目指します。
- 個々の障がいのある人がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、専門員による訪問活動を含めた相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを目指します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、取組みを進めます。
- 相談支援専門員による適切なケアマネジメント等が実施できるよう、人員の確保や専門的な研修への積極的な参加を関係機関に促します。

6 地域生活支援事業

1 その他の相談支援事業等

障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、専門的職員を配置するなどして、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

● 利用状況と必要な量の見込み ●

	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市町村相談支援機能強化事業（件）	—	0	0	1	1	1
住宅入居等支援事業（件）	—	0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業（件）	—	1	1	1	2	2

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

※市町村相談支援機能強化事業：市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

※住宅入居等支援事業：賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人又は精神障がいのある人（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整や支援等を行います。

※成年後見制度利用支援事業：判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対する補助を行います。

● 見込み量確保の方策 ●

- ▶ 気軽に相談できる体制を整備するため、ホームページなどインターネットを活用した相談支援体制の充実を目指します。
- ▶ ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、自立支援協議会の機能を充実します。
- ▶ サービス利用者の人権擁護や虐待防止を図るため、成年後見制度の利用を促進するとともに、虐待防止支援センターの実施に向けた研修等を行い、整備を図ります。
- ▶ 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人のさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行います。

2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳などの方法により、障がい者などその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者等派遣事業(人)	27	29	30	32	33	34

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

● 見込み量確保の方策 ●

- 要約筆記奉仕員のボランティア団体及び要約筆記者と障がいがある人とのコーディネートに努めます。
- 障がいのある人に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 催し物やイベントにおいて、手話通訳者や手話奉仕員及び要約筆記者や要約筆記奉仕員の参加について働きかけます。
- 市が発行する文書等の点訳・音声訳等による情報提供を進めます。

3 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1年あたり:件数)

	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
①介護・訓練支援用具	12	8	10	11	11	11
②自立生活支援用具	15	28	29	30	30	30
③在宅療養等支援用具	46	49	50	52	52	52
④情報・意思疎通支援用具	24	26	26	27	27	27
⑤排泄管理支援用具	3,710	4,006	4,326	4,672	5,045	5,448
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5	5	5	6	6	6

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

※①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

※②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

※③在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計など

※④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)、点字図書など

※⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

※⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

● 見込み量確保の方策 ●

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を目指します。

4 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、外出のために、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援を実施します。

● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	実施箇所数（箇所）	18	19	18	19	20	20
	利用者数（人）	78	93	74	81	89	98
	延利用時間数（時間）	543	757	883	971	1,068	1,175

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

● 見込み量確保の方策 ●

- 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。

5 地域活動支援センター

地域活動支援センターに障がい者などを通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者などの地域生活支援の促進を図ります。

● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	2	4	4	4	4	4
	利用者数（人）	55	45	45	45	49	54
	延利用日数（日）	26,870	17,222	20,050	22,055	24,260	26,686

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

● 見込み量確保の方策 ●

- 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障がいのある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

6 その他の事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業等を実施します。

① 訪問入浴サービス事業

- 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

● サービス現状と課題 ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴 サービス	実施箇所数(箇所)	1	1	2	2	2	2
	利用者数(人)	4	5	6	7	7	7
	延利用日数(日)	343	399	478	557	557	557

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

● 見込み量確保の方策 ●

- 利用者増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。

② 日中一時支援事業

- 障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援及び日常介護をしている家族の一時的な負担軽減を図ります。

● サービス現状と課題 ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時 支援	実施箇所数(箇所)	12	11	12	12	13	13
	利用者数(人)	57	81	89	93	98	103
	延利用日数(日)	1,747	1,994	2,193	2,303	2,418	2,539

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込み数を合計した数値

● 見込み量確保の方策 ●

- 介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービス^(※1)としての日中一時支援の利用を促進します。
- 障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障がいのある子どもを持つ親の就労支援と介助負担の軽減に努めます。
- 利用者数の増加に合わせて、市内サービス事業者の定員の拡張を図るとともに、近隣のサービス事業者の確保に努めます。

(※1)レスパイトサービス

親が介護疲れで倒れた時だけでなく、倒れる前に介護疲れから開放し休息を与えるという目的をもっています。さらに障がい児(者)をもつ親に一般の人たちと同じような就労や地域での交流、余暇活動への参加の機会を提供しようとする積極的な意味もあります。

資料編

- ・大垣市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿
- ・大垣市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱
- ・大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画策定の経過
- ・障がいのある人の権利に関する条約

資料1 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験のある者	岐阜経済大学代表	山 田 武 司
社会福祉を目的とする事業を営業者	大垣市医師会代表	日 下 部 良 邦
社会福祉に関する 活動を行う者	大垣市連合自治会連絡協議会代表	國 枝 義 見
	大垣市連合婦人会代表	谷 口 い つ ぶ
	大垣市社会福祉協議会会長	山 岡 泰 利
	大垣市社会福祉事業団理事長	大 角 勇
	大垣市民生・児童委員協議会代表	高 橋 和 子
	大垣市赤十字奉仕団委員長	小 林 良 子
	福祉推進委員連絡会会長	石 田 敏 恵
	大垣市障害者団体連絡協議会代表	馬久地 ふさ子
	岐阜県身体障害者福祉協会大垣支部代表	橋 川 実
	岐阜県自閉症協会大垣市ブロック長	伊 藤 恵
	大垣視覚障害者福祉協会代表	浅 野 己
	大垣聴覚障害者福祉協会会長	菅 沼 昭
	西濃地域精神障害者家族会いぶき会理事長	林 時 彦
西南陽光福社会代表	伊 藤 光 彦	
市民公募による者	市民委員	志 村 哲 子
	市民委員	平 松 薫
	市民委員	山 崎 幸 輝
その他市長が必要と認 める者	大垣公共職業安定所業務部長	寺 町 幸 子
	岐阜県西濃保健所健康増進課長	林 文 雄
	西濃子ども相談センター家庭支援課長	高 木 清 孝
	大垣特別支援学校校長	土 屋 明 之
	大垣市小中学校校長会代表	鷲 野 善 仁
	大垣商工会議所専務理事	成 瀬 重 雄

資料2 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会設置要綱

大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者が地域の中で安心して暮らせる社会を目指し、大垣市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画等」という。）について、障害者に関する施策及び事業の点検及び評価を行い、必要に応じ計画変更等の案を策定するため、大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画等の点検、評価及び計画変更の案の策定に関すること。
- (2) 計画期間が満期となった計画等の次期計画（以下「次期計画」という。）の案の策定に関すること。
- (3) 計画等の点検、評価並びに計画変更及び次期計画の案の市長への提言に関すること。
- (4) その他計画等の点検、評価並びに計画変更及び次期計画の案の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明等を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

資料3

大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成23年7月4日	障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査 策定・評価委員に対する調査項目に対する意見聴取
平成23年7月12日 ～ 平成23年8月19日	障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査の実施
平成23年8月5日～ 平成23年8月29日	障害者福祉に関する計画策定のためのヒアリング調査の実施
平成23年10月21日	第1回 障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会幹事会
平成23年10月31日	第1回 策定・評価委員会 (1) 障害者計画・障害福祉計画の進捗状況について (2) 大垣市第二次障害者計画及び第3期障害福祉計画について
平成23年11月24日	障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ会議
平成23年12月26日	第1回 自立支援協議会 (1) 大垣市第二次障害者計画及び第3期障害福祉計画（素案）について
平成23年12月26日	第2回 策定・評価委員会 (1) 大垣市第二次障害者計画及び第3期障害福祉計画（素案）について
平成24年2月22日	第2回 障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会幹事会
平成24年1月4日～ 平成24年1月31日	パブリックコメント募集
平成24年2月22日	第2回 障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会幹事会 (1) 大垣市第二次障害者計画及び第3期障害福祉計画（案）について
平成24年2月24日	第3回 障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会 (1) 大垣市第二次障害者計画及び第3期障害福祉計画（案）について

資料

障がいのある人の権利に関する条約

「障がいのある人の権利に関する条約（仮訳）」〔抄〕

川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）

前文

この条約の締約国は、

- (a) 世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものとして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかけがえのない権利を認める国際連合憲章において宣明された原則を想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての者はいかなる区別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、
- (c) すべての人権及び基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関連性、並びに障害のある人に対してすべての人権及び基本的自由の差別のない完全な享有を保障する必要性を再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、子どもの権利に関する条約並びにすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害〔ディスアビリティ〕が形成途上にある〔徐々に発展している〕概念であること、また、障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害のある人の機会均等化に関する基準規則に規定する原則及び政策指針が、障害のある人の機会を一層均等化するための国内的、地域的及び国際的な政策、立案、計画及び行動の促進、形成及び評価に影響を及ぼすに当たり重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害問題の主流化が重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対しても障害に基づく差別が人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) 更に、障害のある人の多様性を認め、
- (j) 障害のあるすべての人（一層多くの支援を必要とする障害のある人を含む。）の人権を促進し及び保護する必要性を認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害のある人が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活状況を改善するために国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害のある人が、地域社会の全般的な福利及び多様性に対して既に又は潜在的に貴重な貢献をしていることを認め、また、障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、障害のある人の帰属意識が高められること並びに社会の人間的、社会的及び経済的開発並びに貧困の根絶に大きな前進をもたらされることを認め、
- (n) 障害のある人にとって、その個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害のある人が、政策及び計画（障害のある人に直接関連のある政策及び計画を含む。）に係る意思決定過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的、先住的若しくは社会的出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害のある人の置かれた困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女性及び少女が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、子どもの権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力にジェンダーの視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害のある人の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、これに関しては、障害のある人に及ぼす貧困の悪影響に取り組むことが緊要であることを認め、
- (u) 国際連合憲章に規定する目的及び原則の完全な尊重並びに適用のある人権文書の遵守に基づく平和及び安全の状況が、障害のある人、特に武力紛争下及び外国の占領下の障害のある人の完全な保護に不可欠であることに留意し、
- (v) 障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たり、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健〔健康〕及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと、並びに国際人権章典において認められる権利の促進及び遵守のために努力する責任を有することを認識し、

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、
 (y) 障害のある人の権利及び尊厳を促進し及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国の双方において、障害のある人の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと、並びに市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野への障害のある人の平等な機会を伴う参加を促進することを確信して、次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
 障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。

第2条 定義

この条約の適用上、
 「コミュニケーション〔意思伝達・通信〕」とは、筆記〔文字言語〕、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式（アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕を含む。）とともに、言語、文字表示〔文字表記〕、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。
 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなしに、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。「ユニバーサルデザイン」は、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた補装具〔補助器具〕が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び人の自立に対する尊重
- (b) 非差別〔無差別〕
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン
- (d) 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環及び人類の一員としての障害のある人の受容
- (e) 機会の平等〔均等〕
- (f) アクセシビリティ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のすべての人権及び基本的自由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利を実施するため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法措置を含む。）をとること。
- (c) すべての政策及び計画において、障害のある人の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約に合致しないいかなる行為又は慣行をも差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従い行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別をも撤廃するためのすべての適切な措置をとること。

(f) 第2条に定めるユニバーサルデザインを用いた物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設についての研究及び開発を開始し又は促進すること。この場合において、これらの物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設は、障害のある個人に特有の必要〔ニーズ〕を満たすため、それらの供給及び使用を促進するため並びに基準及び指針の策定の際のユニバーサルデザインの採用を促進するため、可能な限り最小の調整及び最小の費用を要するものとすべきである。

(g) 負担可能な費用の技術〔機器〕を優先して、障害のある人に適した新たな技術〔機器〕（情報通信技術〔情報

通信機器)、移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を含む。) についての研究及び開発を開始し又は促進すること、並びにそのような新たな技術〔機器〕の供給及び使用を促進すること。

(h) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕(新たな技術〔機器〕を含む。) に関する並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設〔設備〕に関するアクセシブルな情報を障害のある人に提供すること。

(i) この条約において認められる権利により保障される支援及びサービスを一層効果的に提供するため、障害のある人と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する訓練を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段〔資源〕の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとることを約束する。ただし、この規定は、この条約に含まれる義務であって国際法に基づいて即時的に適用可能なものに影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策を策定し及び実施するに当たり、並びに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人(障害のある子どもを含む。)を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、障害のある人の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し又は逸脱してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第5条 平等及び非差別〔無差別〕

1 締約国は、すべての者が、法律の前及び下において平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等な保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害のある人に保障する。

3 締約国は、平等を促進し及び差別を撤廃するため、合理的配慮が行われることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特定の措置は、この条約に定める差別と解してはならない。

第6条 障害のある女性

1 締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第7条 障害のある子ども

1 締約国は、障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

2 障害のある子どもに関するあらゆる決定において、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。

3 締約国は、障害のある子どもが、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を有することを確保する。この場合において、障害のある子どもの意見は、他の子どもとの平等を基礎として、その年齢及び成熟度に応じて十分に考慮されるものとする。締約国は、また、障害のある子どもが、当該権利を実現〔行使〕するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。

第8条 意識向上

1 締約国は、次のための即時的、効果的かつ適切な措置をとることを約束する。

(a) 障害のある人の置かれた状況に対する社会全体(家族を含む。)の意識の向上、並びに障害のある人の権利及び尊厳に対する尊重の促進

(b) あらゆる生活領域における障害のある人に対する固定観念、偏見及び有害慣行(性及び年齢を理由とするものを含む。)との闘い

(c) 障害のある人の能力及び貢献に対する意識の促進

2 このため、締約国が講ずる措置には、次のことを含む。

(a) 次のために、効果的な公衆啓発活動を開始し及び維持すること。

(i) 障害のある人の権利を受容する態度の育成

(ii) 障害のある人に対する肯定的認識及び一層高い社会的意識の促進

(iii) 障害のある人の技能、功績及び能力並びに職場及び労働市場への貢献に対する認識の促進

(b) すべての段階の教育制度、特に幼年期からのすべての子どもの教育制度において、障害のある人の権利を尊重する態度を促進すること。

(c) すべての媒体〔メディア〕機関が、この条約の目的に合致するように障害のある人を描写するよう奨励すること。

(d) 障害のある人及びその権利に対する意識を向上させるための訓練計画を促進すること。

第9条 アクセシビリティ

1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムを含む。）、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設〔設備〕及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設〔設備〕（学校、住居、医療施設〔医療設備〕及び職場を含む。）
 - (b) 情報サービス、通信サービスその他のサービス（電子サービス及び緊急時サービスを含む。）
- 2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。
- (a) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスのアクセシビリティに関する最低基準及び指針を策定し及び公表すること、並びにこれらの最低基準及び指針の実施を監視〔モニター〕すること。
 - (b) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人にとってのアクセシビリティのあらゆる側面を考慮に入れることを確保すること。
 - (c) 障害のある人が直面するアクセシビリティに係る問題についての訓練をすべての関係者に提供すること。
 - (d) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕において、点字表示及び読みやすく理解しやすい形式の表示を提供すること。
 - (e) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。）のサービスを提供すること。
 - (f) 障害のある人が情報にアクセスすることを確保するため、障害のある人に対する他の適切な形態の援助及び支援を促進すること。
 - (g) 障害のある人が新たな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システム（インターネットを含む。）にアクセスすることを促進すること。
 - (h) 早い段階において、アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムに関する設計、開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、すべての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認し、また、障害のある人が他の者との平等を基礎として当該権利を効果的に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

第11条 危険のある状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法に基づく義務に従い、危険のある状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）における障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる。

第12条 法律の前における平等な承認

- 1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に対応し及び適合すること、可能な限り最も短い期間に適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に服することを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害のある人の権利及び利益に及ぼす影響の程度に対応したものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第13条 司法へのアクセス

- 1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続（調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。
- 2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適切な訓練を促進する。

第14条 身体的自由及び安全

1 締約国は、次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
(b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自由を不法に又は恣意的に奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従い行われること、及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在により正当化されないこと。

2 締約国は、障害のある人が、いずれの手段を通じても自由を奪われた場合には、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること、並びにこの条約の趣旨及び原則に従い取り扱われること（合理的配慮を行うことによるものを含む。）を確保する。

第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害のある人が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることを、他の者との平等を基礎として防止するため、すべての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（これらのジェンダーを理由とする状況を含む。）から障害のある人を保護するための適切な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 締約国は、また、搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し及び報告する方法に関する情報及び教育を提供すること等を通じて、特に、障害のある人並びにその家族及び介助者に対してジェンダー及び年齢を考慮した適切な形態の援助及び支援を行うことを確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、保護サービスが年齢、ジェンダー及び障害を考慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害のある人向けのすべての施設〔機関・設備〕及び計画が、独立した当局により効果的に監視〔モニター〕されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害のある人の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰〔社会的再統合〕を促進するためのすべての適切な措置（保護サービスの提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害のある人の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を促進する環境において行われるものとし、ジェンダー及び年齢に特有の必要〔ニーズ〕を考慮に入れる。

5 締約国は、障害のある人に対する搾取、暴力及び虐待の事案が明らかにされ、調査〔捜査〕され、かつ、適切な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女性及び子どもに重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護

障害のあるすべての人は、他の者との平等を基礎として、その身体的及び精神的なインテグリティ〔不可侵性〕を尊重される権利を有する。

第18条 移動の自由及び国籍

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、移動の自由、居所を選択する自由及び国籍についての権利を認めるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、国籍を取得し及び変更する権利を有すること、並びにその国籍を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

(b) 障害のある人が、国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し及び利用する法的資格、又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされることのある関連手続（出入国手続等）を行う法的資格を、障害を理由として奪われないこと。

(c) 障害のある人が、いずれの国（自国を含む。）からも離れる自由を有すること。

(d) 障害のある人が、自国に入学する権利を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

2 障害のある子どもは、出生の後直ちに登録されるものとする。障害のある子どもは、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、可能な限りその親を知りかつその親によって養育される権利を有する。

第19条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・ア

システムを含む。)にアクセスすること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

第20条 個人の移動性

締約国は、障害のある人が可能な限り自立〔自律〕して移動することを確保するための効果的な措置をとるものとし、特に次のことを行う。

(a) 障害のある人が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担可能な費用で移動することを容易にすること。

(b) 障害のある人が、質の高い移動補助具、補装具〔補助器具〕、支援技術〔支援機器〕、ライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者のサービスにアクセスすることを、特に、これらを負担可能な費用で利用可能なものとするにより容易にすること。

(c) 障害のある人に対し及び障害のある人と共に行動する専門職員に対し、移動技能の訓練を提供すること。

(d) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を生産する主体が、障害のある人の移動のあらゆる側面を考慮に入れるよう奨励すること。

第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第2条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

(a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブルな様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。

(c) 一般公衆にサービス(インターネットによるものを含む。)を提供する民間主体が、情報及びサービスを障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するように奨励すること。

(d) 大衆媒体〔マス・メディア〕(インターネットで情報を提供する主体を含む。)が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

第22条 プライバシーの尊重

1 障害のあるいかなる人も、居住地又は生活様式のいかなるを問わず、そのプライバシー、家族、家庭又は通信その他の形態のコミュニケーションを恣意的に若しくは不法に干渉され、又は名誉及び信用を不法に攻撃されることはない。障害のある人は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害のある人の個人情報、健康に関連する情報及びリハビリテーションに関連する情報についてのプライバシー〔秘密性〕を保護する。

第23条 家庭及び家族の尊重

1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び親族関係に係るすべての事項に関し、障害のある人に対する差別を撤廃するための効果的かつ適切な措置をとるものとし、次のことを確保する。

(a) 婚姻をすることのできる年齢にある障害のあるすべての人が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし及び家族を形成する権利を認めること。

(b) 障害のある人が、子どもの数及び出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利、並びにその年齢に適した方法で生殖・出産及び家族計画に関する情報及び教育にアクセスする権利を認めること。また、障害のある人がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供すること。

(c) 障害のある人(障害のある子どもを含む。)が他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

2 締約国は、子どもの後見、監督、管財、養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度についての障害のある人の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子どもの最善の利益は至上である。締約国は、障害のある人が子どもの養育についての責任を遂行するに当たり、その者に対して適切な援助を与える。

3 締約国は、障害のある子どもが家族生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現するため並びに障害のある子どもの隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある子ども及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

4 締約国は、子どもがその親の意思に反してその親から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が、司法の審査に従うことを条件として、適用のある法律及び手続に従い、その分離が子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、子どもは、その子どもの障害又は一方若しくは両方の親の障害を理由として親から分離されない。

5 締約国は、最も近い関係にある家族〔親及び兄弟姉妹〕が障害のある子どもを監護〔ケア〕することができない場合には、より広い範囲の家族の中で代替的な監護〔ケア〕を提供し、また、これが不可能なときは、地域社会の中での家庭的な環境で代替的な監護〔ケア〕を提供するためのすべての努力を行うことを約束する。

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするものを確保する。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利を実現するに当たり、次のことを確保する。

(a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。

(c) 各個人の必要〔ニーズ〕に応じて合理的配慮が行われること。

(d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度の下で受けること。

(e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害のある人が教育制度及び地域生活に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適切な措置をとる。

(a) 点字、代替文字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式、並びに歩行技能の習得を容易にすること。また、ピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕及びピア・メンタリング〔障害のある人相互による助言・指導〕を容易にすること。

(b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること。

(c) 盲人、ろう者又は盲ろう者（特に子どもの盲人、ろう者又は盲ろう者）の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現を確保することを容易にするため、手話又は点字についての適格性を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用するための並びに教育のすべての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる。この訓練には、障害に対する意識の向上、適切な拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式の使用、並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。

5 締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する。

第25条 健康

締約国は、障害のある人が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害のある人がジェンダーを考慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）にアクセスすることを確保するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害のある人に対し、他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担可能な費用の保健サービス（性及び生殖に関する保健サービス、並びに地域社会の公衆衛生計画を含む。）を提供すること。

(b) 障害のある人が特にその障害のために必要とする保健サービスを提供すること。当該保健サービスには、適切な場合には早期発見及び早期介入〔早期治療〕が含まれるとともに、二次障害〔新たに出現する障害〕、特に子ども及び高齢者の二次障害を最小にし及び予防するためのサービスが含まれる。

(c) 当該保健サービスを、障害のある人自身が属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで提供すること。

(d) 保健の専門家に対し、他の者と同一の質の医療〔ケア〕（特に、十分な説明に基づく自由な同意に基づいたもの）を障害のある人に提供するよう要請すること。このため、締約国は、特に、障害のある人の人権、尊厳、自律及び必要〔ニーズ〕に対する意識が高められるように、公的及び私的な保健部門のために訓練活動を先導し及び倫理規則を普及する。

(e) 健康保険及び国内法において生命保険が認められている場合には生命保険が障害のある人に対して公正かつ妥当な方法で提供されるものとし、これらの保険の提供に当たり障害のある人に対する差別を禁止すること。

(f) ヘルス・ケア若しくは保健サービス又は食料若しくは飲料の提供が障害に基づいて差別的に拒否されることを防止すること。

第26条 ハビリテーション及びリハビリテーション

1 締約国は、障害のある人が、最大限の自立〔自律〕、十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成しかつ維持することを可能とするため、特にピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕を活用して、効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は、

特に保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的〔多様〕なサービス及び計画を企画し、強化し及び拡張する。この場合において、これらのサービス及び計画は、次のとおりとする。

(a) 可能な限り最も早い段階で開始すること、並びに個人の必要〔ニーズ〕及び能力〔長所〕に関する学際的な評価に基づくこと。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への障害のある人の参加及びインクルージョンを容易にするものであること、障害のある人により任意〔自由〕に受け入れられるものであること、並びに障害のある人により自己の属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで利用されることができること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期訓練及び継続訓練の充実を促進する。

3 締約国は、障害のある人向けの補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕であって、ハビリテーション及びリハビリテーションを容易にするものの供給、知識及び使用を促進する。

第 27 条 労働及び雇用

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。この権利には、障害のある人にとって開かれ、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置（立法措置を含む。）をとることにより、障害のある人（雇用の過程で障害を持つこととなった者を含む。）のために労働についての権利の実現を保障し及び促進する。

(a) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

(b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（平等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（いやがらせ〔ハラスメント〕からの保護を含む。）及び苦情救済についての障害のある人の権利を保護すること。

(c) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、職業上の権利及び労働組合の権利を行使することができることを確保すること。

(d) 障害のある人が、一般公衆向けの技術指導及び職業指導に関する計画、職業紹介サービス並びに継続的な職業訓練サービスに効果的にアクセスすることを可能とすること。

(e) 労働市場における障害のある人の雇用機会及び昇進を促進すること。また、障害のある人が職業を求め、それに就き、それを継続し及びそれに復帰する際の支援を促進すること。

(f) 自己雇用〔自営〕の機会、企業家精神〔アントレプレナーシップ〕、協同組合の組織及び自己の事業の開始〔起業〕を促進すること。

(g) 公的部門において障害のある人を雇用すること。

(h) 適切な政策及び措置を通じて、民間部門における障害のある人の雇用を促進すること。これらの政策及び措置には、積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。

(i) 職場において障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保すること。

(j) 障害のある人が開かれた労働市場において職業経験を得ることを促進すること。

(k) 障害のある人の職業リハビリテーション及び専門リハビリテーション、職業維持並びに職場復帰の計画を促進すること。

2 締約国は、障害のある人が奴隷状態又は隷属状態に置かれず及び強制的又は義務的労働から他の者との平等を基礎として保護されることを確保する。

第 28 条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護

1 締約国は、自己及びその家族の適切〔十分〕な生活水準（適切〔十分〕な食料、衣類及び住居を含む。）についての並びに生活条件の不断の改善についての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利を障害に基づく差別なしに実現することを保障し及び促進するための適切な措置をとる。

2 締約国は、社会保護についての障害のある人の権利及びこの権利を障害に基づく差別なしに享有することについての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し及び促進するための適切な措置をとる。

これには、次の措置を含む。

(a) 障害のある人が、清浄な水に平等にアクセスすることを確保するための措置、並びに障害のある人が、障害に関連する必要〔ニーズ〕に係る適切かつ負担可能なサービス、補装具〔補助器具〕その他の支援にアクセスすることを確保するための措置

(b) 障害のある人、特に、障害のある女性及び少女並びに障害のある高齢者が、社会保護計画及び貧困削減計画にアクセスすることを確保するための措置

(c) 貧困の状況下で生活している障害のある人及びその家族が、障害に関連する費用をまかなうための国の援助（適切〔十分〕な訓練、カウンセリング、財政援助及びレスパイト・ケアを含む。）にアクセスすることを確保するための措置

(d) 障害のある人が、公的な住宅供給計画にアクセスすることを確保するための措置

(e) 障害のある人が、退職に関する給付及び計画に平等にアクセスすることを確保するための措置

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害のある人に対し、政治的権利の享有及びこの権利を他の者との平等を基礎として行使する機会

を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことにより、障害のある人が、直接に又は自由に選んだ代表を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害のある人が投票し及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(i) 投票の手續、施設〔設備〕及び資料が適切であること、アクセシブルであること並びに理解し及び利用しやすいことを確保すること。

(ii) 適切な場合には、支援技術〔支援機器〕及び新たな技術〔機器〕の使用を容易にすることにより、障害のある人が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票により投票する権利、選挙に立候補する権利、並びに政府のすべての段階において効果的に公職に就き及びすべての公務を遂行する権利を保護すること。

(iii) 選挙人としての障害のある人の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害のある人の要請に応じて、障害のある人自身により選ばれた者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することのできる環境を積極的に促進すること。また、障害のある人が政治に参加することを奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i) 国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加すること、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii) 国際的、国内的、地域的及び地方的な段階において、障害のある人を代表するための障害のある人の団体を結成し、及びこれに加入すること。

第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、文化的作品へのアクセスを享受すること。

(b) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化的な活動へのアクセスを享受すること。

(c) 障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受し、また、可能な限度において国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

2 締約国は、障害のある人が、自己の利益のためだけでなく社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法令が文化的作品への障害のある人のアクセスを妨げる不合理な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的なアイデンティティ（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とするため、次のことのための適切な措置をとる。

(a) 障害のある人が、あらゆる段階における主流〔一般〕のスポーツ活動に可能な最大限の範囲内で参加することを奨励し及び促進すること。

(b) 障害のある人が、障害に特有のスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、発展させ及びこれに参加する機会を有することを確保すること。また、このため、適切な指導、訓練及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

(c) 障害のある人が、スポーツ及びレクリエーションの開催地並びに観光地にアクセスすることを確保すること。

(d) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）に参加することができることを確保すること。

(e) 障害のある人が、レクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に責任を負う者及び団体によるサービスにアクセスすることを確保すること。

第31条 統計及びデータ収集

1 締約国は、この条約を実現するための政策を形成し及び実施することを可能とするための適切な情報（統計及び研究データを含む。）を収集することを約束する。締約国は、この情報を収集し及び保存する過程において、次の事項を遵守しなければならない。

(a) 障害のある人の秘密性の保持及びプライバシーの尊重を確保するための法定の保護（データ保護に関する法令を含む。）

(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範、並びに統計の収集及び利用に関する倫理原則

2 この条の規定に従い収集された情報は、適切な場合には分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために並びに障害のある人がその権利を行使する際に直面する障壁を明らかにし及び当該障壁に取り組むために用いられる。

3 締約国は、これらの統計の普及についての責任を負うものとし、障害のある人及び他の者がこれらの統計にアクセスすることができることを確保する。

第32条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認識し、また、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会（特に障害のある人の団体）と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。このよう

な措置には、特に次のことを含むことができる。

(a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害のある人にとって、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること。

(b) 特に、情報、経験、訓練計画及び最良の実践の交換及び共有を通じて能力形成を容易にしかつ支援すること。

(c) 研究における協力並びに科学的及び技術的知識へのアクセスを容易にすること。

(d) 適切な場合には、特に、アクセシブルな支援技術〔支援機器〕へのアクセス及びその共有を容易にすることにより並びに技術移転を通じて、技術援助及び経済援助を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない

大垣市第二次障害者計画・第3期障害福祉計画

発行年月	平成24年3月
発行者	大垣市 福祉部 社会福祉課 〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地 電話(0584)81-4111(代)